

平成17年第3回西予市議会定例会会期日程表

会期9月13日（火）～10月4日（火）（22日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
9月13日	火	本会議（開会）	・理事者提案説明
9月14日	水	本 会 議	・一般質問、質疑
9月15日	木	常任委員会	
9月16日	金	常任委員会	
9月17日	土	休 会	
9月18日	日	休 会	
9月19日	月	休会（敬老の日）	
9月20日	火	常任委員会	
9月21日	水	常任委員会	
9月22日	木	常任委員会	
9月23日	金	休会（秋分の日）	
9月24日	土	休 会	
9月25日	日	休 会	
9月26日	月	常任委員会	
9月27日	火	常任委員会	
9月28日	水	常任委員会	
9月30日	木	休 会	
9月31日	金	休 会	
10月 1日	土	休 会	
10月 2日	日	休 会	
10月 3日	月	休 会	
10月 4日	火	本会議（閉会）	・委員長報告 ・質疑、討論、採決

平成17年第3回西予市議会定例会会議録（第1号） 平成17年第3回定例会（1日目） H17.9.13

1.	招 集 年 月 日	平成17年9月13日
1.	招 集 集 場	西予市議会会議場
1.	開 会	平成17年9月13日
1.	散 会	平成17年9月13日
1.	出 立 議 日	午後3時56分

[illegible]

1. 欠席議員
1. 会議録署名議員
29番 宮本 元重
30番 二坂 隆重
1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市助收教總建產生教明城三病消總財企監野合事議	本	議事	付の	日し終	程事過	務出	課出	席吉井	別別別	紙紙紙	た良上のととの	三者	の孝千おとお	瀨職	通名	忠
長役役長	長長	長長長長長長	長長長長長長	長長長長長長	長長長長長長	長長長長長長	長長長長長長	長長長長長長	長長長長長長	長長長長長長	長長長長長長	長長長長長長	長長長長長長	長長長長長長	長長長長長長	長長長長長長
入育	企設業福育	總總總總總總	總總總總總總	總總總總總總	總總總總總總	總總總總總總	總總總總總總	總總總總總總	總總總總總總	總總總總總總	總總總總總總	總總總總總總	總總總總總總	總總總總總總	總總總總總總	總總總總總總
務務	活活	合合合合合合	合合合合合合	合合合合合合	合合合合合合	合合合合合合	合合合合合合	合合合合合合	合合合合合合	合合合合合合	合合合合合合	合合合合合合	合合合合合合	合合合合合合	合合合合合合	合合合合合合
市助收教總建產生教明城三病消總財企監野合事議	本	議事	付の	日し終	程事過	務出	課出	席吉井	別別別	紙紙紙	た良上のととの	三者	の孝千おとお	瀨職	通名	忠

議 事 日 程
1 会議録署名議員の指名 (29番 二宮 元、30番 坂本隆重)
2 会期の決定 (9月13日～10月4日 22日間)

平成17年第3回定例会（1日目） H17.9.13

3	議会報告第1号	各常任委員会の視察研修報告について（委員長報告）
4	議案第124号	平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業石城地区処理施設土木・建築工事変更請負契約について
5	議案第125号	西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について
	議案第126号	西予市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について
	議案第127号	西予市職員の修学部分休業に関する条例制定について
	議案第128号	西予市城川農産物加工センター設置条例制定について
	議案第129号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第130号	西予市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第131号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について
	議案第132号	西予市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
て		
	議案第133号	西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について
	議案第134号	西予市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例制定について
	議案第135号	西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第136号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
	議案第137号	合併前の明浜町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料の特例に関する条例を廃止する条例制定について
6	議案第138号	市道路線の廃止について
	議案第139号	市道路線の認定について
7	議案第140号	平成17年度西予市一般会計補正予算（第5号）
	議案第141号	平成17年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）
	議案第142号	平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第143号	平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）
	議案第144号	平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第145号	平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第2号）
	議案第146号	平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）
	議案第147号	平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第148号	平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第149号	平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第150号	平成17年度西予市上水道事業会計補正予算（第1号）
8	認定第1号	平成16年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第2号	平成16年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第3号	平成16年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第4号	平成16年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第5号	平成16年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第6号	平成16年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第7号	平成16年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第8号	平成16年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第9号	平成16年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第10号	平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第11号	平成16年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第12号	平成16年度西予市上水道事業会計決算の認定について
	認定第13号	平成16年度西予市病院事業会計決算の認定について
	認定第14号	平成16年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	議会報告第1号
4	議案第124号
約について	
5	議案第125号
	議案第126号
	議案第127号
	議案第128号
	議案第129号
	議案第130号
	議案第131号
	議案第132号
て	
	議案第133号
	議案第134号
	議案第135号
	議案第136号
	議案第137号
例制定について	
6	議案第138号
	議案第139号
7	議案第140号
	議案第141号
	議案第142号
	議案第143号
	議案第144号
	議案第145号

			平成17年第3回定例会（1日目） H17.9.13
議案第146号	平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）		
議案第147号	平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第148号	平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）		
議案第149号	平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）		
議案第150号	平成17年度西予市上水道事業会計補正予算（第1号）		
8	1号	平成16年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	
認定第2号	平成16年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第3号	平成16年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第4号	平成16年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第5号	平成16年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第6号	平成16年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第7号	平成16年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第8号	平成16年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第9号	平成16年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第10号	平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第11号	平成16年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第12号	平成16年度西予市上水道事業会計決算の認定について		
認定第13号	平成16年度西予市病院事業会計決算の認定について		
認定第14号	平成16年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について		

開会 午前10時00分

○議長 ただいまの出席議員は31名であります。これより平成17年第3回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より議案招集のあいさつがあります。

○三好市長 平成17年第3回西予市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。
 昨年は5つの台風が次々と襲来し、西予市も甚大な被害を受け、1年がかりの災害復旧に取り組んでまいりました。どうかこの台風が来ないことを祈っておりますが、自然の力に勝つことはできず、先週の火曜日には大型で非常に強い台風14号が襲来し、大変心配をしたところであります。何とか最悪のコースだけは免れ、大事に至らず安堵したところですが、家屋や農作物への被害に遭われた方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。
 また、先日の日曜日には全国的に関心が高かった衆議院議員総選挙が執行されました。自民党の圧勝という結果となりましたが、この結果が今後の政局にどのような影響するか、注目しているところであります。議員の皆様にはこの数日間何かとご多忙でお疲れのことではなかったかと拝察を申し上げます。本日はこのような折にもかかわらずご出席をいただきまことにありがたくお礼を申し上げます。

昨年のこの時期には、市内で26会場におきまして、議員の皆様のご協力のもと市政懇談会を開催し、施政方針を説明するとともにまちづくりに関する市民の方々の声を聞かせていただきました。ことしは少し趣向を変えて、小グループ、小団体を対象に、市長とふれあいトークと題して計画を進めており、参加グループを募集いたしましたところ、現在のところ9団体から申し込みがありましたので、それぞれの団体と日程等協議して開催していく考えであります。さて、今回の定例会におきましては、議員の皆様方からの一般質問をお受けするとともに、契約案件1件、条例制定4件、条例改廃9件、道路案件2件、補正予算11件及び決算認定14件の合計41議案についてご審議をお願い申し上げます。議案等の説明・理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれ決定、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告はお手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

（日程1）

○議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に29番二宮元君、30番坂本隆重君の両名を指名いたします。

（日程2）

○議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は本日から10月4日までの22日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から10月4日までの22日間と決定をいたしました。

（日程3）

○議長 次に、日程第3、議会報告第1号「各常任委員会の視察研修報告について」を議題といたします。

第2回定例会の議決に基づき実施をいたしました各常任委員会の視察研修結果について、各常任委員長の報告を求めます。

○亀井秀男総務常任委員長 それでは、総務常任委員会視察報告を申し上げたいと思います。

7月27日から29日までの3日間にわたり、長野県松本市、長野市、飯山市、群馬県草津町の4市町を訪問し行政視察を行いましたので、その概要を報告いたします。

1つ、国の重要文化財旧開智学校について。

昭和62年に旧宇和町の開明学校と姉妹館提携を結んだ旧開智学校は、ちょうど改修工事中でありましたが、日本国内で最も古い小学校の一つで、市民レベルでの親善交流が深まりを見せていることもあって、我々の訪問に対する歓迎ぶりに姉妹館提携というきずなの強さと温かさ、歓迎に深く感銘いたしました。

2、インターネットアカデミック特区、地域力活用教育特区について、長野市であります。

構造改革特区は自発的な発想により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する区域を設け、地域経済の活性化を図る制度です。インターネットアカデミック特区は、インターネットの活用により、在宅にして大学院の卒業資格も取得可能になるもので、18年4月の開校を目指した準備が進められていました。この取り組みが成功すれば、時間や場所に束縛されないう教育が受けられることとなり、今までの教育という概念を一新するような取り組みになることは間違いないさそうです。グリーン・ヒルズ小学校（地域力活用教育特区）は、飯綱高原にある民間の休遊施設を借用し、学校教育法による規制を受けないため、校地校舎を持たない学校の取り組みでありました。従来の学校というイメージとは全く異なった環境で、地域の教育力を生かした体験学習など、不登校や学校になじめない子供たちを対象に、一人一人に合った対応と教育に取り組んでいる様子を視察いたしました。不登校などの実態を考えたとき、強制されないで自由に学べることは理想であり、常識を覆す活発的な取り組みに感心すると同時に、今後の成果を見定める必要も感じました。

3、行財政改革について、飯山市。

地方分権により住民に最も近い自治体として創意工夫を凝らし、自立して魅力あるまちづくりを推進するためには、人員や経費の削減だけでなく、市民と市が適切な連帯と役割分担により施策の立案から実行まで推進していくことが大切です。飯山市では平成15年3月に職員40名の削減、職員給与、特別職報酬の減額、保育所や学校の統合や廃校の活用、外部委託、補助金の見直しなどを盛り込んだ第3次行財政改革大綱を策定し、一部は既に目標達成あるいは達成確実の状況になっていました。飯山市の行革は、平成7年度から始まっておりますが、合併しない道を選択されただけに、行革推進に取り組む姿勢は並々ならぬ意気込みを感じ、今後の西予市の進むべき方向に参考になるものと思いました。

4、自立と共生の町について、群馬県草津町。

最初に驚いたことは、我々の委員会が役場を訪れると、正面玄関のガラスに大きく「歓迎、西予市議会総務常任委員会視察」の表示があり、一同感激しました。こうした訪れた人の気持ちをうまくとらえた歓迎ぶりや対応には見習う点があることを強く感じました。自立と共生のカリスマと言われる中澤町長は、交付税減額解消のために観光と交流人口に着目し、町民憲章にありま「歩み入る者に安らぎを、去りゆく者に幸せを」を基本理念に実践5原則の安全・清潔・親切・誘客・節約に心がけ、年間300万人の観光客を10年後には400万人に伸ばすことを目標目指しております。選出主義を基本に自治体が自立し、住民参加による共生で日本一元気な観光地づくりのため日々意識改革を訴えられている内容を語っていただき、その話の中に吸い込まれていくような気持ちでありました。今回の研修で中澤町長から直接話を聞き、長年かけて積み重ねてこられた実績が結果となって自立と共生のカリスマと呼ばれるようになったのだなと納得いたしました。

これをもちまして総務常任委員会の報告とさせていただきます。

○坂本隆重厚生常任委員長 厚生常任委員会視察研修の報告をいたします。

当委員会では8月2日から4日までの3日間、青森県弘前地区環境整備センター、秋田県大館クリーンセンター、秋田ウッド株式会社において、家庭及び事業所等から出たごみの公害環境を考えた減量化やリサイクル等の取り組みについて視察研修を行いましたので概要をご報告いたします。

21世紀は環境と福祉の時代と言われていますが、人類の歴史の大部分は環境と経済が両立してまいりました。しかし、20世紀に入り世界人口の増加、1900年当時当初には世界人口は約16億5,000万人、それが2005年に至っては65億人を超えると言われております。

一方、経済成長は物的な豊かさを求め急成長し、したがって経済活動は拡大し、環境破壊がさまざまな形であらわれてまいりました。地球環境問題が深刻化し、過剰消費と過剰廃棄の時代に入ったのであります。国は循環型社会形成推進基本法2001年1月完全施行、資源有効利用促進法2001年4月改正施行、容器包装リサイクル法2000年4月完全施行、家電リサイクル法2001年4月完全施行、食品リサイクル法2001年5月完全施行、建設リサイクル法2002年5月完全施行、廃棄物処理法2003年12月完全施行、自動車リサイクル法2005年1月完全施行、グリーン購入法2001年4月完全施行等を制定しております。このような背景の中で、西予市の現状は年間8億円のゴミ処理費用を払っています。今後どう対処すべきか、先進地の研修を行いました。

平成15年3月完成の弘前地区環境整備センターは、総事業費187億円、鉄筋地下1階、地上5階、対象人口は25万7,000人で、12分別を基礎とし処理をしておりました。特に目標と考えていることは3R運動を目標として、リデュースすなわちごみになるものを家庭に持ち込まない、リユース、繰り返して同じものを使用する、リサイクルすなわちごみをもう一度素材、原料として使用する。分別すればまぜればごみ、分ければ資源を実行しておったことであります。

次に、大館クリーンセンターを視察、非常に参考になった施設でありました。

民設民営のすなわちPFI方式で、でき上がったばかりであります。受託者は大館エコマネジ株式会社、平成17年8月、行ったときにちょうど落成式をやっております。いろいろ参考になったわけですが、契約期間は15年間、ただし協議により5年間の延長を認める。委託料は15年間で約118億円、これは建設費、処理費等を含む。対象人口は8万4,600人、市の担当者の話によりますと、建設維持管理コストは、一般的に行われている事業の約半分であるということをおっしゃいました。

また、大館市は地球に優しい環境づくりを目指して、市民、企業等の協力を得ながら環境負荷の低減に努力してまいりました。

秋田県と大館市を含む18市町村が策定した秋田県北部エコタウン計画は、平成11年11月に国、厚生大臣、通商産業大臣の承認を得て、平成15年1月に変更計画を承認を得て進めてきた施設整備事業であります。主な事業については、株式会社エコサイクル、これは家電リサイクル事業を主としたもので工業関連基礎基盤を活用し、家電リサイクル法、対象4品目をリサイクルする事業であります。

次いでコンポスト事業、大館市がやっておりますのですが、これは鶏ふんと生ごみなどを原料として有機肥料を製造する事業であります。

次いで廃プラスチック利用建材製造事業、すなわち秋田ウッド株式会社が行っております。すなわち木材、木製製造業から排出される廃木材や木質建築材と家電リサイクル工場や地域の誘致企業から排出される廃プラスチック原料としてすぐれた新建材を製造する事業でございます。

次いで、大規模風力発電事業としては、東北自然エネルギー開発株式会社、これは600キロワット級の風車を24基建設し、発電する事業でございます。

次いで、リサイクル製錬拠点形成事業の小坂製錬株式会社。

次いで、リサイクルプラザ整備事業、缶や瓶、ペットボトルなどの容器包装類や資源となる廃棄物の分別拠点を整備する事業です。

以上のような事業を推進しているとのこととございました。そこで西予市においても市民の意識改革を図り、発生抑制、発生再利用、再生利用を徹底し、その上市民、企業の協力を得ながらコンポスト事業、廃プラスチック利用事業、再利用事業等の施設の整備事業すなわち西予市エコタウン計画を国に申請し、早期に承認を得て計画を推進することではないかと考えました。

以上、平成17年9月13日厚生委員会委員長報告を終わります。

○岡山清秋産業建設常任委員長 産業建設常任委員会では、7月28日から30日にかけて長野県内において先進地研修視察を行いました。ご報告をいたします。

まず、佐久市における全戸水洗化計画について。

農村の生活革命は排水処理からというのをスローガンに、平成元年佐久市は全戸水洗化計画をスタートいたしました。市内各地で説明会を開き具体策を絞り、平成3年に生活排水処理エリアマップを作成いたしました。以降、市の年間予算の約20%を下水道関係事業に投入をし、現在市内における公共下水道、農業集落排水、コミュニティープラント、合併浄化槽を合わせた全体の供用率は89.4%、水洗化率は74.8%となっております。業務遂行に取り組みしております。水洗化率の向上を自然環境の改善にも貢献し、市が状況を把握するために実施した身近な生き物の生殖分布調査報告書において、如実にその成果があらわれております。西予市では第2次愛媛県全圏域下水道化基

本構想に基づき、地域の集落特性に応じた下水道整備を推進しておりますが、今後は事業方式や実施区域のすみ分けを中心的な考え方に置き、より計画的に取り組むことが必要です。住民の声を聞き、十分な理解を得て推進すること、エリアマップを活用した情報の共有化が大切であると考えます。

そしてまた、南予地方の水源地である当市が、環境改善に努力する姿勢を周辺市町にアピールしていくことも重要であると思います。

次に、宮田村における独自の農業方策と伊那市の農業公園について。

宮田村には宮田方式と呼ばれる一村一農場を目指した独自の農業システムがあります。JAと村、生産者が一体となって農業の振興や支援に取り組んでおります。その中で特筆すべきものが地代制度、農地所有者が所有面積に応じて拠出した反当たり5,500円の共助金を基金として造成し、農地流動化の推進に運用しております。多様な担い手が存在する中で、当制度が確立に至るまでの苦勞、そして地域リーダーの強い意志を感じました。

一方、伊那市のみはらしファーム、これは総面積10ヘクタール、全26施設からなる農業総合公園です。当公園は昭和50年の開設後、温泉、農園、農産物販売所を3本柱に据え、徐々に規模を拡大し現在に至っております。各施設の経営主体はさまざまで、任意団体、地元の生産組合に委託や指定管理者の指定をしております。いずれも独立採算制で運営しており、これまでの間淘汰を繰り返しながら公園全体に存続、繁榮しております。観光農園とはいえ、そこには組織が根を張り、地域農業者の育成に寄与しております。

これら2つの事例を見ますと、いずれも行政とJAの連携の深さが読み取れます。お互いが役割分担をし、知恵を出し合いタイアップしていく、農業の振興は行政の力のみでは難しいものがあります。幸いことし4月に当西予市農業支援センターが設置され、市と農協の垣根を越えた事務の一体化による支援体制の強化が図られました。西予市の主要産業である農業の活性化に向け、同センターの取り組みに今後ますます期待をするところであります。

以上で委員長の報告といたします。

○議長 以上で各常任委員会の視察研修報告を終わります。

（日程4）

○議長 次に、日程第4、議案第124号「平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業石城地区処理施設土木・建築工事変更請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○安藤建設部長 議案第124号「平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業石城地区処理施設土木・建築工事変更請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

石城地区処理施設土木・建築工事につきましては、平成16年第3回臨時議会で議決をいただき、宇和土建株式会社代表取締役日置隆則氏と請負金額2億370万円を契約を締結し現在施工中であります。このたび終末処理場の埋め戻し並びに盛り土費用884万4,000円、場内の整備工事費用707万5,000円及びこれらに係る諸経費680万円の設計変更の必要が生じたため、合計2,271万9,000円を増額し、請負金額を2億2,641万9,000円とする工事変更請負仮契約を去る平成17年8月31日に締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第124号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第124号「平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業石城地区処理施設土木・建築工事変更請負契約について」原案可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 起立多数であります。よって、ただいまの議案第124号は原案のとおり決定されました。

（日程5）

○議長 次に、日程第5、議案第125号「西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について」から議案第137号「合併前の明浜町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料の特例に関する条例を廃止する条例制定について」までの13件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○森総務企画部長 議案第125号「西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

従来職員給与等の公表は、事務次官通達に基づき広報紙等を用いて職員給与等の実態を住民に公表するものであり、市における人事行政の運営状況を住民に公表することにより、その公正性、透明性を高めることを趣旨としております。今回地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、その公表が義務づけられたことから、公表に関する必要事項について定めた本条例を制定するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第126号「西予市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期つき職員の採用に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い制定するものであります。定年退職後もさまざまなライフスタイルの選択が可能となってきており、定年後の人生に備えるための準備の需要が高くなっております。このような状況から、高齢職員に対して勤務形態の選択肢を提供することにより、心身の健康を維持増進するとともに、公務能率の増進を図るものであります。内容は、55歳以上の職員が定年退職までの間で部分休業により勤務時間の短縮を可能とするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第127号「西予市職員の修学部分休業に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期つき職員の採用に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い制定するものであります。高度化、複雑化する社会情勢の中では、視野が広く、先例にとらわれない

柔軟な発想を持ち、さまざまな課題に迅速、適切に対処できる職員が必要となってきております。このような状況のもと職員が自主的に能力開発を行うことにより、みずからの資質を高め、公務員能率と住民サービスの向上を図るものがあります。内容は、全職員を対象に大学、その他の教育施設で学ぶ場合、2年を超えない範囲で勤務時間の短縮を可能とするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

失礼いたしました。

次に、議案第129号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院規則の育児または介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限に関する規定等が改正され、平成17年4月1日付で施行されることに伴うものであります。その主な内容につきましては、任期つき短時間勤務職員の勤務時間や週休日等及び育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務に関する規定等を新たに追加するものであります。

続きまして、議案第130号「西予市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公共団体の一般職の任期つき職員の採用に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであります。今回の改正の主な内容は、市町村合併の進展などに伴う行政の高度化、専門化や多様化する住民のニーズに対応した行政サービスの充実を図り、公務のより能率的な運営を促進するといった同法の趣旨、目的を考慮し、これまでの専門的な知識、経験等を有する者の任期を定めた採用のほか、任期つき採用をすることができる場合の要件、任期等を法律上明確に定める等、任期つき採用の拡大を図るものであります。

続きまして、議案第132号「西予市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○大森産業部長 議案第128号「西予市城川農産物加工センター設置条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

昨年度より城川町下相において建設を進めてまいりました農産物加工センター第2工場がこのほど完成し、今後市内の果樹、農産物の振興に大いに寄与できるものと期待をいたしているところであります。本条例はこの第2工場と従来の加工センターの運営について、新たに指定管理者制度導入の仕組みを取り入れ、一体的かつ効率的な運営を行うことにより、地域産業の活性化を図ることを目的に制定するものであります。

なお、本条例の制定にあわせ暫定でありました城川町農産物加工センター設置条例は廃止することといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野教育部長 議案第131号「西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

野村地区太田団地の4戸につきましては、野村総合支所建設課が管理をしておりましたが、入居者が教職員であることから、管理を学校教育課に移管されたことにより本条例の一部を改正するものであります。これによりまして、この4戸を含め教職員住宅は81戸となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○松本生活福祉部長 議案第133号「西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について」、議案第134号「西予市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例制定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、痴呆という用語を認知症と呼称する等の見直しが行われました。

それに伴いそれぞれの条例の一部を改正するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第135号「西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険制度改革関連法案が本年10月1日から施行されることに伴い、つくし苑の使用料を改正するものであります。改正法の基本的な考え方は、在宅と施設の給付と負担の公平性を図ることでありまして、介護保険施設等における居住費及び食費を保険給付の対象外とすることに伴う所要の改正が行われました。具体的には、施設の利用者負担額は収入に応じて第1段階から第4段階までに区分され、その区分に応じて負担額が設定されました。

また、介護保険施設の報酬累計を居住環境の違いに応じて多床室、従来型個室、ユニット型個室、ユニット型個室と5つの累計に分類し、居住環境の違いを勘案した居住に要する費用を個別負担といたしました。今回の改正によりまして、つくし苑への入所の場合は、多床室と従来型個室に分類されますので、それぞれ改正されました第1段階から第4段階までの負担限度額をつくし苑の使用料として負担していただくわけですが、今回示されました個人負担額は、厚生労働省の告示により定められるために条例の個室1、500円、2人室750円を削除するものであります。

また、通所者の食事代につきましては、示された入所者の食事代を加味しておやつ代も含め600円と定めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第137号「合併前の明浜町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料の特例に関する条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市内各診療所の医師の給料及び手当等に関しましては、合併時の調整が困難であったため、特例として合併前の給与体系を新市に引き継ぐ形で運用をしております。明浜町区域につきましても、この特例条例を設けて運用してまいりました。現職の医師4名は西予市になって採用された医師であり、この特例条例を適用される医師が存在しなくなりましたので、本条例を廃止するものであります。

なお、現職の診療所医師の給料及び手当等の取り扱いにつきましては、現行の西予市職員の給与に関する条例及び西予市職員の特殊勤務手当に関する条例に基づき運用いたします。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○荒井消防本部消防長 議案第136号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

ことし5月28日から6月2日にかけて今治市大三島町で林野火災が発生し、約133ヘクタールを焼失するという甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいところです。これを受けまして総務省消防庁から、これらの林野火災を防止する方策の一つとして火災警報発令中の林野内で喫煙制限について各市町村の火災予防に関する条例中に規定するよう通知があり、また人体への影響が問題となっている石綿いわたるアスベストについて、今までボイラー等の遮熱材として例示していたところから、これを削除することが必要であるとして、あわせて改正の通知があったところです。今回の改正は、これらの通知に基づき所要の改正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

（日程6）

○議長 次に、日程第6、議案第138号「市道路線の廃止について」及び議案第139号「市道路線の認定について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○安藤建設部長 議案第138号「市道路線の廃止について」、議案第139号「市道路線の認定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回、市道6路線の廃止と10路線の認定をお願いいたしております。

まず、宇和町の中川地区125号線は、旧県道八幡浜・宇和線の降格予定に伴い県道と重複認定をしておりましたが、八幡浜・宇和線の廃止に伴い、一部が県道伊延・永長線に再認定されましたので、全線廃止後、起点側を多田地区101号線、終点側を中川地区125号線として認定をお願いするものであります。

旧町地区196号線は、米博物館までの観光客の誘導路として旧路線開始後路線延長の上再認定をお願いするものであります。

田之筋地区129号線は、さくら団地の開発区域に含まれるため、全線廃止後起点側の再認定をお願いするものであります。

城川町の池野々2号線は、宝泉坊第2ロッジの完成に伴い、路線の終点側が市道としての機能を有しなくなったため全線廃止後起点側の再認定をお願いするものであります。

板ヶ谷1号線は、水道施設建設に伴い、施設完成後管理道路として、また地域の生活道路として全線廃止後路線延長の上再認定をお願いするものであります。

三瓶町の垣生141号線は、県営一般農道整備事業にあわせて地区の幹線道路として有効利用するため、路線廃止後起・終点をそれぞれ延長の上再認定をお願いするものであります。

野村町の下権現駄場線は、これまで主に農道として利用されておりましたが、沿線には住宅も建設され、現在は地区内の生活道路としての機能を有しており、市道として認定をお願いするものであります。

三瓶町の垣生300号線及び津布里330号線は、地区の生活道路として、また避難道路として市道の認定をお願いするものであります。

なお、本件に係る市道の廃止及び認定につきましては、さきの8月25日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

（日程7）

○議長 次に、日程第7、議案第140号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第5号）」についてから議案第150号「平成17年度西予市上水道事業会計補正予算（第1号）」についてまでの11件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○三好市長 議案第140号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第5号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、国の動向について触れたいと存じます。

さきの総選挙では、各政党とも大小の差はあれども改革を論点として戦われ、そして国民の審判が下されたわけでありましたが、その結果はご承知のとおり、郵政改革を通し構造改革を全面に押し出した小泉自民党の単独過半数の圧勝でございました。この結果は私どもも深く受けとめる必要があるとともに、これからの時代は改革を競うことになったことと否めないものであり、改革を旗印とした新たな政策課題を国民に示されることになったと思っております。したがって、今後はこの改革の旗印によって私たちの身の回りは、いまだかつてないほど目まぐるしく、そして急速な勢いで社会が変遷してまいるものと自覚しておかなければなりません。

また私どもは、今回の選挙の中で見られた少数意見排除の理論を一方向的に片づけることがなく、勝つかぶとの緒を締めてほしいと願うものでございます。

さて、国、地方の財政状況は極めて、改めて言うまでもございせんが、非常に逼迫しており、改革という4文字につきましても、国も地方も避けて通ることはできないまでに至っております。

しかし、改革を断行するということは、必ず国民あるいは市民に痛みが伴います。また、この痛みの押しつけは偏ったものだけに押しつける、あるいは理不尽な手法をとるといったことだけでは絶対にあってはならないものと深く受けとめるものでございます。西予市におきましても、行財政改革を進めている最中でありますが、このようなことを十分に踏まえ、改革を後世において理解でき、安住できる市民生活のために慎重かつ公正・公平を遵守し、市民の皆様が納得していただける改革に取り組んでまいり所存でございますので、何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本議会では平成16年度の各会計の決算認定をお願いするようになっております。昨年はご案内のとおり、合併初年度ということで、旧町の持ち寄りの予算が大きくウエートを占めていたこともございまして、それぞれの行政分野で住民のニーズに沿った施策となっていたのか、あるいは隅々まで行き届いた行政がなされていたのかなどを含め、今回の決算書を土台としていただきながら来年度予算がよりむだのない効率的な予算となるよう、議員各位の厳しいご意見を拝聴願えれば幸いです。

では、本題の補正予算案でございますが、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ11億6,514万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を273億9,739万8,000円と定めるものでございます。

その主な内容でございますが、まず総務費では、城川町の健康保養地構想事業が11月にオープンする運びとなっており、このことに伴いまして一連の大型事業が完成することに至ります。そこで、今回総合落成式を挙げる経費を計上しております。

また、そのほかに固定資産税業務の統一化を図り、適正な課税に努めるとともに、事務の効率化と住民サービスの向上を目指す上で、西予市総合型GISの導入いわゆる地図情報システムの導入を計上いたしております。

また、そのほかの経費としましては、昨年度は市章の制定をいたしましたが、本年度は市の花、市の木及び市の鳥を制定したく、その募集経費等を計上いたしております。総額で4,261万4,000円でございます。

次に、民生費におきましては、介護保険法の一部改正によって電算システムの改修費が主な経費となっております。総額で1,621万1,000円でございます。

次に、衛生費の主なものとしましては、病院群輪番制の運営事業費が国・県負担金の廃止に伴い増額となるものであります。

また、光浄苑の代車等の修繕あるいは可燃ごみの収集、焼却に係る経費の計上、さらには宇和町の上水道第4次拡張事業に伴います一般会計からの出資金を計上いたしております。

なお、この宇和町上水道事業第4次拡張事業は、2年後に供用開始となります公共下水道や農業集落排水事業の普及に伴います水需要の増加のための対応として、昨年夏場には水不足となる状況を考慮した上で建設計画であり、大変重要な事業と位置づけております。

なお、事業の概要であります。宇和町明石に浄水場を建設し、歴史博物館駐車場より上部に位置する市有地に配水池を建設する総事業費17億3,700万円余りを見込む大規模事業であります。総額で4億1,526万円となっております。

ます。

次に、農林水産業費でございますが、団体営土地改良事業の一つとして三瓶南地区のモノラック整備事業費や塩ぶろはま湯のろ過施設の修繕費、さらには間伐材出荷補助金を計上しております。またそのほかに、城川町の辰の口ヨウゼン線の舗装工事費とりの面修理工事や野村町の林道内場樽線のり面地質調査委託料を計上いたしております。総額で132万6,000円でございます。

次に、土木費の主なものにつきましては、宇和町の仁土がけ崩れ防災対策工事費や道路維持工事費、さらには県営事業負担金を計上しております。また、来年度事業への対応として、宇和町の多田地区103号線、下宇和地区4号線、城川町の今田中線の各路線の測量設計委託業務費や下宇和地区58号線道路改良工事費、三瓶町日の出橋追加工事費、河川維持工事費を計上いたしております。総額で1億6,544万7,000円となっております。

次に、消防費では、城川町の今田地区耐震性貯水槽設置工事費を計上いたしております。総額で840万2,000円でございます。

なお、教育費におきましては、各施設の修理費が主なものとなっております。総額で753万4,000円の減額でございます。

以上、歳出予算の概要でございましたが、続きまして主な歳入についてご説明いたします。

まず、国・県負担金や補助金として災害復旧費国庫負担金6,200万1,000円、市町村合併国庫補助金4,054万6,000円、合併市町周辺地域振興補助金2,414万6,000円等々を計上いたしております。

また、繰越金6億3,057万円、町債の追加として2億6,140万円を計上いたしておりますが、この上で歳出に不足する財源措置として財政調整基金1億2,680万8,000円の繰り入れを行っております。

以上、ご説明しましたが、詳細な点につきましては担当課長からご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○清水財政課長（補足説明）

○松本生活福祉部長 議案第141号「平成17年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、本予算の歳入歳出に25万6,000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,213万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、施設授産場費の事業費で光熱水費11万9,000円、機械器具費の修繕料10万円、授産場で生産した手袋の送料を一時立てかえ払いするための運搬料3万7,000円でございます。

なお、運搬料3万7,000円につきましては、収入の雑入で増額を受け入れております。

歳入では、一般会計繰入金21万9,000円と雑入が3万7,000円を予定いたしております。

続きまして、議案第142号「平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は歳入において予算の組み替えを行うもので、前年度繰越金35万1,000円を増額し、償還金を同額減額するものであります。これによる歳入歳出予算の総額に変更はございません。

次に、143号を飛ばしまして議案第144号「平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

今回の補正は、療養給付費等負担金、療養給付費等交付金、財政調整基金繰入金、繰越金並びに保険給付費及び老人保健拠出金の調整を行うものであります。

歳出につきましては、退職被保険者等高額療養費で2,025万9,000円の増額、老人保健拠出金で8,390万5,000円の減額、高額療養費貸付金で596万3,000円増額し、合計5,768万3,000円を減額いたしました。

歳入につきましては、療養給付費等負担金で2,681万3,000円の減額、療養給付費等交付金過年度分で2,025万9,000円の増額、財政調整基金繰入金で1億6,879万6,000円の減額、前年度繰越金で1億1,170万4,000円の増額、高額療養費貸付金収入で596万3,000円の増額であります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ5,768万3,000円を減額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を51億7,324万2,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてであります。今回の補正の主な内容は、前年度確定によります繰越金の調整、明浜の各診療所における医業費の増額、土居診療所診療体制の変更に伴う人件費の調整及び耐震費負担金の予算組み替えであります。

それでは、診療所別にご説明をいたします。

俵津診療所の歳出では、一般管理費の需用費等を32万円増額、医業費では備品購入費を11万6,000円増額いたしました。

歳入では、一般会計からの繰入金を34万6,000円増額、前年度繰越金を9万円増額し、歳入歳出予算の総額を1億199万6,000円といたしました。

次に、狩江診療所の歳出を説明いたします。

一般管理費の修繕料を21万5,000円増額し、歳入では一般会計からの繰入金を20万5,000円増額、前年度繰越金1万円を増額し、歳入歳出予算の総額を7,626万4,000円といたしました。

次に、高山診療所の説明をいたします。

歳入では、一般管理費で需用費等を53万3,000円増額、医業費で備品購入費を37万5,000円増額いたしました。

歳入では、一般会計からの繰入金を89万5,000円増額、前年度繰越金を1万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を8,663万7,000円といたしました。

次に、田之浜診療所の説明を行います。

歳入では、医業費で備品購入を8,000円増額、歳入では一般会計からの繰入金を8万4,000円減額、前年度繰越金を9万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を2,034万円といたしました。

次に、坂石診療所のご説明を申し上げます。

歳入で、一般会計からの繰入金を6万5,000円減額し、前年度繰越金を同額増額しましたので、歳入歳出予算の総額には変更ございません。

次に、惣川診療所のご説明を申し上げます。

惣川診療所の歳入で、一般会計からの繰入金を8万円減額し、前年度繰越金を同額増額しましたので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

次に、土居診療所の説明をさせていただきます。

歳入では、医師が1名、5月末で退職いたしましたので、医療体制を変更し、6月から入院を休止いたしております。それに伴い一般管理費で人件費等を1,075万6,000円減額、研究研修費で代診医負担金を出張診療委託料に組み替えし25万円の減額、入院の休止に伴う医業費では、寝具費を43万9,000円減額、給食費を543万

3,000円減額いたしました。

歳入では、入院収入で2,252万2,000円減額、一般会計からの繰入金457万7,000円の増額、杉之瀬診療所からの繰入金5万5,000円の増額、遊子川診療所からの繰入金37万2,000円の増額、前年度繰越金を64万円増額し、歳入歳出予算の総額を1億5,484万2,000円といたしました。

次に、杉之瀬診療所のご説明を申し上げます。

歳出では、土居診療所への繰出金を5万5,000円増額し、歳入では前年度繰越金を同額増額いたしました。それにより歳入歳出予算の総額を2,219万2,000円といたしました。

次に、遊子川診療所の説明をいたします。

遊子川診療所の歳出では、土居診療所への繰出金を37万2,000円増額し、歳入では前年度繰越金を同額増額して、歳入歳出予算の総額を582万6,000円といたしました。

次に、二及診療所の説明をいたします。

二及診療所の歳出では、基金積立金を200万円増額、予備費で161万1,000円増額いたしました。

次に、歳入では前年度繰越金を361万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を5,184万円といたしました。

次に、周木診療所の説明をさせていただきます。

周木診療所の歳出では、基金積立金を201万円増額、歳入では前年度繰越金を同額増額し、歳入歳出予算の総額を5,034万9,000円といたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 暫時休憩をいたします。午後1時10分に再開をいたします。（休憩 午前11時49分）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午後1時10分）

○松本生活福祉部長 議案第145号「平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成16年度歳入歳出の決算確定に伴う余剰金を平成17年度へ繰り越すためのもので、歳入のみの補正となります。

内容につきましては、前年度繰越金を13万5,000円増額し、それに伴いまして一般会計繰入金を同額減額いたしました。これによります歳入歳出予算の総額には変更ございません。

次に、議案第146号「平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、主に前年度の介護給付費に係る交付金、負担金の精算と介護保険制度改正に伴う電算システム改修費用を計上するものであります。

本予算の事業勘定では、歳入歳出それぞれ5,984万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を39億9,083万8,000円にいたしました。

内訳といたしまして、歳出の主なものは、総務費の総務管理費で、法改正に伴う電算システム改修委託料861万円、基金積立金で4,403万6,000円、諸支出金の償還金及び還付加算金で国庫への返還金219万円を増額するものであります。

歳入の主なものは、支払基金交付金で前年度給付費に係る精算交付金1,277万3,000円、一般会計繰入金で886万円、基金繰入金で1,530万円、前年度繰越金2,286万6,000円を増額いたしております。

次に、施設勘定の明浜特別養護老人ホーム勘定のご説明をいたします。

歳入歳出それぞれ2,748万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億4,685万8,000円にいたしました。

歳出では、総務費の施設管理費で人件費の調整と嘱託職員賃金が主なもので1,155万9,000円、施設整備費で空調整備、厨房改修工事1,593万円を増額するものであります。

歳入につきましては、基金繰入金で1,215万8,000円、繰越金で1,508万6,000円の増額が主なものであります。

次に、明浜居宅介護支援事業勘定の説明をいたします。

歳入歳出それぞれ13万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を2,230万1,000円にいたしました。

歳出では、施設管理費で1万4,000円、居宅介護支援事業費で2万3,000円、予備費で10万2,000円を増額するものであります。

歳入につきましては、繰越金を13万9,000円増額するものであります。

次に、明浜デイサービス勘定の説明をいたします。

歳入歳出それぞれ674万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3,333万2,000円にいたしました。

歳出では、施設管理費で人件費の調整等45万5,000円、施設整備費で空調工事費590万8,000円、予備費で38万5,000円を増額するものであります。

歳入につきましては、繰越金を674万8,000円増額いたしました。

次に、城川居宅介護支援勘定のご説明をいたします。

歳入歳出それぞれ6万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を2,350万4,000円にいたしました。

歳出では、総務費の施設管理費を6万8,000円増額するものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を59万9,000円減額し、繰入金を66万7,000円増額いたしました。

次に、三瓶介護サービス勘定の説明をいたします。

歳入歳出それぞれ341万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を4,063万1,000円にいたしました。

内訳では、歳入の繰越金341万4,000円を三瓶デイサービスセンター基金に積み立てるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野教育部長 議案第143号「平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入で前年度繰越金191万7,000円及び給付金55万円が増額となったことにより、一般会計繰入金を同額減額するものであります。これによる歳入歳出予算の総額に変更はありません。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○安藤建設部長 議案第147号「平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人件費の調整及び多田地区営農飲雑用水施設事業に伴う負担金の計上と地方債の補正及び田之筋簡易水道の配水管仮設工事費等を計上するもので、歳入歳出予算にそれぞれ3,498万6,000円を追加

し、歳入歳出それぞれ3億7,399万円と定めるものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務管理費において、人件費に係るものを56万6,000円、多田地区営農飲雑用水施設事業に係る負担金を248万6,000円、簡易水道財政調整基金積立金として1,579万6,000円、その他修繕料、借上料、委託料など666万4,000円、合わせて2,551万2,000円を増額計上いたしております。

また、施設整備において県道平野・坂戸線の拡張による恵比須橋かけかえ工事に伴う田之筋簡易水道の配水管仮設工事費及び委託料、また吉信水道施設給水ポンプ設置に伴う工事費を合わせて340万円増額計上いたしております。さらに、予備費を607万4,000円増額計上いたしております。

これらに対する財源として、一般会計繰入金248万8,000円、基金繰入金50万円、簡易水道事業債240万円、地元寄附金36万円、前年度繰越金2,923万8,000円を見込み充当いたしております。

続きまして、議案第148号「平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,242万9,000円増額し、歳入歳出予算を9億3,775万9,000円と定めるものであります。今回提案いたします補正予算は、施設整備費の増額であります。

現在、多田地区におきましては、水道事業と農業集落排水事業の両方を並行して進めておりますが、水道事業との兼ね合いにより、幹線管路整備を行う必要が生じました。そのため委託料を工事請負費に組み替えるものであります。

また、阿下地区におきましては、県道道路改良に伴い移転工事を行う必要が生じました。

詳細をご説明申し上げます。

施設整備費で事業費が15万5,000円の増額、委託料で1,829万3,000円の減額、工事請負費で4,056万7,000円の増額となっております。

歳入につきましては、過年度使用料収入20万8,000円、繰入金732万2,000円、移転補償費1,489万9,000円の増額となっております。

続きまして、議案第149号「平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、施設整備の増額に伴う市債の増額と前年度繰越金の確定による一般会計繰入金の減額で、歳入歳出予算にそれぞれ1,663万4,000円を追加し、歳入歳出予算を13億4,153万7,000円と定めるものであります。

詳細をご説明いたします。

歳出では、施設整備費で関係機関との協議により、処理場建設よりも幹線管路整備を優先すべきであるという結論に至り、処理場建設工事委託料1億2,884万円、調査設計監理委託料1,000万円を工事請負費に組み替えるものであります。

また、歳入につきましては、前年度繰越金351万8,000円、市債2,440万円をそれぞれ増額し、事業の財源組み替えにより一般会計繰入金を1,128万4,000円減額するものであります。

続きまして、議案第150号「平成17年度西予市下水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人件費の調整と資本的支出における工事請負費の計上及び宇和上水道事業会計に対する一般会計からの出資金を資本的収入に計上するものであります。

収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。

支出では、営業費用として23万2,000円の増額をいたしております。これは主に人件費の調整をするものであります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

宇和上水道事業会計の建設改良費で工事請負費を300万円増額計上いたしております。その内容としては、高速道路工事に伴い、宇和上水道のメインの配水管が支障となることにより、移設工事をするためのものであります。

また、明浜上水道事業で、田之浜第2減菌室内部ライニング工事費として130万円を計上しております。このほか委託料をあわせて500万円増額計上いたしております。

これらの財源につきましては、宇和上水道事業の配水管移設工事に道路公団からの補償金を170万円、明浜上水道事業へ一般会計負担金を130万円見込んで計上いたしております。

また、宇和上水道事業における第4次拡張事業といたしまして、一般会計からの出資金1億7,140万円を収入として計上いたしております。今年度出資金の内容としては、国の繰出基準に基づく水質安全対策事業及び高度浄水施設整備費に係るものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

（日程8）

○議長 次に、日程第8、認定第1号「平成16年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成16年度西予市野村町介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの14件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○三好収入役 それでは、平成16年度の西予市一般会計特別会計の決算について説明をさせていただきます。

何分にも膨大な決算額、ページ数になっておりますので、全体的なおおむねな説明になりますことをお許しをいただきたいと思っております。

皆さんのお手元に、地方自治法第233条第5項の規定により、平成16年度決算における主要な施策の成果報告書、こういう報告書をお配りをさせていただいております。おおむねこれに従いましてご説明をさせていただきます。

なお、この施策報告書の配付が当日になりましたことに対し、深くおわびを申し上げますとともに、今後はこのようなことのないよう十分注意を払ってまいりますので、ご容赦のほどお願い申し上げます。

認定第1号「平成16年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」成果報告書の1ページからになります。

まず初めに、概要を申し上げます。

平成16年4月1日に5町が合併し、早くも1年半が経過をいたしました。この間合併直後の混乱はもとより財政的には国の三位一体の改革やそれに伴う県予算の厳しい見直し、削減等により当市の財政はその影響を受け、今までにない厳しい状況に直面をいたしております。合併前の各分野での協議により、それまでに調整されていたものや合併後に調整するという事業が混在する中、平成16年度においては、旧町の3月31日打ち切り決算による過年度分の歳入歳出予算も含んだ中で、各担当課においても今まで経験したことのない、非常に煩雑な事務処理をこなして現在に至っております。

また、これまでの厳しい財政状況の中で見直しできるものは随時見直しを図り、この局面を乗り切ってきたところでございます。今後もさらに強力に改革を推進し、思い切った事業の見直しや事務事業の改善により一層の歳出削減を図り、健全な財政運営の中で、西予市全体としての効果的な事業が実施できるよう行政改革大綱の検討を進めてまいります。

また、あわせて以前に計画された建設計画やその財政シミュレーションについても策定時に比べると随分状況が変化をしてきたため、現在その見直しの素案を作成している状況であります。そのほかにも行政改革の推進項目にも上げていますが、決算主義を重視して事業選択や予算編成にも活用するために、行政評価システムの導入も準備しているところでございます。ただこのシステムが完全に運用できるには、ある程度の期間が必要ですが、厳しい財政状況を乗り切るために早急に進めていかなければならないと思っております。

では、早速決算収支についてご説明をいたします。

成果報告書の4ページをお願いいたします。

平成16年度の一般会計の決算は、前年度が3月31日で打ち切り決算であったために、過年度分平成15年度の4月、5月分の歳入決算額、歳出決算額が含まれています。過年度分の歳入決算額が33億7,212万5,000円、過年度分の歳出決算額が26億7,935万7,000円で、単純に計算をいたしますと、過年度分の歳入歳出差し引き額は6億9,276万8,000円となり、前年度打ち切り決算時の旧5町分の合計額の7,323万3,000円の赤字と合わせて6億1,953万5,000円が、計算上実質の平成15年度の旧5町分合計の繰越金相当額となります。

一方、現年度分平成16年4月から17年5月の出納閉鎖までの現年度分の決算額は、歳入決算額が255億9,000万2,000円、歳出決算額は254億3,096万6,000円で、計算上実質の平成16年度の繰越金相当額は1億5,903万6,000円となっています。

平成16年度の一般会計の決算額は、4ページの中ほどの表になりますけれども、過年度、現年度分を合わせまして、歳入決算額289億6,212万7,000円、歳出決算額は281億1,032万3,000円で、歳入歳出差し引き額は8億5,180万4,000円となり、翌年度へ繰り越すべく財源1億7,123万4,000円を差し引きますと、実質収支は6億8,057万円となりました。

次に、歳出の目的別及び性質別にございますが、報告書の17ページをお願いいたします。

目的別歳出において、前年度に比べ増額科目の主な内容は、衛生費については、多目的交流促進施設健康保養地中核施設の建設費等によって2億9,799万円、13.7%の増、農林水産業費については、資源リサイクル畜産環境整備等によって4億4,168万5,000円、10.5%の増、商工費については、多目的会館建設等によって2億3,873万5,000円、18.8%の増、災害復旧費については、相次ぐ台風の被害で5億5,645万1,000円、583.6%の増とそれぞれ増額となっております。逆に減額となっております科目の主な内容は、総務費については、地域公共ネットワーク整備電算システム統合等の事業完了、財政調整基金等の基金積立金の減等によって31億4,382万9,000円、44.9%の減、民生費については、養護老人ホーム、児童館の建設等の事業完了によって8億7,060万円、13.9%の減、土木費については、公営住宅建設事業の完了、道路新設改良事業等の削減によって5億6,823万6,000円、20.7%の減、教育費については、小学校教育施設整備事業の完了等によって5億4,780万2,000円、17.2%の減が主なものでございます。合併によりまして議会や農業委員会等の組織の一本化、合併前の建設事業の完了、各種積立金の大幅な減額等により、トータルでは対前年度40億4,448万1,000円、14.9%の減額となりました。

性質別歳出において、対前年度増額費目の主な内容は、物件費については、選挙費、合併補助事業等によって2億8,935万7,000円、7.9%の増、扶助費については、福祉事務所の設置による生活保護費の新設、小学3年終了前特例給付費等によって7億9,754万6,000円、69.0%の増、補助費については、事業補助金や合併前の各種団体基盤強化のための補助金等の減額はあったものの、借入金返済金が計上されているため2億3,173万円、7.2%の増とそれぞれ増額となりました。

一方、減額費目の主な内容は、人件費については、特別職、議員の減等によって2億8,887万1,000円、5.6%の減、積立金については、財政調整基金積立金積み立て等の減額によって17億9,249万4,000円、83.9%の減、投資的経費については、地域公共ネットワーク整備、電算システム統合、養護老人ホーム建設、道路新設改良事業、教育施設整備等の事業完了によって29億4,058万1,000円、率にいたしまして28.9%の減となっております。

次に、自主財源と依存財源についてでございます。

返っていただきまして5ページをお願いいたします。

5ページの中段からになりますが、自主財源は78億7,330万6,000円と歳入全体の27%を占めていますが、これは打ち切り決算による過年度の未収金を総務省の指導に基づき、歳入科目の諸収入の中に含めたことによるもので、その分の33億7,212万5,000円を除くと全体の15.6%になります。

次に、市税の状況でございます。6ページをお願いいたします。

市税の平成16年度決算額は29億273万6,000円で、税制改正による市民税の増2,939万8,000円、新築等の増加による固定資産税の増8,571万9,000円、そのほか平成15年度の打ち切り決算による過年度分の収入による増などにより、前年度の各旧5町の決算額合計27億8,204万5,000円と比較し、1億2,069万1,000円、4.3%の増加になりました。

次に、地方交付税の状況でございます。同じく6ページでございます。

普通交付税については、全国総額ベースで減の6.5%、全国市町村平均で減の5.7%、愛媛県内市町村平均で減の3.5%というような厳しい状況の中で、西予市においては合併特例分1億1,763万円や生活保護費3億6,486万9,000円などの増により、平成16年度決算額は99億8,649万円で、前年度の各旧5町の決算額合計96億1,892万円と比較し、3億6,757万円、3.8%の増額となりました。

しかし、増額となったと申しまして、生活保護費に係る費用額は4億5,586万7,000円となっております。また、そのほか交付税に算入されるべき臨時財政対策債は4億6,155万5,000円の減額となっております。

特別交付税においては、全国総額ベースで当初減の6.8%、国の補正で最終的には昨年度とほぼ同額となりましたが、7月豪雨災害や新潟県中越地震災害、合併関係などに集中的に配分となったため、全国総額の通常分は減の7.9%、全国市町村平均の通常分は減の7%、西予市においては、昨年度に比べ3,739万7,000円、2.7%の減額となりましたが、13億6,949万6,000円を確保することができました。

しかしながら、今後は三位一体の改革などにより算定方式などの見直しが行われ、普通交付税の削減が予想されることと合併による算定がえ、旧5町が存在したものととして算定した場合と新市一本で算定した場合との差が約18億円あるため、これに相当する額が、合併の11年後から5年間で段階的に減額になることなどにより、今後非常に厳しい状況が続くと予想されます。

次に、市債の状況でございます。7ページでございます。

市債の発行においては、不足財源の補てんとして健全財政を維持する範囲内で必要最小限を借り入れることとしていますが、平成16年度決算額は40億610万円となり、前年度の各旧5町の決算額合計53億4,740万円と比較し、13億4,130万円、25.1%の減少とはなったものの、旧町の通年ベースを大きく上回っております。

次に、公債費率と起債制限比率でございます。19ページをお願いいたします。

平成16年度の公債費率は12.3、起債制限比率は9.9で、やや下がっていますが、今後の見込みによる推計で

は、かなりの上昇が見込まれるため、計画的な地方債の発行が必要となっております。

次に、財政力指数でございます。20ページお願いいたします。

平成16年度財政力指数は0.251で、昨年度より0.018ポイント上昇いたしております。その理由は、旧5町分の合併算定がえの数値ではなく、一本算定による計算式のため、基準財政需要額の減額が主な原因となっております。

また、この財政力指数は、普通交付税算定における各年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均数値です。この数値が1に近く、また1を超えるほど財源に余裕があるものとされています。

以上、一般会計の主要な部分のみをご説明申し上げましたが、詳細な点につきましては、各常任委員会等におきまして、施策の成果報告書等に基づきまして各担当部課長から説明をいたさせます。

続きまして、これより特別会計の決算についてご説明をいたします。

特別会計11会計の合計の歳入決算額は212億6,069万6,000円、歳出決算額は209億7,770万9,000円、歳入歳出差し引き額は2億8,298万7,000円となり、繰り越すべき財源4,849万4,000円を差し引いた実質収支は2億3,449万3,000円の黒字決算となっております。

それでは、会計別にご説明をいたします。

成果報告書の387ページお願いいたします。

認定第2号「平成16年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」授産場特別会計は歳入総額、歳出総額ともに2,080万2,000円で、歳入歳出いずれも前年度に比べ10万2,000円、0.5%の増となり、形式収支、実質収支ともに0円でございます。

次に、391ページ、認定第3号「平成16年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」住宅新築資金等貸付特別会計は、歳入総額は3,666万1,000円で、前年度と比較いたしまして581万4,000円、15.8%の減、歳出総額は3,387万5,000円で、前年度と比較して730万5,000円、21.5%の減となりました。歳入歳出差し引き額である形式収支は278万6,000円の黒字となり、実質収支においても同額の黒字額を計上いたしております。

次に、393ページお願いいたします。

認定第4号「平成16年度育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」平成16年度決算額は、歳入6,520万9,000円、歳出6,329万1,000円となり、差し引き191万8,000円が平成17年度へ繰り越すべき財源となります。

なお、平成16年度の貸付者は継続が122名、新規58名、貸付総額6,307万8,000円でございます。

なお、償還者は373名、償還総額は6,492万円となりました。

次に、395ページお願いいたします。

認定第5号「平成16年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」平成16年度の決算状況は一般会計と同様、旧町の暫定予算を含めた決算となっております。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額が53億8,407万4,000円、歳出総額は52億7,236万9,000円となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は1億1,170万5,000円となっております。歳入歳出総額から暫定予算分を除きますと1億2,871万4,000円の赤字となっております。今後も健全な財源確保のための保険税収入の確保対策や西予市健康づくり計画2014の実践により医療費の適正化に努めていきます。

次に、診療所施設勘定について、診療所別にご説明をいたします。

報告書は402ページの表になりますけれども、非常に数字が小さくて見づらいと思いますが、俵津診療所施設勘定は、歳入総額は1億1,827万1,000円、歳出総額は1億1,817万9,000円となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は9万2,000円となっております。

次に、持江診療所施設勘定は、歳入総額は7,784万1,000円、歳出総額は7,783万円となりまして、歳入歳出差し引き額の形式収支は1万1,000円となっております。

次に、高山診療所施設勘定は、歳入総額は9,569万8,000円、歳出総額は9,568万4,000円となりまして、形式収支は1万4,000円でございます。

田之浜診療所施設勘定は、歳入総額は2,218万3,000円、歳出総額は2,209万円となりまして、形式収支は9万3,000円でございます。

次に、坂石診療所施設勘定は、歳入総額が564万3,000円、歳出総額は557万6,000円となりまして、形式収支は6万7,000円でございます。

惣川診療所施設勘定は、歳入総額は1,390万円、歳出総額は1,381万8,000円でございます。形式収支は8万2,000円でございます。

土居診療所施設勘定は、歳入総額は2億692万2,000円、歳出総額は2億628万円となりまして、形式収支は64万2,000円となっております。

次に、杉之瀬診療所施設勘定は、歳入総額2,722万1,000円、歳出総額2,716万5,000円となりまして、5万6,000円の形式収支でございます。

遊子川診療所施設勘定は、歳入総額716万1,000円に對しまして歳出が678万7,000円となりまして、形式収支は37万4,000円となっております。

二及診療所施設勘定は、歳入総額が5,528万4,000円、歳出総額が5,167万1,000円となりまして、歳入歳出差し引き額であります形式収支は361万3,000円でございます。

最後に、周末診療所施設勘定は、歳入総額は6,639万4,000円、歳出総額は6,438万4,000円でございます。形式収支は2,001万円となっております。

以上、11の診療所を合計いたしますと、歳入総額は6億9,651万8,000円、歳出が6億8,946万4,000円となりまして、形式収支は705万4,000円となっております。歳入総額から一般会計繰入金、基金繰入金及び剰余金を除いた実質収支は1億5,717万4,000円の赤字となっております。今後は赤字経営からの脱却を図るため、医師の兼任管理体制の見直しや医薬材料等の一括購入による経費の削減に努め、今後とも地域になくてはならない診療所づくりに努めてまいります。

次、414ページでございます。

認定第6号「平成16年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」まず歳入につきましては、総額で73億7,738万8,000円となりました。このうちには4月の合併により未交付であった前年度の交付金、余剰金等総額で4億8,193万9,000円を過年度分として含んでおります。

明細については、医療の費用に対する公費負担割合が段階的に引き上げられているため、支払基金交付金は減少したものの、公費である国庫支出金、県支出金、そして市の負担分である繰入金は増加をいたしております。

次に、歳出につきましては、総額で73億7,725万3,000円となりました。これも歳入同様、合併による前年度未払い分として総額4億7,227万1,000円を過年度分として含んでおります。

明細について申し上げますと、医療諸費が過年度分を含んでいるものの総額で72億5,694万9,000円と歳

出全体の98.4%を占めており、歳出のほとんどが医療費に充当するものとなっております。歳入歳出差し引き額であります形式収支は13万5,000円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても13万5,000円の黒字額を計上いたしております。

次に、417ページになります。

認定第7号「平成16年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」平成16年度の決算状況は一般会計と同様に、旧町の暫定予算を含めた決算となっております。

まず、介護保険特別会計事業勘定は、歳入総額が40億9,418万1,000円、歳出総額は40億5,601万6,000円となりまして、形式収支は3,816万5,000円となっております。今後も保険料の収納率アップと介護サービス事業所の指導に努め、給付費の適正化を図ってまいります。

次に、介護サービス勘定について事業所別にご説明をいたします。

421ページお願いいたします。

明浜特別養護老人ホーム勘定は、歳入総額は3億7,197万1,000円、歳出総額が3億5,688万4,000円となりまして、形式収支は1,508万7,000円となっております。

次に、426ページお願いいたします。

明浜居宅介護支援勘定は、歳入総額は2,079万2,000円、歳出総額が2,065万2,000円となりまして、形式収支は14万円でございます。

次に、428ページでございます。

明浜デイサービス勘定は、歳入総額が3,030万9,000円、歳出総額が2,356万円となりまして、差し引き形式収支は674万9,000円となっております。

次に、432ページ。

城川居宅介護支援勘定は、歳入総額2,326万7,000円に對しまして歳出総額2,259万8,000円になりました。したがって、形式収支は66万9,000円となっております。

次に、435ページでございます。

三瓶介護サービス勘定は、歳入総額は4,311万5,000円、歳出総額は3,970万円となりまして、差し引き形式収支は341万5,000円となっております。

以上、5つの事業所のうち明浜特別養護老人ホーム、明浜デイサービス、三瓶介護サービスは黒字経営となっております。今後とも質の高いサービスが提供できるよう、職員の研修に努めてまいりたいと思います。

また、明浜・城川居宅介護支援事業におきましては赤字経営となっておりますが、旧町内に介護保険制度のかなめとなる利用者に適切なサービスを提供する介護サービス計画の作成事業者の参入がないため、旧町直営で事業展開し、有資格者の職員を配置した経緯もあります。歳入不足のため2事業所合計で653万6,000円を一般会計から繰り入れております。その主なものは人件費に係るもので、サービス収入の不足を補てんするものでございます。

続きまして、438ページ、認定第8号「平成16年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」港湾整備事業特別会計では、昭和63年3月に三瓶港湾整備事業債として1,500万円の借入れをいたしております。その元利償還金に係るもので、償還期限は平成20年3月となっております。歳入歳出総額とも132万円で、歳入歳出いずれも同額で、形式収支、実質収支とも0円でございます。

なお、この報告書の438ページから439ページの数値が132万1,000円となっておりますが、端数処理の誤りでございます。132万円にご訂正をいただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。何力所もございませんが、132万円にご訂正をお願いいたします。

続きまして、442ページお願いいたします。

認定第9号「平成16年度西予市簡易水道事業特別会計決算認定について」西予市簡易水道事業特別会計についてご説明をいたします。

収入済総額は3億445万5,000円であります。主な収入といたしまして、水道料金収入1億2,338万円、繰入金9,456万1,000円、国庫補助金1,344万円、市債2,300万円などでございます。

なお、今年度においては7万8,200円の不納欠損処理をさせていただいております。

次に、歳出でございますが、支出済総額は2億7,367万7,000円で、主なものといたしましては、釜川上組飲料水供給施設整備事業の3,785万6,000円が主な支出でございます。このほか吉信水道施設が土石流の発生により崩壊したことに伴う災害復旧費176万9,000円を支出しております。このほかにつきましては経常経費でございます。平成16年度の歳入歳出を差し引きますと、実質収支額は3,077万8,000円となります。

次、447ページでございます。

認定第10号「平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」農業集落排水事業特別会計は、歳入総額が11億9,264万2,000円で、前年度と比較いたしまして1億7,011万4,000円、16.6%の増、歳出総額は11億8,036万9,000円で、前年度比と比較をいたしまして1億6,826万4,000円、16.6%の増となりまして、歳入歳出差し引き額であります形式収支は1,227万3,000円の黒字となり、実質収支においても同額の黒字額を計上いたしております。現在、西予市内において7地区が全面供用開始をしており、総排水区域面積275ヘクタール、総排出口4,007人、年間総処理水48万6,288トンの規模で汚水処理を行っております。今後平成18年度に石城地区、平成21年度には多田地区において全面供用開始を目標に工事を進めているところでございます。

平成16年度の施工内容は、石城地区において管路延長1万4,394メートル、ポンプ場11カ所、処理場1カ所の工事を行い、進捗率70%でございます。

一方、多田地区においては、処理場用地買収を1カ所行っており、進捗率は5%となっております。

続きまして、453ページお願いいたします。

認定第11号「平成16年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額は15億9,799万2,000円で、前年度と比較をいたしまして7,106万9,000円、4.7%の増でございます。歳出総額は15億4,587万9,000円で、前年度と比較して3億1,611万円、25.7%の増となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は5,211万3,000円の黒字でございます。翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きました実質収支におきましても361万9,000円の黒字額を計上をいたしております。

事業内容につきましては、宇和処理区においては、一時認可区域供用開始に向けての施設整備により、面整備率が33%に上り、野村処理区においては、16年度末に一時認可区域の供用を開始をいたしました。

以上、一般会計、特別会計大変おおむね説明でありましたが、細部につきましては、各常任委員会等でも十分ご審議をいただきまして、平成16年度の歳入歳出決算について認定を賜りますようお願いを申し上げまして説明といたします。

○議長 暫時休憩をいたします。2時25分に再開をいたします。（休憩 午後2時12分）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午後2時27分）

○安藤建設部長 認定第12号「平成16年度西予市下水道事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

げます。
この西予市の公営企業会計の決算書をお目通し願ったと思います。16年度西予市公営企業会計決算書というのが
あると思いますがお願いします。

西予市の上水道事業の決算は、宇和、明浜、野村、三瓶の各水道事業の連結決算となっております。
まず、業務量であります。年間総配水量は4つの事業合計で439万6,000トンであります。有収水量は35
8万8,000トンとなりました。

次に、収益的収支についてご説明いたします。
営業収益は6億1,554万3,847円で、うち給水収益は6億536万8,023円となっております。営業外
収益は2,615万3,760円、うち1,376万円が一般会計からの補助金であります。
続きまして、収益的費用でございますが、営業費用は4億7,628万9,144円でございます。このうち7,291万
4,000円余りを南予水道企業団への受水費として支出いたしております。

また、営業外費用8,573万1,700円のうち8,248万9,072円を企業債の支払い利息として支出いたして
おります。

次に、資本的収支についてご説明いたします。
資本的収支につきましては、税込み収入総額は1億9,611万5,900円となっております。その主なものは、
補助金3,315万円、企業債1億4,180万円でございます。
続きまして、資本的支出につきましては、税込み総額が4億3,460万8,694円で、そのうち建設改良費とし
て3億3,835万1,823円を支出いたしております。建設改良費の主なものは、宇和上水道第4次拡張事業、明
石地区さく井工事、滅菌施設更新工事、野村上水道事業の石綿セメント管更新工事及び第2浄水場施設整備工事であり
ます。資本的収支額が資本的支出に不足する額は、過年度及び当年度損益勘定留保資金、未処分利益剰余金処分額ほか
より補てんをいたしております。

以上により、平成16年度の経常利益は7,968万6,523円となりましたが、不納欠損額103万7,290
円、消費税の未収金ほかを特別損失に計上したため純利益は7,812万3,980円となりました。よろしくご審議
の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○上甲病院総括事務長 認定第13号「平成16年度西予市病院事業会計決算認定について」提案理由のご説明を申し
上げます。

公営企業会計決算の84ページをお願いいたします。
この表は、宇和病院と野村病院の決算について合算した報告書で、消費税を含む額でございます。
1、収益的収入及び支出のうち、収入の第1款病院事業収益の決算額は36億5,338万5,273円となりまし
た。前年度と比較して2%ほど増になっております。これにつきましては、外来では勤務医師が市内に新規開院した関
係などで減収もありましたが、入院延べ患者数の増などに伴いまして医業収益がふえたものであります。

支出でございますが、第1款病院事業費用の決算額は34億8,105万3,923円でございます。主なものは
人件費、材料費、経費などの医業費用でございます。あらゆる面で抑制に努めました結果、前年度比で1%程度の費用
の減収をいたしております。

次に、2の資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入は1億1,784万円で、企業債、建設改良
に伴う一般会計繰入金でございます。

資本的支出でございますが、第1款建設改良費につきましては、宇和病院では病室床張りかえ、病棟屋上防水工事や
非常発電装置、医療機器の更新などを行ってまいりました。野村病院につきましては、医療機器の更新を内容としたも
のです。

第2項は企業債償還金であります。決算額は1億9,514万1,075円でございます。これにより資本的収入額
が資本的支出額に不足する7,730万1,075円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補てんいたしてお
ります。

次に、86ページから89ページについてであります。これはただいま申し上げました内容を宇和病院と野村病院
にそれぞれ区分したものでございます。

次に、90ページをお願いいたします。
損益計算書でございます。表の下から3行目ですが、宇和病院、野村病院ともに純利益を計上することがで
きました。

なお、損益計算書や両病院の収益費用明細書などの金額は、消費税を除いた金額を掲載するようになっておりますの
で、ご留意をいただきたいと思っております。

病院事業につきましては、前年度に引き続き黒字決算となりましたが、医師不足の状況も深刻であり、医療を取り巻
く環境はますます厳しい状況の中で、今後におきましても地域の中核病院として、住民が安心して生活できるよう地域
に密着した医療に努め、よりよい病院を目指してまいりたいと思っております。

以上、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。
○松本生活福祉部長 認定第14号「平成16年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」提案理
由のご説明を申し上げます。

詳細については決算書の122ページから記載いたしております。
つくし苑におきましては、介護老人保健施設として要支援者、要介護者の施設サービスに努めるとともに、高齢者ケ
アの質の向上を目指し、新しい手法として注目されているユニットケアの導入を平成14年11月から実施いたしてお
ります。

平成16年度の運営実績につきましては、延べ入所者2万6,760人で1日平均入所者は73名であります。通所
者は定員25名に対し1日平均18.7名になっております。年度当初目標といたしておりました入所者1日平均76
人、入所率95%は達成できませんでしたが、今後一層の経営努力を続けてまいります。

さて、決算状況であります。収益的収入では4億91万7,655円、支出では3億9,450万6,105円となり
差し引き当年度純利益640万4,660円となりました。

次に、資本的収支であります。資本的収入はございません。支出金額は企業債償還金等2,750万5,894円
であります。不足額2,750万5,894円は過年度損益勘定留保資金で補てんいたしました。

以上の状況であります。今後は関係機関と密接な連携強化を図り、入所者、通所者の確保に努め介護老人保健施設
としてのサービスの向上に努めるとともに、健全な運営に精励する所存であります。よろしくご審議の上、ご認定くだ
さいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。
ただいま議題となっております認定第1号から認定第14号までの監査報告を求めます。

○池島監査委員 それでは、平成16年度各会計の決算審査を終了しましたので、その意見書を提出するものでござい
ます。

西予監第48号、平成17年9月1日。

西予市長三好幹二殿。

西予市監査委員池島賢治、同じく岡田周三。

平成16年度西予市一般会計及び特別会計決算審査並びに基金運用状況審査意見の提出について。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された平成16年度西予市一般会計及び特別会計歳入歳出決算とその証書類、その他政令で定められた書類並びに平成16年度西予市基金運用状況を審査したもので、その結果について次のとおり意見を提出する。

会計決算審査意見。第1、審査の対象、第2、審査の期間、第3、審査の方法、第4、審査の結果、第5、審査の概要。

1、総括。（1）各会計決算状況、（2）財政指数状況（普通会計）、（3）市債現在高状況。

2、一般会計。（1）概況、（2）歳入、ア、款別歳入決算状況、イ、市税収納状況、ウ、自主財源と依存財源の状況、（3）歳出、ア、款別歳出決算状況、イ、性質別経費状況（普通会計）でございます。

3、特別会計。授産場特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、育英会奨学資金貸付特別会計、国民健康保険特別会計（事業勘定）、（5）国民健康保険特別会計（施設勘定）、（6）老人保健特別会計、（7）介護保険特別会計（保健事業勘定）、（8）介護保険特別会計（施設勘定等）、（9）港湾整備事業特別会計、（10）簡易水道事業特別会計、（11）農業集落排水事業特別会計、（12）公共下水道事業特別会計。

4、財産に関する調査。土地及び建物、2、有価証券、3、出資金、4、物品、5、債券、6、基金積立金。

第6、結び。

基金運用状況審査意見。第1、審査の対象、第2、審査の期間、第3、審査の方法、第4、審査の結果、第5、審査の概要。（1）土地開発基金、（2）文化振興基金、（3）育英資金貸付基金。

第1、審査の対象。平成16年度西予市一般会計歳入歳出決算外12会計。

第2、審査の期間。平成17年7月25日から平成17年8月26日まで。

第3、審査の方法。審査に当たっては、市長から提出された一般会計と特別会計歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性、予算の執行状況の適否、また遺漏がないかについて審査した。

第4、審査の結果。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調査の計数は、それぞれ関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、まだまだ合併による混乱があり、一部数値は17年度で調整するよう指導した。これは主に基金の利子に関するものでございます。その他の数値は適正に行われていると認められた。なお、各会計の決算審査の状況及び意見は次のとおりである。

第5、審査の概要。1、総括、各会計決算状況、平成16年度一般会計及び特別会計の決算状況は次のとおりである。

一般会計の決算は、歳入額289億6,212万6,901円に対して歳出額は281億1,032万2,642円で、差し引き額8億5,180万4,259円であり、繰越財源1億7,123万3,833円を除いた実質収支額は6億8,057万4,266円となっている。

特別会計すべての決算は、歳入額212億6,069万7,245円に対して歳出額209億7,770万9,618円で、差し引き額2億8,298万7,627円であり、繰越財源4,849万4,000円を除いた実質収支額は2億3,449万3,627円となっている。

なお、国民健康保険施設勘定11は各診療所勘定でございまして、介護保険施設勘定等5は、明浜特別養護老人ホーム、居宅介護支援、デイサービス、城川居宅介護支援、三瓶介護サービス勘定会計等でございます。

（2）財政指数状況でございますが、平成16年度普通会計における財政指数の状況は次のとおりでございます。財政力指数0.25、説明は先ほど収入役さんのご説明がありましたので省かせていただきます。財政力指数0.25、実質収支比率4.9、経常収支比率8.3、9、公債費比率12.3、起債制限比率9.9、これらの数値はおおむね適正な数値となっております。

（3）起債現在高状況、平成16年度末地方債現在高の状況は次のとおりでございます。

一般会計市債の15年度末現在高は、旧東宇和事務組合消防債分7,650万円を加えて310億3,446万6,000円であり、16年度末現在高は320億2万9,698円で9億9,523万2,000円増加しているものでございます。

特別会計では、15年度末現在高は53億6,743万9,000円で、16年度末現在高は61億3,517万2,000円となり、7億6,773万3,000円増加しているものでございますが、増加主体の主なものは、農業集落排水事業債2億5,279万6,000円、公共下水道事業債5億9,366万3,000円で、その他は7,872万6,000円の減となっているものでございます。

一般会計でございますが、概況、予算現額は305億1,400万2,000円、歳入総額は289億6,212万6,901円、歳出総額は281億1,032万2,642円、歳入歳出差し引き額8億5,180万4,259円、実質収支額は6億8,057万4,266円ということになっております。

（2）歳入、一般会計における歳入の決算状況は次のとおりでございます。

款別歳入決算状況でございますが、歳入の主なものは市税、これが29億273万6,080円で構成比は10%ということになっておりまして、地方交付税、西予市歳入の主軸でございますが、地方交付税は113億5,598万6,000円で39.2%を占めているものでございます。

次に、国、県支出金でございますが、合わせますと45億3,979万1,789円で、15.7%を占めているものでございます。

諸収入は36億4,685万5,366円、12.6%を占めております。

市債は40億610万円でございますが、構成比は13.8%ということになっております。

なお、市債は不納欠損額が1,170万9,720円生じておりまして、収入未済額の1億2,629万3,404円あるわけでございます。

また、収入未済額の大きなものとしましては、分担金及び負担金でございますが、408万1,259円ありますが、主なものは保育料となっております。

使用料及び手数料につきましては、収入未済額は2,333万3,227円ということになっておりますが、主なものは住宅使用料でございます。

イ、市税収納状況でございますが、市税収入は29億273万6,080円であり、市民税と固定資産税で88.9%を占めているものでございます。収納率は全体で95.5%となっておりますが、市民税は95.5%、固定資産税は94.8%の収入でございます。

また、不納欠損額は全体で1,170万9,720円あり、収入未済額は1億2,629万3,404円生じているものでございます。

自主財源と依存財源の状況でございますが、自主財源としましては、市税ほか6件ありますが、合計額では78億7,330万6,000円、27.2%を占めているものでございます。依存財源は地方交付税ほかでございますが、210億8,882万1,000円でございますが、構成比は72.8%占めているものでございます。

（3）歳出でございますが、一般会計における歳出の決算状況は次のとおりでございます。

款別歳出決算状況でございますが、歳出の主なものは、民生費19.2%を占めております。農林水産業費が16.5%、公債費は13.5%であります。

また、翌年度繰越額は16億6,422万5,574円となっております。不用額が7億3,945万6,784円生じているものでございます。

性質別経費状況、これは普通会計でございますが、義務的経費は人件費、扶助費、公債費で104億2,440万2,000円でございます。構成比は37.3%でございます。

投資的経費は普通建設事業、災害復旧事業でございますが、合わせまして72億5,128万5,000円、25.9%を占めているものでございます。

その他の経費につきましては、物件費ほかでございますが、合計では102億7,774万円でございまして、36.8%を占めているものでございます。合計では279億3,442万7,000円ということになっております。

特別会計でございますが、授産場会計です。当会計の決算は、歳入額2,080万1,935円に對しまして歳出額2,080万1,935円で差し引き0円となっております。

また、一般会計繰入金が941万1,860円によって収支の均衡が図られているものでございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計でございますが、当会計の決算は、歳入額3,666万1,077円に對しまして歳出額は3,387万5,362円で、差し引き額及び実質収支額ともに278万5,715円となっております。貸付金元利償還補給金として一般会計繰入金が1,198万9,208円あります。

なお、貸付金の元利収入未済額として累計で45件、6,343万2,497円が生じているものでございます。

育英会奨学資金貸付特別会計でございますが、当会計の決算は、歳入額6,520万8,925円に對しまして歳出額6,329万1,000円で、差し引き額及び実質収支額はともに191万7,925円となっております。

なお、育英資金貸付基金により貸し付けられた償還金1,119万2,900円を繰り入れしているものでございます。

国民健康保険特別会計事業勘定でございますが、当会計の決算は、歳入額53億8,407万4,191円に對して歳出額52億7,236万9,052円で、差し引き額及び実質収支額ともに1億1,170万5,139円となっております。

収入の主なものは、国民健康保険税13億8,005万9,928円の24.3%を占めております。国庫支出金24億3,408万4,288円の45.2%、療養給付費等交付金9億5,345万4,000円の17.7%であり、歳出の主なものは、保険給付費34億4,755万1,066円の65.4%、老人保健拠出金11億4,667万4,577円の21.7%でございます。加入者状況では、対前年度比世帯数は194世帯で1.7%の増、被保険者数は51人で0.2%の増となっております。

なお、国民健康保険税の収納状況は、収納率89.8%で、不納欠損額として849万4,550円となっております。

また、収入未済額が1億4,009万1,569円あり、この収入未済額の解消に努力を払われたいものでございます。

国民健康保険特別会計施設勘定でございますが、これは診療所11カ所でございますが、当会計の決算は、全体で収入額6億9,651万7,887円に對して歳出額6億8,946万3,387円で、差し引き額及び実質収支額ともに705万4,500円となっております。

各診療所の決算収支状況は内訳のとおり、一般会計からの繰入金が8勘定会計で1億5,316万5,000円あるわけでございます。診療収入の増加は望めないが、過疎地の地域医療の確保のため、業務の効率化など今後の運営について一層努力をされたいというふうに考えているものでございます。

老人保健特別会計でございますが、当会計の決算は、歳入額73億7,738万8,388円に對して歳出額73億7,725万2,952円で、差し引き額及び実質収支額ともに13万5,436円となっているものでございます。

歳入の主なものは、支払基金交付金が44億9,091万6,000円の60.9%、国庫支出金が17億2,546万6,943円の23.4%でございます。

歳出の主なものは、医療諸費72億5,694万8,625円の98.4%であります。高齢化が急速に進行する中で、今後とも医療費が増大することは避けられないが、医療費の適正化と保健事業の推進を図られたいと思うものでございます。

介護保険特別会計保険事業勘定でございますが、当会計の決算は、歳入額40億9,418万1,086円に對して歳出額40億5,601万5,784円で、差し引き額及び実質収支額ともに3,816万5,302円となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金が10億1,197万6,000円の24.7%と支払基金交付金12億2,333万6,000円の29.9%でございます。

歳出の主なものは、保険給付費38億3,128万1,954円の94.5%でございます。介護保険料の収入未済額が974万6,971円あり、この収入未済額の解消に努力を払われたいというふうに考えております。

(8)介護保険特別会計施設勘定5カ所あるわけでございますが、当会計の決算は、全体で収入額は4億8,945万4,438円に對して歳出額4億6,339万4,384円で、差し引き額及び実質収支額ともに2,606万5,444円となっているものでございます。

各施設別の決算収支状況は内訳のとおり、一般会計からの繰入金が2勘定で653万6,328円あります。高齢化の中で本制度がより利用しやすい制度として定着するよう望むものでございます。

港湾事業特別会計でございますが、当会計の決算は、歳入額と歳出額ともに132万202円となっております。一般会計よりの繰入金によって長期債の元利償還に充てているものでございます。

簡易水道特別会計でございますが、当会計の決算は、歳入額3億445万5,326円に對して歳出額2億7,367万7,459円で、差し引き額及び実質収支額ともに3,077万7,867円となっているものでございます。

収入の主なものは、給水収入1億2,338万280円の40.5%を占めておりますが、一般会計からの繰入金も7,506万8,263円の24.7%がありまして、今後とも良質な用水供給と経営の健全化に努められたいというふうに考えております。

11、農業集落排水事業特別会計でございますが、本会計は、収入額11億9,264万2,052円に對しまして歳出額11億8,036万9,307円で、差し引き額及び実質収支額ともに1,227万2,745円となっております。

収入の主なものは、県支出金が5億8,950万円の49.4%、市債が3億4,300万円の28.8%と一般会計からの繰入金1億5,898万1,576円の13.3%でございます。

歳出の主なものは、施設整備費9億9,189万434円の84.0%であります。今後とも事業の効率化と普及促進を図り、住民の生活環境の向上に努められたいというふうに考えております。

12、公共下水道事業特別会計ですが、本会計は、歳入額は15億9,799万1,738円に對しまして歳出額15億4,587万8,794円で、差し引き額5,211万2,944円となるが、翌年度繰越財源が4,849万4,000円あり、実質収支額は361万8,944円となっております。

平成17年第3回定例会（1日目） H17.9.13

収入の主なものは、国庫支出金5億976万5,000円の30.9%、繰入金1億6,340万7,095円の10.2%と諸収入3億6,671万9,643円の22.9%でございませう。

歳出の主なものは、施設整備費15億1,308万6,521円の97.9%でございませう。都市づくりの基盤となる本事業は不可欠な施設で、今後とも事業の効率化と普及促進を図り、住民の生活環境の向上に努められたいというふうに考えております。

財産に関する調書でございませうが、4、財産に関する調書。土地及び建物でございませうが、まず土地でございませうが、合計しますと土地は886万6,060平米あったわけでございませうが、年度中に4万6,391平米ふえておりまして、年度末では891万2,451平米となっております。

増加額の主なものは、合併前は事務組合でありました東部衛生センター、西部衛生センターの敷地がその他の施設の中に入っております。これはもう主な増加の原因でございませう。建物につきましても、前年度末現在高は38万4,424平米でしたが、年度中に1万9,773平米ふえて、年度末現在高では40万4,197平米、1万9,773平米ふえておるものでございませうが、これも今申しました東部衛生センター、西部衛生センターの建物が大部分でございませう。

2番、有価証券でございませうが、これは12件で金額は2億8,859万7,000円で、年度内の移動はございませうが、主なものとしましては、株式会社エフシーの6,200万円、株式会社どんぶり館の5,000万円、シーサイドセンターの3,000万円、城川産業開発公社の3,000万円などでございませう。

出資金でございませうが、出資金は25件、8億6,800万5,000円あるわけでございませう。年度中の移動はございませうが、主なものは、八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金が4億9,462万5,000円、南予水道企業団水道事業会計が1億8,786万3,000円、財団法人宇和文化会館が1億円となっております。

第4、物品購入費でございませうが、これは車両はそれぞれふえておりますが、これは一般の車両また消防署の車両あたりでございませう。

また、医療機器は10減っておりますが、絵画は80点、これは城川町にありました基金で購入しました絵画などを物品の方へ移しかえたためにこのような数値になっております。

債券につきましては、お目通しをいただきたいというように思ひます。

(6)基金積立金でございませうが、これは一般会計で26件、内訳は積立基金が23件、運用基金が3件で26件でございまして、特別会計が6件、合わせまして32件あるわけでございませうが、前年度の数値は57億8,372万6,000円でございませうが、年度中の増減が、減が4億1,418万8,000円ありまして、年度末の現在高は53億6,953万8,000円というふうになっております。

第6、結びでございませうが、5町合併後の最初の決算であるが、審査の結果は一般会計、特別会計ともに住民福祉の向上を目指して執行されている。厳しい財政状況にもかかわらず、投資的経費は積極的に実施され、消費的経費は効率的な執行により、おおむね所期の目的を果たしていると認められた。

前年度旧町分一般会計歳入決算額は328億6,851万2,000円と本年度歳入決算額289億6,212万7,000円を比較すると39億6,385万円で11.9%の減、前年度歳出決算額は329億4,174万4,000円、本年度歳出決算額は281億1,032万3,000円と比較しますと48億3,142万1,000円で14.7%の減というふうになっておりまして、合理化、省力化の努力が伺われるということでございませう。

しかし、平成17年度決算の背景としましては、日本経済の動向は企業活動及び個人消費の上では、曙光は見え始めているが、踊り場を脱していないとの政府判断でございませう。このような社会情勢の中でいよいよ三位一体の改革は行われており、地方財政はますます厳しさが進行するものと思慮されます。近年の市町村合併の目的とするところは、コンパクトで効率的な地方の確立でございませう。今後とも財政運営の目標は財政の健全性を確保し、さらに限られた財源を最も効率的に活用して住民福祉の向上を図られることにあります。ちなみに財政指数状況を示してみますと、財政力指数は0.25、実質収支比率は4.9%、経常収支比率は83.9%、公債費率12.3%、起債制限比率は9.9と全体的には比較的健全な数値を示しておりますが、今後ともこの数値が悪化しないように特段の配慮をお願いしたいというふうに願うものでございませう。

今後の課題としましては、住民負担の公平性確保の見地からも、また財政の健全化を維持するためにも、増加していく市税、国保税、介護保険料、保育料、住宅使用料等の徴収率向上のため、これまでの姿勢を見直し、法的手段等も考慮に入れて万全の体制で取り組み、一層の努力を願うものでございませう。

また、行財政効率向上の見地から、組織及び機構の再点検、職員定数、消費的経費の見直し、特に単独の補助金、負担金の見直し等を進めて、合理化、効率化の推進に一層積極的に取り組んでいただきたいというふうに思うものでございませう。

住宅資金等貸付事業会計につきましては、歳入総額は3,666万1,000円、歳出総額は3,387万5,000円で、収支差し引き額は278万6,000円となっているものでございませうが、事業の実態は、住宅資金資金及び住宅改良事業貸付金の元利償還が業務となっております。これまでの貸付金の無償還額は45件で6,343万2,000円と多額になっておると。予算額のほぼ2倍になっており大変な額でございませう。未収金回収のために特段の努力をお願いしたいというふうに願うものでございませう。

国民健康保険（事業勘定）会計では、前年度は16年3月31日での打ち切り決算でありましたが、保険給付費はことしは34億4,755万円で高い伸びを示しているため、原因と対策について検討をされたいと思ひます。

国民健康保険（施設勘定）会計でございませうが、本会計は診療所11カ所を要して、地域住民に密着した地域医療を実施して成果を上げていくものでございませうが、本年度は一般会計より1億5,316万5,000円の繰出金を支出をしているものでございませう。このうち明浜地区診療所は4カ所に対しまして1億1,105万円と全体の72.5%は占めているものでございませう。今後は過疎化がさらに進み、診療収入の減収も見込まれますので、このためこの地域の診療所経営については、一層の改革が望まれると思うものでございませう。

職員については、合併を契機として市職員としての自覚とやる気、市民への奉仕者としての責任感と何事にも積極的に取り組む姿勢を示すよう、再度心から期待するものでございませう。

西予市基金運用状況審査意見書でございませうが、平成16年度西予市基金運用状況審査意見書。

第1、審査の対象。平成16年度西予市土地開発基金、同じく西予市文化振興基金、同じく西予市育英資金貸付基金でございませう。

第2、審査の期間は、平成17年7月25日から17年8月26日まででございませう。

審査の方法は、各基金関係諸帳簿と現金とを照合し、計数の正確性と運用の適否について審査をしたわけでございませう。

第4、審査の結果は、各基金の計数はいずれも正確であり、適正に運用されておりました。

第5、審査の概要。各基金の概要は次のとおりであります。

(1)土地開発基金ですが、当基金は土地を先行取得することにより、事業の円滑な執行を図るため設置されたものでございまして、前年度現在高は3億2,079万8,000円、年度中の運用高は、増は利息の4万7,000円、積立金3,000万円、これは明浜町からの積み立てでございませう。減は土地や建物等で2億82万3,000円でございませう。これは普通財産の方へ繰り入れております。年度末の現在高は1億5,002万2,000円というふうな

なっております。

(2) 文化振興基金でございますが、当基金は、美術工芸品等を計画的に取得することにより、市民の豊かな文化の向上を図るため設置されたものでございます。前年度末現在高は2億1,956万6,000円でございますが、年度中に減、絵画等2億1,868万7,000円を物品の方へ移行しましたので、現金としましては年度末では87万9,000円が残っておりますものでございます。

(3) 育英資金貸付基金でございますが、当基金は、城川町地域における資金の貸付事務を円滑かつ効率的に行うため設置されたものでございます。前年度末現在高では8,836万6,000円、16年度中の運用高は、増が寄附金35万円、減の方では貸付金が90万円、そして債券として5,919万7,000円あるわけでございます。これは西予市育英会奨学資金特別会計の債券なるものでございます。年度末の現在高は2,861万9,000円ありまして、これは城川町の地域における資金の貸付事業を行うために利用されるものでございます。

以上で一般会計、特別会計の決算審査意見を終わります。

続きまして、西予市公営企業会計決算審査意見書の提出でございますが、西予監第49号、平成17年9月1日。

西予市長三好幹二殿。

西予市監査委員池田賢治、同じく岡田周三。

平成16年度西予市公営企業会計決算審査意見書の提出について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成16年度公営企業会計、西予市上水道事業会計、西予市病院事業会計、西予市野村介護老人保健施設事業会計の決算及び関係資料を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

公営企業会計決算審査意見でございますが、1、審査の対象、2、審査の期間、3、審査の方法、4、審査の結果。

第1、上水道事業会計。1、事業の概要、2、予算執行状況、3、経営成績、4、財政状況、5、結び。

第2、病院事業会計。事業の概要、予算執行状況、3、経営成績、4、財政状況、5、結びとなっております。

第3、野村介護老人保健施設事業会計。事業の概要、2、予算執行状況、3、経営成績、4、財政状況、5、結びというふうになっております。

平成16年度西予市公営企業会計決算審査意見書でございますが、1、審査の対象。平成16年度西予市上水道事業会計決算、同じく西予市病院事業会計決算、同じく西予市野村介護老人保健施設事業会計決算でございます。

審査の期間は、平成17年6月8日から平成17年6月30日までに行いました。

審査の方法としましては、審査に当たっては、市長から提出された公営企業3事業会計の決算報告書、財務諸表及び決算附属書類及び地方公営企業法、その他関係法令の規定に基づき作成されているか、これらの計数の計算、経営成績または財政状態が適正に表示されているかについて、関係諸帳簿により審査した。

また、当該事業が公共の福祉を増進し、経済性を発揮して合理的に運営されているかどうかについて主眼を置いて行った。

審査の結果。審査に付された決算報告書、財務諸表及び決算附属書類は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令に基づいて作成されており、関係諸帳簿と照合審査の結果、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示されていると認められた。

なお、合併後であり、各旧町の事業が一本化されているが、決算書類等に基づく決算概要及び決算審査意見は次のとおりであります。

まず、上水道事業会計でございますが、事業の概要。本市の上水道事業は、宇和、明浜、野村、三瓶地区の4施設からなっており、水道普及率は77.5%である。給水人口は今年度3万1,130人で、昨年度と比べ101人の減である。宇和上水道事業においては、給水人口、給水戸数の伸びに伴う給水収益が増加しているが、明浜、野村、三瓶上水道事業においては、給水人口及び有収水量の減少とともに給水収益の減となっている。各種水量別に見てみると、総配水量は439万6,486トン、総有収水量は358万8,013トンで、有収率は81.6%となっているものでございます。

以下については、お目通しをお願いいたします。

予算執行状況でございますが、収益的収入及び支出、消費税込みでございますが、予算額は6億5,956万9,000円に対して決算額6億7,199万2,738円で1,242万3,738円の増収となり、執行率は101.9%であります。この内訳について見ると、給水収益は主体として、営業収益6億4,534万1,566円、水道加入金補助金で構成される営業外収益2,656万4,183円、特別利益（過年度損益修正益）が8万5,989円となっております。

支出の方でございますが、予算額は6億6,119万8,000円に対して決算額は5億8,008万9,669円で、8,110万8,331円の不用額が生じており、執行率は87.7%であります。この内訳を見てみると、原水A、B、浄水費、配水及び給水費、総係費等で構成されている営業費用4億8,519万2,845円、支払い利息繰出金、消費税及び地方消費税で構成されている営業外費用9,321万2,370円、特別損失168万4,450円となっております。

収益収入6億7,199万1,738円に対して収益的支出5億8,008万9,669円で、収支差し引き9,190万2,069円の黒字決算となっているものでございます。

以下の各施設の決算内訳については、お目通しをいただきたいと思っております。

資本的収入及び支出、これは消費税込みでございますが、収入は予算額1億9,407万3,000円に対して決算額1億9,611万5,900円で204万2,900円の増収となっているものでございます。

支出の方でございますが、支出は予算額5億9,232万5,000円に対して決算額4億3,460万8,694円、翌年度繰越額が5,000万円で、1億771万6,306円の不用額が生じているものでございます。

資本的収支の不足額補てん内訳表でございますが、決算額、歳入は1億9,611万5,900円、支出は4億3,460万8,694円、不足額は2億3,849万2,794円でございますが、補てん財源は右側に記入されておるとおりでございます。

営業成績総括表、消費税抜きでございますが、経営成績は、総収益6億4,178万1,235円に対して総費用5億6,365万7,255円で、差し引き7,812万3,980円の純利益となっているものでございます。

なお、前年度繰越利益剰余金5億9,584万9,391円に当年度純利益7,812万3,980円を加算して年度末未処理利益剰余金は6億7,397万3,371円となっているものでございます。

(2) 損益計算書、消費税抜きでございますが、この表は前ページの経営成績総括表の内訳でございますので、お目通しをお願いしたいと思います。

4、財政状態でございますが、貸借対照表、消費税抜きでございますが、資産総額は47億2,273万6,817円で、この構成は固定資産39億5,183万8,307円で、流動資産7億7,089万8,510円となっているものでございます。

未収金の内訳でございますが、営業未収金は全部合わせますと2,088万1,575円でありまして、給水収益未収金がそのうち1,842万1,415円と多額に上っております。

隣の負債・資本の部でございますが、負債及び資本の総額は47億2,273万6,817円で、この構成は負債で

3,669万3,151円、資本で46億8,604万3,666円となっているものでございます。細部につきましては、お目通しをお願いしたいと思います。

5、結びでございますが、平成16年度の実務実績は、総配水量439万6,486トンで有収水量358万8,013トンで有収率は81.6%となっている。毎年の渇水状態や市民の節水意識の向上から、これ以上の給水収益の増加は見込めないところであり、貴重な水資源がむだにならないよう、有収率のさらなる向上に努められたいというふうと考えております。

水道事業会計決算は、総収益6億4,178万1,235円で、総費用5億6,365万7,255円となり、当年度純利益は7,812万3,980円を計上し、全事業繰越利益剰余金5億9,584万9,391円を合わせ当年度末未処分利益剰余金は6億7,397万3,371円となっております。

主な事業内容は、宇和水道事業で第4次拡張事業に伴う工事2件5,869万5,000円、下水道工事等に伴う配水管布設替え工事等で19件7,555万6,000円（うち1,459万5,000円）を平成17年度へ繰越執行を行ったわけでございます。明浜上水道事業でテレメーター更新等工事ほか3件1,176万8,400円、野村上水道事業で、高度浄水施設整備事業及びライフライン機能強化等事業ほか8件1億7,724万7,500円、三瓶上水道事業で、公園配水池水位調整井取りかえ工事等3件、579万7,837円を執行したわけでございます。

水道事業を取り巻く状況は、長引く景気の低迷や人口の減少等により、給水量の伸び悩みが続くものと考えられるが、市民に対して安全でおいしい水の安定供給や渇水対策などさらに向上させる努力が必要と思われる。

また、水道料金の未収金対策についても、平成15年10月最高裁判所の判決において、不納欠損処理期間がこれまでの5年から民法第173条第1項が定める2年の短期消滅事項が適用されるとした判決が示されたことから、年々増加していく水道料金の未収金をより迅速に処理、収納実績、収納方法について十分分析するとともに、きめ細かな対策を講じられるなどして、収納率向上を図られるよう一層の努力を期待するものでございます。

病院事業会計でございますが、第2、病院事業会計。事業の概要でございます。本市の病院事業は、合併後は一本化されたが、市立宇和病院及び市立野村病院の2病院が病院からなっており、総診療科数は14科、総病床数は264床うち療養型52床、感染症2床、一般病床210床であります。両市立病院とも地域の中核病院として、住民が安心して生活できる地域に密着した保健医療の増進に努めている。

病院別入院外来患者数実績、延べでございますが、当年度の状況を見ると、年間延べ患者数は24万2,776人で、前年度と比較すると5,220人、2.1%減少している。この内訳について見ると、入院患者数8万7,039人、1日平均238.5人で、前年度と比較すると4,870人、5.9%の増加、外来患者数は15万5,737人、1日平均640.9人で、前年度と比較すると1万90人、6.1%の減少となっているものでございます。

2、予算執行状況。収益の収入及び支出、消費税込みでございますが、収入は、予算額37億5,861万円に対して決算額36億5,338万5,273円で、5,247万5,727円の減額となり執行率98.6%となっております。この内訳は、医業収益35億1,514万5,805円、受取利息及び補助金等で構成される医業外収益1億3,505万3,618円、また特別利益（過年度損益修正益）でございますが、318万5,850円となっております。決算額を前年度と比較すると7,132万4,145円、2.0%の増収となっております。

支出の方でございますが、支出は、予算額37億5,861万1,000円に対して決算額34億8,105万3,923円で2億2,480万7,077円の不用額が生じており、執行率は93.9%であります。この内訳は、給与費、材料費、経費で構成されている医業費用33億5,046万4,444円、支払い利息及び企業債取扱処理で構成されている医業外費用1億2,702万3,507円または特別損失、過年度損益修正損でございますが、356万5,972円となっております。前年度と決算額を比較しますと3,343万2,004円、1.0%の減少となっております。

（2）資本的収入及び支出でございますが……。

○議長 池島代表監査員、ここで暫時休憩をいたしたいと思います。3時45分に再開をいたします。（休憩 午後3時34分）

○議長 引き続き会議を開きます。（再開 午後3時45分）

池島代表監査委員の引き続き監査報告を求めます。

○池島監査委員 それでは、16ページ、資本的収入及び支出、消費税込みのところからいきます。

収入は、予算額が1億1,852万9,000円に対し決算額が1億1,784万円で、68万9,000円の不足額が生じており、執行率は99.4%でございます。前年度の決算額と比較しますと4,396万7,500円、27.2%の減収となっております。

支出の方でございますが、予算額1億9,705万1,000円に対して決算額は1億9,514万1,075円で、190万9,925円不用額が生じており、執行率は99%でございます。前年度の決算と比較しますと1億5,652万1,041円、44.5%の減少となっております。

経営成績の関係でございますが、収益の部、費用の部、これはお目通しをいただきたいというふうに思います。

その次の診療科別入院・外来に関する調べでございますが、これも一応お目通しをいただきたいというふうに思います。

財政状態、貸借対照表の消費税抜きでございますが、資産総額は50億6,091万4,051円で、この構成比は固定資産29億3,777万2,130円で、流動資産で21億1,612万450円、繰延勘定は702万1,471円となっております。

窓口の未収金の関係でございますが、宇和病院で287件、778万6,593円、野村病院で178件、676万4,838円、合わせますと465件で1,455万1,431円となっております。

負債及び資本の総額でございますが、50億6,091万4,051円で、この構成比は負債で4億8,568万5,665円で、資本で45億7,522万8,386円となっております。

結びでございますが、平成16年度の病院事業会計の概要は以上のとおりである。

現在、病院を取り巻く環境は、厳しい情勢が続いている。患者自己負担増や薬価差益の減少、さらには経済不況の影響等病院経営を圧迫する要素の条件が多くなってきた。その中で当年度純利益が宇和病院5,063万3,455円、野村病院1億1,900万6,642円と黒字決算とすることができました。総患者数は前年度から5,220人減少しているが、これは外来患者の医療法の改正により、薬の長期投与の患者がふえたためと考えられる。宇和病院については、医業費用について、注射薬、試薬の入札単価の減により材料費が大幅に減額され、また経費についても節減に努められている。野村病院は、引き続き健全な経営を行っていくよう期待するものである。かねてから懸案事項であった院外処方についても慎重に取り運んでいただきたが、診療代未収金の収納実績、収納方法について十分分析するとともに、きめ細かな対策を講じられるなどして収納率向上を図られるよう期待するものであります。

また、市民から信頼され選ばれる病院となるため、全員一体となって引き続き経営の健全化に向けて一層努力されるよう要望するものでございます。

老人保健施設事業会計でございますが、事業の概要は、老人保健施設つくし苑は、入所定数80人うちショートステイ10名とデイケア定数25名に併設して在宅介護支援センターからなっている。一般高齢者の方や病院等で治療後に

機能回復が必要な高齢者の日常生活の自立と家庭復帰を支援しているものでございます。

入所者数中通所者数につきましては、お目通しをいただきたいと思います。

以下、在宅介護支援センター利用者数の実績等につきましても、お目通しをいただきたいと思います。

居宅介護支援事業利用者数実績もお目通しをいただきたいと思います。

予算執行状況につきましては、収益的収入及び支出でございますが、消費税込みでございます。収入は、予算額4億1,155万2,000円に対して決算額4億33万5,433円、執行率97.5%で、1,021万6,567円の減額となっております。前年度の決算額と比較しますと81万9,660円の減収でございます。

支出につきましては、予算額は4億1,155万2,000円に対して決算額は3億9,708万3,135円、執行率96.5%で、1,446万8,865円の不用額が生じております。前年度の決算額と比較して29万9,731円減少となっております。

資本的収入及び支出でございますが、消費税込み、収入は、今年度の決算額で、前年度と比較して279万3,000円の減少となっております。

支出の方は、予算額2,771万2,000円に対して決算額2,750万5,894円、執行率99.3%で、20万6,106円不用額が生じております。前年度の決算額と比較して349万7,470円減少となっております。

経営成績につきましては、損益勘定ですが、消費税抜き、総収益は4億91万765円に対して総費用は3億9,450万6,105円で、差し引き640万4,660円の利益となっております。

財政状態でございますが、総資産は10億9,500万1,762円で、この構成は固定資産で8億9,921万1,481円、流動資産で1億9,579万281円となっております。

負債及び資本の総額は、10億9,005万1,762円で、負債で284万5,653円、資本で10億9,215万6,109円となっております。

結びでございますが、平成16年度の野村介護老人保健施設関係の概要は以上のとおりである。

入所者数は2万6,760人で1.2%の減、通所者数5,804人で1.4%の減、在宅介護支援センター利用者数は2,887人で34.1%減、居宅介護支援事業利用者数は443人で36.1%の減となっております。

本年度は全体的に利用者が減少傾向にあるが、その原因はどこにあるのか、また立て直しのためにはどうすればよいのか等について十分検討、分析し、今後の対策をお願いしたいと思うものでございます。高齢化社会の進展に伴い、地域に密着した高齢者の福祉向上に大きく貢献している施設でございます。今後とも機能回復が必要な対象者の日常生活への自立と家庭復帰のため一層の努力をお願いしたいと思うものでございます。

また、未収金につきましては、現在3件、69万1,134円が生じておりますが、きめ細やかな対策を講じて、引き続き収納率向上を図られるよう期待するものでございます。

以上で一般会計、特別会計、公営企業会計決算審査意見を申し上げました。大変長くなりまして申しわけありませんでした。ありがとうございました。

○議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次回はあす9月14日午前9時より一般質問及び質疑を行います。

散会 午後3時56分

1.	招 集 年 月 日	平成17年9月14日
1.	招 集 の 場 所	西予市議会会議場
1.	開 議 時 間	平成17年9月14日 午前9時00分
1.	散 会 時 間	平成17年9月14日 午後3時52分

[illegible]

1. 欠席議員
1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

[illegible]

議 事 日 程

1 2	一般質問	
議案第125号	西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について	
議案第126号	西予市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について	
議案第127号	西予市職員の修学部分休業に関する条例制定について	
議案第128号	西予市城川農産物加工センター設置条例制定について	

平成17年第3回定例会（2日目） H17.9.14

議案第129号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議案第130号 西予市一般職の任期付職員に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議案第131号 西予市教職員宿舎条例の一部を改正する条例制定について
 議案第132号 西予市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

て

議案第133号 西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について
 議案第134号 西予市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例制定について
 議案第135号 西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議案第136号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
 議案第137号 合併前の明浜町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料の特例に関する条例を廃止する条例制定について

例制定について

- 3 議案第138号 市道路線の廃止について
- 議案第139号 市道路線の認定について
- 4 平成17年度西予市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第140号 平成17年度西予市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第141号 平成17年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）
- 議案第142号 平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第143号 平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）
- 議案第144号 平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第145号 平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議案第146号 平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第147号 平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第148号 平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第149号 平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第150号 平成17年度西予市上水道事業会計補正予算（第1号）
- 5 認定第1号 平成16年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成16年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成16年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成16年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成16年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成16年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成16年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 平成16年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 平成16年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第11号 平成16年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第12号 平成16年度西予市上水道事業会計決算の認定について
- 認定第13号 平成16年度西予市病院事業会計決算の認定について
- 認定第14号 平成16年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 6 請願第2号 教育基本法の早期改正を求める請願について
- 陳情第3号 林業活性化に向けた委員会の設置、事業の継続・拡大と経費助成を求める陳情について

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第125号 西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について
- 議案第126号 西予市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について
- 議案第127号 西予市職員の修学部分休業に関する条例制定について
- 議案第128号 西予市城川農産物加工センター設置条例制定について
- 議案第129号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第130号 西予市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第131号 西予市教職員宿舎条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第132号 西予市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

て

議案第133号 西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について
 議案第134号 西予市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例制定について
 議案第135号 西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議案第136号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
 議案第137号 合併前の明浜町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料の特例に関する条例を廃止する条例制定について

例制定について

- 3 議案第138号 市道路線の廃止について
- 議案第139号 市道路線の認定について
- 4 平成17年度西予市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第140号 平成17年度西予市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第141号 平成17年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）
- 議案第142号 平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第143号 平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）
- 議案第144号 平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第145号 平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 議案第146号 平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第147号 平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第148号 平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第149号 平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第150号 平成17年度西予市上水道事業会計補正予算（第1号）
- 5 認定第1号 平成16年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成16年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成16年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成16年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について

		平成17年第3回定例会（2日目） H17.9.14
認定第5号	平成16年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第6号	平成16年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第7号	平成16年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第8号	平成16年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第9号	平成16年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第10号	平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第11号	平成16年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第12号	平成16年度西予市上水道事業会計決算の認定について	
認定第13号	平成16年度西予市病院事業会計決算の認定について	
認定第14号	平成16年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	
6 請願第2号	教育基本法の早期改正を求める請願について	
陳情第3号	林業活性化に向けた委員会の設置、事業の継続・拡大と経費助成を求める陳情について	

開議 午前9時00分

- 議長 ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

（日程1）

- 議長 これより、日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

各議員の発言は申し合わせの発言時間15分以内でお願いをいたします。質疑については2回までとし、あわせて5分以内でお願いいたします。

通告順に質問を許可いたします。

- 5番元親孝志君 皆さんおはようございます。暑さ寒さも彼岸までという言葉がありますけれども、秋の彼岸が近づいてきて、随分朝夕涼しくなりました。きょうはそんな中でたまたま議長より発言の許可をいただきましたので、通告をいたしております4点につきまして、理事者の所信をお伺いしたいと思います。

初めに、中学校歴史教科書の採択結果についてお伺いをいたします。

さきの6月定例会におきまして、平成18年度から使用する西予市立中学校の歴史教科書採択について質問をいたしました。市長の答弁では、教育委員会の判断を公平にするという立場から、あえて答弁を控えられました。教科書採択は8月末まで決めなければならなかったもので、当然愛媛県下11ブロックの結論は既に出そろっております。今回文部科学省の検定に合格した8種類の歴史教科書の中から、愛媛県11ブロックでの採用結果と西予市の結果に至る理由についてお伺いをいたします。

なお、この結果を踏まえて、市長は今回の歴史教科書問題に対してどのような所見をお持ちなのか、お伺いをいたします。

次に、構造改革特区申請について3点質問いたします。

さきの衆議院選挙におきまして、自民党から党員あてに送られてきました1枚のリーフレットを見て、改めて今回の一般質問の必要性を強く感じました。リーフレットには、改革をとめるなという大きな見出しで始まり、郵政民営化の実現へという項目の中で、次のようなことが書かれておりました。内容を簡単に朗読いたします。

郵政民営化について、地方は過疎化し疲弊しているのに、さらに切り捨てるのかという反対論があります。本当にそうでしょうか。地方衰退の真の原因は、地方の隅々まで官の規制が及び、がんじがらめにされているからです。地方の衰退の原因は、ほかならぬ法律に基づく規制に原因があると書かれているのに改めて驚きました。立法府である与党・自民党が、規制の多さを嘆かれています。私から疑問に思うのは当然であります。これも3月定例会において、西予市は構造改革特区についてどのように考えているのかという、私の一般質問に對しまして理事者側の答弁では、今のところ特別には考えていないが、必要であれば当然検討してまいりますということであったと思います。

そこで、今回具体的に以下の3点について質問をいたします。

初めに、教育特区について質問いたします。

総務常任委員会では、6月定例会の会期内に所管事項調査として、西予市内の小・中学校を視察いたしました。私の所見として言えることは、学校間で相当に格差があるということです。立地的なことはもとより校地・校舎の程度の格差、児童・生徒の数の格差、通学環境の格差等いろいろあります。また、少子化によってどの学校も校舎をもてあましているのではないという印象を受けました。

そのような中で、今回特筆すべきことは、全小・中学校の中で、野村町大野ケ原小学校が極めて老朽化が著しいということです。昭和41年に建てられたこの小学校は、躯体がブロック積み建築であるため、耐震強度がまず心配されます。また、校舎が標高1,160メートルの場所にあり、平成8年の最低気温は、何とマイナス21.5度という過酷な自然環境の中に建てられており、当然平たん地とは耐用年数に大きな違いがあり、とにかく至る所に苦情が来ているという、校長先生からの報告を受けました。早急に計画に上げ改築する必要があると、私は思っております。

また、改築をするとした場合問題なのは、今の学校法に基づいて計画を立てたのでは、余りにもむだが多過ぎるということです。西予市の小学校を比較すればわかりますが、児童・生徒の規模にほとんど関係なく学校が同じデザインで同じ規模で建築されているように見受けられます。補助事業の欠点がここにあらわれております。特区を利用して全国一律基準でつくるのではなく、児童数に応じた規模で、その地域の環境に合ったものでないのか検討し、最大限のむだを省くことだと思います。大野ケ原小学校は、平成17年度の児童数が9名で4学級であります。来年度以降は、当分の間3学級で推移する見込みであります。私は今こそ特区を利用して、大野ケ原にふさわしい規模と内容の校舎を早急に建てかえるべきだと思いますが、理事者の所見をお伺いしたいと思います。

次に、有償ボランティア介護サービス特区について質問いたします。

2000年4月からスタートした介護保険制度もことし5年目を迎えました。介護保険制度は法律で5年に一度見直しを行うことになっておりますが、既にことし10月には大幅な見直しとして、利用者の食事代と部屋代が自己負担として別途徴収されます。施設によっては1割程度の方が負担に耐え切れず、施設を出ていかざるを得ない人が出てくるのではないとも言われております。

さらに、介護保険制度は施設の個室化を進めており、利用者負担はさらにふえることが予想されます。施設や制度が充実することに異議はないわけですが、年金制度のように受益と負担のバランスが果たして均衡が図られるのか、心配をいたしております。介護保険特別会計では、平成16年度利用者数が全国で413万6,300人、給付総額5兆5,000億円、前年対比11.6%増であります。このまま推移しますと、2012年には給付額が10兆円を超えることが見込まれております。当然保険料の改正、利用者負担増は避けられません。そこで2006年度以降、国の考えとして検討が進められているのが、施設利用者を要介護度4以上にしようという案であります。これが実施されましますと、要介護度3以下の人は当然入所できなくなります。ちなみに今の施設入所者の全国平均要介護度は3.8であります。将来を見据えれば、何らかの対策が当然必要になってまいります。

そこで検討していただきたいことは、今回の介護保険法改正の中に、各市町村が独自に地域の事情に応じた地域密着

型サービスの創設、すなわち市町村判断で実施可能な新しいサービスを導入できるような検討されているということであり、今の施設介護と在宅介護の中間的な役割を担う小規模多機能サービスをいまだ一度真剣に検討していただきたいということでもあります。これも昨年6月定例会で質問をいたしました、市長もこの意見に賛同をいただき、将来は小学校区単位で検討したいということであったと思います。

さらに、今回検討いただきたいことは、従来の介護保険法のもとでの小規模多機能サービスでは、地域密着型でいいわけですが、結果的にはコスト削減につながっていないように思います。今回提案したいのは、特区を使って、1つには、低所得者用にもっと簡易な施設運営ができないものか。

2つには、施設利用者を介護認定者に限定せず、必要であれば託老者の役割を担ったり、独居生活者の共同生活の場としての提供など弾力のある施設として考えられないのか。

3つには、介護保険法に縛られることなくある程度自由に、例えば社会福祉協議会等の協力を得ながら、その地域で手のあいている人が、たとえ無資格であっても有償ボランティアを行い、雇用の創出をあわせて考えられないかということでもあります。介護の理念であります住みながら地域の人たちの手によって介護を助け合うことが本来あるべき姿だと考えます。規制緩和することによって介護報酬額を抑え、強いては利用者負担を抑えることによって、とりあえず収入の大小にかかわらず、だれでもが安心できる最低の仕組みづくりを検討すべきだと思いますが、理事者の考えをお伺いしたいと思います。

最後に、イノシシ害獣駆除特区について質問いたします。

イノシシあるいは猿、鹿等による農作物の被害は、全国的に年々被害総額が増えて、関係者の頭を痛めているところがあります。昨年1年間でイノシシによる被害総額は、全国で約50億円に上ると言われています。被害届を出していないものを含めると、その額は何割もふえることと思います。先般ある会合で市民の方より次のような意見がありました。

今のような状況で害獣による被害がこれ以上続くと、生産者としての生産意欲が損なわれかねないが、効果的な対応を検討しないということは、行政の怠慢ではないかと、このように申されました。もちろん行政としても手をこまねいているわけではなく、補助金をつけて対応されているわけですが、現実問題として、それほど効果が上がっていないのも事実であろうと思います。

そこで、さっきの話の続きになりますが、では一体行政に何を期待されますかと質問いたしましたところ、基本的には自分の農地は自分で守らなければならないが、今の法律ではそれができなくなっていることに問題があると指摘されました。早速資料を、これは昭和38年から名称が変わりまして、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、これを調べてみますと、確かに捕獲はだれでもできるわけではなく、基本的には狩猟免許を持っている人でなければなりません。また、その捕獲に対しても許可が必要になっております。当然ながら、だれでもが捕獲できるわけではなく、いつでも捕獲できるわけでもありません。

また、猟友会等の駆除班があって、ここの関係もあり、個人の思うようにならないのは確かであります。昭和40年代に狩猟人口の急激な増加が原因で、さまざまな規制が加えられました。次代は移って、今は狩猟人口も減少し、同時に高齢化いたしております。今の鳥獣保護及び狩猟に関する法律の改正を行う必要性を感じますが、法律の改正は我々ではできません。早急に対応していくためには、狩猟に関する規制緩和のための特区申請しかないと思いますが、理事者の考えをお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○二宮教育長 それでは、私の方から、中学校の歴史教科書の採択についてと、それから教育特区について、この2点につきましてお答えをいたします。

まず、中学校歴史教科書の採択結果についてでございます。

中学校が平成18年度から使用する教科書については、まず愛媛県の採択状況を申し上げますと、もう既に新聞等でご案内のとおりでございますが、県内11ブロックともに東京書籍の教科書を採択しております。

次に、西予市の採択に至るまでの流れでございますが、西予地区教科書採択協議会を開催いたしまして、教科書選定の諮問を行います。同時に調査委員の人選及び委嘱を行います。これによりまして調査委員による調査研究を行います。

次に、選定委員会を開催しますが、この選定委員には、教育委員、学校関係者、保護者で構成をされております。ここでは調査委員の調査研究結果をもとに幅広く意見が交換されまして、教科書採択の選定についての答申意見がまとめられます。

次に、8月23日に臨時教育委員会を開催いたしまして、その答申を受け審議をされ、歴史教科書は東京書籍と採決、決定をいたしました。

採択理由としましては、資料の見方や調べ学習の手法を紹介し、歴史の学び方を身につけることができるよう内容が選択されております。また、主体的な活動を促すような配慮がなされております。

また、全体的にバランスがよく、極めて適切な教科書であると判断し、全会一致で採択したわけでございます。

次に、教育特区についてでございますが、ご案内のとおり大野ヶ原小学校は、昭和41年ブロック積み建築による建物であり老朽化が著しくなっております。耐震診断の対象外で早急に対応を迫られておりますが、少子化の問題また財政的な問題等、そしてまた通学距離の問題等、多くの課題が山積しております。教育委員会といたしましても、今年度耐震度優先調査を実施しております。その結果をもとに今後中・長期的な計画を立てまして、施設の維持管理を行っていく必要があると思います。今回、教育特区と言われますが、小学校の設置基準第8号には、面積等は40人以下では500平米以上となっておりまして、ただし地域の実態その他により特別の事情があり、かつ教育上支障がない場合にはこの限りでないということになっております。ちなみに現在の大野ヶ原小学校では423平米、惣川小学校では852平米となっております。公共施設は、また災害時の避難場所となることを含め施設について大野ヶ原小学校に限らず、特区を視野に入れながらも国庫補助事業として柔軟な発想で検討しなければならないと考えます。現在教育委員会では、将来的な展望に立つて幅広く多くの意見を伺いながら検討すべく検討委員会の立ち上げを準備しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○三好市長 おはようございます。本日は傍聴の方々も最初女性の方ばかり来ていただき、女性の方だけかなと思っておりましたら、後からお二人男性の方が来ていただき、とにかく傍聴をこのように来ていただきますと、私どものこの一般質問も熱が帯びるわけでありまして、ぜひとも今後とも来ていただきたいと、このように思っておりますのでございます。

それでは、元親議員の歴史教科書に対する私の所見についてということで答えをさせていただきたいと思っております。

以前家永——東京教育大学今の筑波大学でございますが、その教授が教科書の選定裁判がありました。今日の問題は歴史教科書の採択の是非を問う問題提起でありまして、隔世の感がする次第でございます。歴史上の事象については、歴史を科学するという史観がありましたが、これは私は非常に誤謬を招いたと、このように思っております。歴史上の事象を客観的にとらえる一方、歴史はヒストリーの側面があることを知る必要、知らしめる必要があると、このように思います。6月定例会において元親議員の再質問に対して回答させていただきましたけれども、我々は歴史の傍観者たる以前にまず歴史的存在であること、すなわち歴史はその関係性の上で一瞬一瞬で千変万化するものであり、その意味で歴史はたった一つの史観で理解すべきでないと言いましたが、今回の歴史教科書採択問題は、ある

意味では歴史にはいろいろのとらえ方があることを周知されたと、このように思っております。私は教育には市長が介入すべきではないという考えを持っておりまして、それを当然ながら旨としてここまでやってまいりました。今回の教育委員会の判断を尊重していく方針であります。

以上であります。

○松本生活福祉部長 それでは、有償ボランティア介護サービス特区についてお答えをいたします。

介護保険制度は平成12年からスタートをして5年が経過いたしました。この間介護や支援の必要な人を社会的に支える仕組みとして着実に浸透、定着してまいっております。新介護保険法は制度全般にわたる見直しが行われ、去る6月22日に法律が改正されたところであります。今回の改正の背景には、10年後にはかつて経験したことのない超高齢社会が到来し、さらにひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予想されております。

また、全国で過去5年間の要介護認定者が206万人増加し、介護保険に要する総費用は毎年10%を超える伸びで膨らんでいる状況であります。このままでは国、県、市町村の財政を圧迫するとともに、被保険者が支払う介護保険料の高騰にもつながることが懸念されますので、安定した介護保険制度が持続できるように改正されたものであります。今回の改革は予防重視型システムへの転換や施設給付の見直し、負担のあり方など5つの改革に取り組むことが特徴であります。議員ご指摘の2006年度以降の施設利用を要介護4以上にする改正につきましては、改正されております。したがって、要介護3以下の方も従来どおり施設入所は可能であります。

西予市におきましては、平成12年度における要介護認定者は1,880人でありましたが、平成16年度末で2,490人となり32.5%の増となっております。平成16年度の在宅介護件数は延べ4万5,585件で、平成12年度対比63.3%の増、施設介護サービス件数は延べ7,380件で、12年度対比13.1%の増となっております。在宅介護サービスの増加が顕著であります。

なお、当市の施設介護サービスを受けておられる平均要介護度は3.56になっております。

また、平成16年度の居宅と施設介護サービスの総支給額は年間3億5,800万円で、12年度対比38.5%の増となっております。

さて、地域密着型サービスについてのご質問ですが、国は今回の改正で地域密着型サービスを創設いたしました。これは要介護者を住みなれた地域で生活できるように支えるため、身近な市町村の中で提供されるサービスが適切であるとの判断で創設されたものであります。介護保険法における地域密着型サービスには6種類ありますが、そのうち小規模多機能型居宅介護があります。居宅要介護者に自宅にあるいは身近な施設に通わせるか、短期間宿泊させ入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスであります。全国で先駆けて整備いたしましたあんしんの家がこのサービスに該当いたします。特区を使つたもっと簡易な施設運営をご提案いただきましたが、ボランティアを巻き込んだ地域ぐるみの介護体制をつくっていくことは、非常に大切であるだろうと認識いたしております。

しかし、一時的なサービスの提供であれば、ボランティアの協力による運営も可能であります。施設を長期に運営していくためには、介護報酬からの安定した財源が必要でないと考えております。介護サービス事業所は愛媛県の認可が必要ですが、施設の基準に該当して一定の人的配置があれば、事業所として西予市が認定する制度もありますので、特区申請が必要であるのかどうか、研究をしてみたいと、このように考えております。

西予市では有償ボランティアの協力を得て介護予防地域支援合い事業を展開いたしております。これは介護状態に陥らないための予防事業でありまして、要介護認定を受けていない方を対象とした事業であります。それぞれの地域に合った事業を展開するため、多彩なメニューの中からニーズに合った事業を選択し、事業の拡充を図りながら進めております。したがって、有償ボランティアの協力につきましては、資格や経験等から判断して、行政が行う介護予防や地域支援合い事業への協力をお願いしていきたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大森産業部長 それでは、イノシシ有害獣駆除特区のご質問にお答えをいたします。

有害鳥獣による被害は、気象条件、生息環境の変化、過疎化による農村環境の変化などにより、近年特にイノシシによる農産物の被害が年々深刻化し、その被害面積は150ヘクタールに達しておりまして、抜本的な防止対策の推進が重要な課題であります。このような状況を現状を踏まえ、市といたしましては侵入防止対策として電気さく、防護ネットなどによる整備を推進し、被害軽減を図るとともに、捕獲対策として銃器、網、わなによる地域の実情に応じた対策を講じているところでございます。平成16年度における有害鳥獣捕獲事業の状況は、イノシシで658頭に達しており、効果的な捕獲実施に努めているところでございますが、抜本的な解決に至っていないのも現状でございます。

ご質問のイノシシの駆除特区についてでございますが、平成15年環境省の通達に構造改革特別区域法の構造改革特別区域方針に基づく特例に関する措置及びその適用を受ける事業に有害鳥獣捕獲関係が適用されることとなり、有害鳥獣の捕獲に際して、要件はありますが、網、わな猟の免許を受けない者も認めることができる特例があります。ご指摘のとおり、自分の農地は自分で守るのが基本であり、農家がみずから防衛する取り組みを支援して被害の大きいイノシシなどの捕獲を促進することは重要であると考えております。

しかしながら、狩猟の従事には事故防止などの安全確保が不可欠であります。この特区についても安全性の確保を強く求められておるところであります。地元猟友会など関係団体の協力が得られ捕獲チームを結成するなど、地域一体とした取り組みができるようであれば、市としては本特例を含めた特区について検討をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番元親孝志君 教科書採択につきまして1点だけ質問をさせていただきたいと思いますが、今ほど教育長から採択結果の報告をいただきましたが、今回の歴史教科書の問題は、はっきり言って東京書籍を採用するかあるいは扶桑社版を採用するか、この2点であったと思います。そこで愛媛県下の状況を見ますと、今教育長が言われましたように、11ブロック市町教育委員会はほぼ全会一致で東京書籍を採用されております。片や愛媛県教育委員会は全会一致で扶桑社版を採択されております。愛媛県教育委員会、県と市町教育委員会が、いわば180度違った見解を出したということになるわけですが、これに対して我々市民とすればどのように理解をしたらいいのか、この点を伺いたいと思います。

○二宮教育長 ただいまの質問でございますが、県立学校と市町村立学校の教科書の違いということなんですけれども、11の市町村の教育委員会と県との関係でございますが、我々それぞれ独自にそういった採択委員会を設け、独自に研究して決めた結果ですから、これは全国的に見ても、どこの教育委員会がこういうことであったということの現実はやっぱりそのとおり踏まえていただきまして、今後の向こう4年間は今年採択した教科書を使っていくということでございます。この決定権があくまでもそういった市町村の教育委員会にあるんだということをご理解願いたいというふうに思います。

○5番元親孝志君 それでは、第2点目といたしましては、大野ヶ原小学校の改築工事について再質問させていただきたいと思っております。

今ほど教育長の答弁を私なりに解釈しますと、下手すれば今の太田ヶ原小学校の児童数からして、場合によっては将来的に学校の統廃合もあり得るということも含めて検討中であるというふうに解釈をしたわけですが、私は思うのに、小学校という数の上からいえば、合理的にやれば確かに下の惣川小学校もわずからずから、統廃合も当然理論上は可能であると思っておりますが、やはり小学校に関しては、たとえ1名であっても、そこに学校を残すというのは、やはり

私は地域行政の中でそうあるべきだろうというふうに思っております。それを維持するために、私はこれを考えながら思い出したんですけども、瀬戸内海の小豆島で「二十四の瞳」という映画が終戦後大変ヒットいたしました。やはりあいうことを一つのモデルとして、またあの映画は我々に生きる力を与えてくれたわけですが、やはり小さな小

学校は小さな規模で、なおかつ統廃合という数の論理に従わないようなやはり学校運営をしていただきたいということで、あえて私は改築工事を検討していただきたいというふうに思うわけですが、再度質問いたしまして終わりたいと思います。

○二宮教育長 確かに小さな小学校はそれなりのきめ細やかな教育ができる環境があろうと思います。もう既にご案内のとおり、西予市内の少子化の進みぐあいというのは非常に大きいものがございます。昨年1年間で生まれた子供は西予市内で286人でした。このような状況になってきております。市長も常に申しておりますように、今の小学校は当分の間維持をしていくということでございますので、我々もそれを受けとめております。

しかしながら、中・長期的に考えていきますと、やはりこれだけ子供が少なくなると、そこらも視野に入れながら考えていかねばいけないと思います。例えば大野ヶ原小学校の状況を見ますと、普通教室の広さなんかもそれなりに考慮されておまして、5メーターの6メーターの約30平米の普通教室、これ一般的に言いますと、60平米前後が普通教室の広さでございます。だからそういったことも含めながら今後32の市内の小・中学校の改築等につきまして検討委員会を立ち上げて、今後総合的に意見を聞きながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○12番藤井朝廣君 おはようございます。議長より質問の許可をいただきましたので、2点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、西予市のごみの処理の問題についてお伺いいたします。

西予市では現在ごみの処理に人件費と工事請負費を除いて年間約6億円の費用をかけていると伺っております。市長はこのごみの処理問題について、年間に1億円の削減を目標にしているとも伺っております。ご存じのようにごみは大きく分けて可燃ごみと不燃ごみに分離されます。まず可燃ごみについては、旧宇和町の場合、現在八幡浜市に年間約3,000トンの処理をお願いしていると同っております。一方、旧野村町と旧城川町では、野村の焼却処理施設での処理をしており、この処理施設の焼却処理能力は、現在1日当たりバッチ運転であります。8時間稼働約10トンの焼却処理をされております。施設職員さん等の勤務体制などを考慮しなければならない点もあると思いますが、例えばこれをバッチ運転10時間稼働に切りかえができたこととしますと、1日当たりの焼却処理量は約2.5トンの増、年間250日稼働したとしますと約625トン増の焼却処理が可能となり、旧宇和町の可燃ごみの約20%を野村のごみ処理施設への転換ができ、処理の費用もやはり20%の削減になると、私は試算しております。

また、不燃ごみににつきましては、現在西予市5町それぞれに収集分別の方法が異なっているのが現状で、例えば廃棄プラスチックを例に挙げますと、国民1人当たり平均約470グラムの廃棄プラスチックが出されていると言われております。これを西予市全体に換算いたしますと、年間約320トンの廃棄プラスチックを一般廃棄物として処理しております。平成17年度の当初予算に計上してあります廃棄プラスチック処理機を今年度より稼働し処理する予定と伺っておりますが、西予市全域での出る廃棄プラスチックの処理が可能な処理機を購入しようとしているにもかかわらず、現状の処理計画では、旧野村町、旧城川町2町から出る約75トンのみの処理で、あとの3町においては、一般廃棄物としての処理を余儀されなくなっております。このことは多額の投資をするにもかかわらず、その処理能力を最大限生かすことはできないものにとらえ、私は非常に憂慮しております。廃棄プラスチックを一般廃棄物として処理いたしますと体積で換算されるため、従量の約5倍の体積となり、廃棄プラスチックとしての処理と比べますと、その分費用も多くかかります。西予市全体での分別収集の統一が現実のものとなれば、日本リサイクル協会での処理がお願いでき、環境にも優しく市民全体でのリサイクル活動の意識も高まり、処理費用の削減も可能になると思います。このことについて西予市全体でのごみ処理方法について専門委員会を計画し、費用対効果も含め西予市のごみ処理についてもう一度見直し、西予市全体での統一かつ一括しての処理のできるリサイクル施設を計画してはいかがでしょうか。

次に、西予市における墓地についてお伺いいたします。

現在西予市におきましては、墓地の不足が考えられます。財政の厳しいときであります。旧宇和町におきましては、昭和45年神領団地造成に始まり、平成16年のみどり団地までに877区画の宅地が分譲されてきました。こういった現状を踏まえて、新しい世代の人たちにおいては、墓地は持ちたいけど個人での墓地の造成は不可能に近く、現実にはならないという声も聞かれます。このことについては、西予市全体で計画をするべきではないかと思ひます。宇和町では、最近何十区画の墓地の分譲販売がありましたが、即完売とも伺っております。西予市に在住していながらにして、墓地だけを他の市町に構えなければならないというのが現実ではないでしょうか。そのため西予市の市営墓地を計画していただいたいと思いますがいかがでしょうか。

以上で終わります。

○松本生活福祉部長 それでは、最初の西予市のごみ処理についてお答えをいたします。

西予市におけるごみ処理に要する予算は、9月補正で8億円を超えて、財政に与える影響は非常に大きくなっております。

さて、旧野村、城川の可燃ごみにつきましては、野村クリーンセンターで処理を行っております。野村クリーンセンターは平成5年8月稼働で処理方式は先ほどありましたバッチ燃焼方式で、処理能力1日8時間、10トンの焼却炉で処理を行っております。この焼却炉は稼働後10年を経過しており、焼却炉が1炉であります。八幡浜市の広域処理の受け入れ先が旧明浜町、宇和町、三瓶町と限定されているため、野村クリーンセンターの施設が故障した場合は、旧野村町、城川の可燃ごみの受け入れ先は今のところございません。そのため修繕時におきましては、ごみピットによる調整で対応せざるを得ない状況であります。平成16年度焼却処理実績は年間2,146トンで、前年度と比較いたしますと421トンの減の状況であります。議員ご指摘の野村クリーンセンターのバッチ運転10時間稼働につきましては、効率的にということで、本年7月から宇和町の可燃ごみを月量30トン搬入し焼却いたしております。7月の施設管理状況といたしましては、1日平均運転時間が10時間で、1日平均焼却処理量が11.58トンの状況でございます。

一方、平成16年度における不燃ごみの排出量は年間約1,600トンであり、処理費用が1億7,600万円となっております。そのうちに占める廃プラスチックは年間約220トンと推計されます。野村、城川におきましては、別途回収をしておりますが、明浜、宇和、三瓶町につきましては、ご指摘のように一般廃棄物としての収集処理を行っております。本年度導入予定の廃プラスチック処理機の処理計画は、当面野村、城川の処理といたしておりますが、今後は西予市全体の処理を行うための導入でございます。ご指摘のように西予市全体でのごみ処理方法、広域処理等を考慮に入れ、市内の統一した分別収集等見直しなど環境専門委員会を立ち上げ、費用対効果も含めて西予市全体を処理できるリサイクル処理計画の検討をいたしたいと、このように思っております。

本年度は市の環境行政に対する理解やごみの減量化の推進を図るため、環境委員345名を委嘱し、事業の推進を図っているところであります。

また、ごみを減量し、ごみ処理費用1億円の削減を目指し目標に掲げ、市民と一体となった運動の展開を進めてまいります。

次に、西予市における墓地についてお答えをいたします。

市営墓地につきましては、現在西予市が管理する墓地としては、宇和黒瀬霊園124区画、三瓶の安土墓地が53区画と蔵賀墓地17区画がございます。契約状況につきましては、黒瀬霊園が12区画、蔵賀墓地が6区画、合計18区画が未契約となっている状況であります。墓地埋葬に関する法律の施行規則で、個人が墓地を造成することはできません。ご指摘のように宇和町の団地化に伴う墓地計画の必要性や南予の中心として他市町村の流入も見込まれるなど墓地の整備が必要となっております。西予市といたしましても、東宇和・三瓶町合併協議会による旧宇和町の市町村建設計画の中で、平成22年度に霊園公園整備事業を計画いたしております。今後市民の要望または社会情勢の変化等により実施年度の見直しなども含めまして、霊園建設の推進に取り組んでいきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○12番藤井朝廣君 墓地の件に関しましては、22年ということであと5年ありますが、できるだけ早くしていただけたらと思います。

それと、野村町の11.58トンと言われましたが、それは宇和町のも入れて11.58トンだと思いますが、これはあと何トンぐらい、時間延長でやれば、やっぱり十二、三トンまでは処理できるんでしょうか。

それともう一点、例えばリサイクルセンターへ廃プラをとっていただいたのと、一般廃棄物として処理したのでは、例えば野村町の場合だけでいいですけど、どのぐらいの金額がされているか、お伺いいたします。

○松本生活福祉部長 ただいまの質問でありますが、残りどれぐらいの処理ができるかということですが、単純に計算いたしますと12.5トンではありますけれども、これは焼却炉が1炉であるために、修繕等を要するような状態になる場合もありますので、今の段階では、現在30トンの搬入でありますけれども、幾分かはまだふやせる状況であろうと考えております。

それと、西予市の負担の差額につきましては、これは運搬料を含めておりませんけれども、計算いたしますと2,700万円ぐらいになるうかと思えます。

以上です。

○12番藤井朝廣君 最後に1点だけ。

市長が言われる年間1億円の削減の目標、もしよければこれをこうやって1,000万円、これをこうして500万円というふうな、例えば計画とか目標がありましたら、もしわかる範囲でいいですからお伺いしたいと思います。これだけで2,800万円か3,000万円出るんですから、市長の言われる1億円は余り難しい話じゃないかというように私は考えますが、できる範囲、お願いいたします。

○松本生活福祉部長 1億円の削減につきましては、現在のところ目標とはいはしてはおりますけれども、具体的な計画はどのようにしていくか、また今後専門委員会を立ち上げての検討をしていくということでもあります。その方法等につきましては、まず考えられますことが、家庭から出てくる生ごみを削減していくとか、そのような方法を十分考えていく必要があるだろうと、このように考えております。

○8番森川一義君 皆さんおはようございます。通告により質問をいたします。

最初に、職員の給料と賞与、特別職の給料、議員の報酬の引き下げ及び電算機の委託料、リース料の削減について質問いたします。

合併をして1年と5カ月余りですが、合併はしたけれども何もよいことはないという市民は考えております。税金や保育料がふえ、福祉にもしわ寄せが来ていると苦情を言っているのが実情です。

また、電算機がふえているのに職員が減っていないのはどうしてかと疑問に思っているのです。実際にソフトウェア開発保守委託料3,800万円、電算機保守委託料4,148万2,000円、電算システムリース料7,237万1,000円などで電算機の委託料、使用料を合計しますと1億7,078万3,000円となります。委託料、リース料の削減を研究できないものでしょうか。普通機械を導入すれば、人件費が削減されると考えるのは当然だと思います。すぐには無理でも、何年後には削減できる方向に鋭意努力すべきです。

平成17年度3月議会において敬老年金の毎年の支給から1回のみの支給に改められました。

また、はり・きゅう及びマッサージ等施術費助成受給対象も住民税非課税世帯の人に限定されるようになりました。今この不景気なときに税金の増収は見込めないで、経費は徹底して削減しなければいけないと思いますが、内容についてはもう少し改善すべきだったと思っています。合併の大きな目的の一つは、行政の合理化と効率化ですが、弱者の切り捨てになってはいけません。市長がいつも言われている夢のあるまちづくりに市民は期待をしているのです。中には予算の99%が人件費である課もあるのです。平成18年度には財政調整基金も底をつく状態になると思います。財政が逼迫する前に思い切って職員の給料、賞与を2%、特別職の給料5%、議員の報酬を5%削減してはどうでしょうか。職員の給料と賞与2%の削減で約6,852万円となります。特別職の給料と議員の報酬5%削減で約1,046万円となり合計で約7,830万円削減できるのです。宇和町内のある小さな会社では仕事が減り、それによって会社の維持が難しくなったことから、給料が3割カットされたところもあるのです。基本的に会社と市役所とは違いますが、市長は市民の困る生活をよく理解し、今から市民はますます困り、生活が苦しくなるかもしれません。今後仕事があふえて景気の中は、自分たちの給料や報酬が減るのはだめだと反対をする人はいないはずですが、理事者、議員の中には、自分たちの給料や報酬が減るのはだめだと反対をする人はいないはずですが、理事者、議員がまず最初にこの計画を実行し、削減をしてはどうでしょうか、市長の考えをお聞かせください。

次に、道路の拡幅について。

予算がつかないのかわかりませんが、石城小学校の前の道路を石城駅へ向かって車を走らせていると急に狭くなり、ガードレールに車をぶつけそうになります。伊延の県道を車で走っていてハンドルを急に切らないといけないところもあります。明石にも1カ所あります。仕事を途中で投げ出したような形です。合併をして人々の交流も深まり、初めて通る人がスピードを出して走ったときには交通事故の原因となります。平成14年に道路の拡幅工事をしているところで、橋だけが狭くて、橋の欄干に車をぶつけて死亡した青年がいましたが、橋が広がっていったら、死亡しなかったかもしれません。高速道路が開通しても通勤時間帯には国道は渋滞しています。少しでも国道56号線の車の流れをスムーズにするために、伊延・野田線の久枝から別所の間の道路を拡幅して2車線にして、宇和島方向と標識を取りつけば、八幡浜や三瓶の人たちが宇和島方向に行くときでも国道や商店街を通らなくてもスムーズに走れるようになります。通勤時間帯になるとひまわり団地横の河川敷の道路が混雑してしまうので、久枝の道路を走る車がふえてきていますので、一日でも早く拡幅工事をすべきです。

市民の人にJR卯之町駅裏の河川敷の公園は何のためにあるのですかと聞かれましたが、私には答えられませんでしたが、草だらけの大雨になれば土砂がたまってしまう、車で走っていると乗用車の屋根まで土を跳ね上げることもあります。県にお願いして2車線の道路にすることはできないのでしょうか。無理をして2台すれすれで走る車を見かけます。公園で遊んでいる人は余り見かけません。何のための公園なのか、わからない人が多いはずですが、人が来ないということは、必要のない公園だと思います。県の職員が草刈りをしているのも見かけません。草だらけなら、道路として2車線にして土地を有効に使うべきですが、市長の考えをお聞かせください。

最後に、西予市の将来を担う人材の育成と表彰について質問いたします。

昨年行われた市政懇談会において市長は、町の職員ではなく市の職員であってほしいと考えを述べられましたが、職員を指導する課長、部長が先に立って行政のプロとしての力を発揮しなければいけません。双海町の若松進一氏は、県

内外に宿泊出張していない限り毎朝5時に起きてシーサイド公園に出かけ8時まで清掃をするのが日課となり、ボランティア活動が続いているそうです。双海町外では町長よりも若松進一氏の方が名前が売れていました。よい指導者はよい後継者をつくらねばならないとされています。西予市の職員の中から若松進一氏のような行動力のある人が育たないものでしょうか。市民のだれが見てもこの職員は仕事ができると認める人、市長が将来市長を追い越すような人材をどのように育てる考えでしょうか、伺いたいと思います。

江戸時代末期、吉田松陰は1年余りの間に明治維新功労者となった多くの人材を育てました。薩長同盟に功績があった坂本龍馬に脱藩を勧めたのも久坂玄瑞であると言われ、坂本龍馬が脱藩をしなれば薩長同盟はできなかったかもしれません。明治の時代を謳歌した多くの人たちが松下村塾から育っていききました。西予市はこれから市長、助役、収入役、教育長、部長の腕の見せどころです。私が小学校4年の子供の担任の先生は、給食の時間に給食を食べずに自分の机で本を読んで私たちに聞かせてくれました。私たち児童は給食のときも授業を受けていたことになります。今のこのような教育熱心な先生がおられるのでしょうか。時は金なりといいますが、私たちは給食を食べながら成長をしていきました。その1年間は給食の時間が楽しみでした。今思えば学校教育の大事さを改めて考えさせられます。そのクラスの中から東京の中学校の女性校長や自衛隊の陸曹など立派な人間が出ています。子供たちと一緒に成長していく先生、授業のプロがふえることを願っています。生徒指導のプロと思う先生を父兄が選んで市長に推薦をして表彰してはどうでしょうか。先生方も今以上に教育に情熱を注ぐと思います。県内のある会社では、一般社員に1ヵ月に1冊以上、管理職には2冊以上の本を読んでレポートを提出義務づけているところがあります。人格と教養を身につけて、会社と社会の役に立つ人間になるようにという社長の考えだそうです。その会社では、月に1回、近所の道路や川の清掃をしているようです。会社でも市役所でも上に立つ人間によって下の人には伸びていくのです。今は企業でも将来の人材確保のために会社で大学をつくるどころがふえています。トヨタ自動車の大学などは優秀な生徒が多いので、就職率は100%だということです。西予市でも優秀な生徒がいると思います。宇和中学校生徒会が40年間の清掃ボランティアを評価されて、社団法人日本善行会から環境美化の部門で日本善行賞を受賞しましたが、他の手本となる個人や団体は市長が表彰して、よい活動は長く続くよう応援してはどうでしょうか。小学校、中学校のころから人の役に立つ人間を育てるということは大事なことです。西予市でも市役所の職員の影響で、市民の生活が少しでもよくなることを願って、私の一般質問を終わります。

○森総務企画部長 森川議員の委託料、リース料の削減についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

電算機等の委託料につきましては、議員ご指摘のとおり大変高額となり、心配をおかけしていますが、職員が業務を遂行する上で必要なシステムの保守であり、このシステムの不備は業務の停滞と住民サービスの低下につながりますので、管理には専門の技術者を要するものであります。委託料の削減につきましては、何ていいますか、業者の言いなりになるのではなく、値引き交渉はもちろんでありますが、端末の設置、移動、配線、修繕等職員でできる作業につきましては、できる限り職員で行うよう努めていきたいと考えております。

次に、リース料であります。現在の機器は主に5年リースとなっており、5年経過後には現在の10分の1のリース料となります。したがって、できる限り機器の整備を行い、少しでも長く使えるよう職員によるメンテナンスを行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○三好市長 森川議員の質問についてお答えさせていただきます。

その中でちょっと気になりましたので一言先に言わせていただきますが、福祉の弱者の切り捨てはいけないという言質がありました。私の基本的な考え方は、福祉のばらまきはためであるということを行っているわけでありまして、困難な人に対しては、福祉の手を差し伸べるのが根本であると、このように思っておりますので、ぜひその辺のところはご理解をいただきたいと、このように思っております。

それでは、職員の給与の引き下げと特別職、議員の給料及び報酬の引き下げについて回答をさせていただきたいと、このように思います。

職員の給与引き下げと特別職、議員の給料及び報酬の引き下げについてのご質問の中で、まず職員の給与でございますけれども、平成11年度以降5年連続で特別給の年間支給月数が対前年比マイナスとなっております。平成14年度以降2年連続で給料の引き下げとなりましたが、昨年は景気の回復傾向を背景として前年の水準が維持されたところでございます。

ところで、人事院ではことしの8月15日付で情勢適用の原則に基づいて国会及び内閣に対して国家公務員給与の改定を勧告されております。内容につきましては、俸給表の改定率がマイナス0.3%、配偶者に対する扶養手当の給料月額を500円引き下げ、期末勤勉手当は民間の給料割合に見合うように0.005ヵ月分引き上げることとなっております。給与構造の改革については、昭和32年に現在の給与制度が確立して以来、50年ぶりの大改革でございます。平成18年4月1日から年功的な給料上昇を抑制し、職務・職責に応じた俸給構造への転換を図るため、行政職給料表の現行1級、2級及び4級、5級の統合と俸給表の水準を平成18年度から平成22年度までに平均4.8%引き下げ、特に中高年齢層は7%引き下げる内容となっております。この勧告が次期国会で議決になれば、地方公務員にも同様の勧告がなされるものと思われ、今後は愛媛県の勧告に基づいて実施をしていく予定でありますので、ご質問にありました2%の引き下げがなされるものと考えております。

なお、参考でございますが、平成16年度の西予市職員のラスパイレス指数は、国がこれを100とした場合でございますけれども、89.1%でございます。県内市の平均が96.8%、県内市町村の平均が93.7%で、県内市の中でも一番低い状況でございます。また、ことしの指数につきましては、12月ごろに公表される予定であります。

次に、特別職の給料及び議員の報酬につきましては、合併協議会において大洲市をベースとして、大洲市の特別職の給料、議員の報酬の95%を充てることで決定いたしまして、現在に至っているところでございます。今後は、県内他市の状況をかんがみながら、年度内に特別報酬等審議会を開催し、その答申に基づいて特別職、議員の適切な引き下げ率を視野に入れ検討いたしますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○安藤建設部長 道路の拡幅について答弁させていただきます。

最初に、議員ご質問の県道の未改良区間につきましては、3路線、伊予・石城停車場線と伊延東・多田線、鳥坂・宇和線この3路線ともに計画的に改良を進めていただいておりますが、いずれの路線も未改良区間は用地の協力が得られず今日に至っております。西予土木事務所といたしまして、緊縮財政の中でも他の事業とのバランスを考慮しながら、残事業の実施に向けて努力する旨の回答を得ております。市といたしましても、今後は県に対しての要望とあわせて受け入れ体制の強化をしていかなければならないと考えております。

次に、ご指摘の路線は久枝2区から別所の県道宇和・高山線までの市道旧町地区の160号線のことでございます。が、今回以前から強い要望のありました脇川左岸の旧町地区96号線を今年度から3年間で宇和・三瓶線から宇和・高山線までの延長約1,500メートルの改良を計画いたしております。現在県と占用の協議を行っておりますので、占用許可が取り次第工事の発注する予定であります。本路線の改良工事が完成いたしましたら、ご質問の久枝地区の住宅密集地の渋滞も緩和されるものと考えております。

続きまして、卯之町駅裏の広場につきましては、平成14年度に愛媛県が施工し完成の後、当時の宇和町が占用して管理することとなっております。これまで県職員と町の職員で毎年菜の花の苗や種をまくなど、広場の管理について

努力をしてみましたが、苗や種が雨に流されるなど十分な管理ができておりません。今後は広場の管理とあわせまして、先ほどの旧町地区9 6号線に引き続きまして、本路線の旧町地区2 2 3号線の道路改良も計画していきたいと考えております。

以上でございます。

○別宮助役 森川議員の西予市の将来を担う人材の育成につきましてお答えをしたいと思います。

西予市の将来を担う人材の育成につきましては、6月定例議会におきまして、浅野議員からの一般質問で、職員意識改革についてお答えをいたしました。考える職員の育成が今後重要なポイントになってくるため、今年度策定いたしました職員研修計画に基づきまして、職員の資質、さらに教養の向上によります職務遂行能力の増進と新たな市行政に対応し得る職員の育成を図ってまいりたい、このように考えているわけでございます。現在までの職員研修の状況につきましては、職員として基本的な研修を実施をしております。内容は、新規採用職員研修、採用5年目以下の職員研修、さらには接遇研修を初め市町村中央研修、愛媛県研修所におけます専門研修等々、これに受講、参加をすることといたしております。今後は中堅職員研修、さらに管理職の研修を計画をしておるわけでございます。年度内には、人材育成に伴います基礎的な研修を実施をいたしまして、職員の意欲、レベルアップを図ってまいりたい。それによりまして市民の皆様の期待にこたえられる職員の育成に努めてまいりたい、このように考えておるわけでございます。

以上でございます。

○河野教育部長 森川議員の西予市の将来を担う人材の育成と表彰についての2点目の表彰関係についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員が宇和中学校の日本善行賞を例に挙げて話をしていたわけですが、教育委員会としまして、も、こういったような児童・生徒あるいは一般の市民の方あるいは教職員、こういったような方の善行あるいは素晴らしい業績については、規則でもって表彰規定を設けておりますので、それによって表彰をしていきたいというふうに思っております。

表彰規定については、西予市児童・生徒、教職員及び西予市における教育・文化・体育・レクリエーション等教育全般にわたる振興のため、特に功績のあった個人または団体に対し表彰するということを3つの表彰規定を設けておりますので、それによって表彰をしていきたいというふうに思っておりますし、16年度61名の児童・生徒がこの表彰規定によって表彰をされております。

それからまた、森川議員の学生生徒時代の話をされましたけれども、現在も西予市32の学校の中で、先ほど言われましたような熱い思いで生徒指導をしておる、あるいは部活をしておる、あるいは不登校の生徒の家庭を毎日訪問しておる、そういったような先生もたくさんございますので、紹介をさせていただいたらというふうに思っております。

以上で答弁を終わります。

○8番森川一義君 総務部長にお伺いしますが、電算機のリース料5年償却ということですが、6年目からは金額が半額ぐらになるんでしょうか。

それから、ほかの保守委託料などは、もうこのままずっと永久に続くというわけじゃないんでしょう。向こうと、業者の方と交渉して、何年か後には減らしていくように努力してもらったと思います。

○森総務企画部長 ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

さきにも答弁の中で言いましたように、リース料は契約期間6年目からは安くなりますけれど、委託料につきましては、現在の内容を業者をお願いする以上、ずっと必要になってきます。しかし、契約の段階で、何といいますが、もう一社をお願いしております関係で、ずっと業者の言いなりになるということではなく、見積もりが出た段階で交渉をいたして値引きをしておりますので、今後さらにそういうことは強力に進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長 暫時休憩をいたします。10時45分に再開をいたします。（休憩 午前10時27分）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午前10時45分）

○4番松島義幸君 おはようございます。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目に、産業振興方策と産業創造戦略会議の位置づけについて。

私は昨年の9月定例会において、第1次産業活性化の一環として、海産物の高付加価値化を目指した加工業の振興について質問いたしました。

また、他にも定例会前に産業振興関係、特に第1次産業の振興について一般質問が行われていますが、答弁は産業創造戦略会議において検討することでした。産業創造戦略会議は、農林水産業を市の基幹産業として位置づけ、市長の諮問機関として産業、地域の現状と課題、地域産業に関する3点について検討、協議することを任務として、おおむね2年間にわたり調査研究を行い、答申することとなっております。農林水産業の低迷に起因する商工業等を含めた産業全般の不振について非常に憂慮しているところであり、産業創造戦略会議には大いに期待を有しているところでございます。

さて、私は産業振興の重要なことは、所得の向上にあると考えております。そのためには、売る西予市の名前、商品を売る、どうすれば買ってもらえるのかを基点として物事を組み立てていく必要があると思っております。全国的な成功事例としては、大分県湯布院町は年間400万人の観光客が全国から訪れ、高知県馬路村では、馬路村農業がユズ500トンの生産量で全国に35万人の顧客を持ち、年間30億円の加工品等の販売を行っております。西予市においても、全国レベルを目標とした民間主導による西予市全般の販売プロジェクトチームを編成し、10年間計画で既存の販売網のネットワーク化や新たな販売チャネルの確立とともに、地域イメージを含めた生産から販売までプロデュースする必要があると考えております。資金は第三セクター方式とし、人選については成功の基本であり慎重を期するが、決定後は一任がよいと思っておりますが、西予市の産業振興方策について市長の考えを伺います。

また、その産業振興方策と産業創造戦略会議の答申の位置づけについても伺います。

2点目に、国道378号の早期整備について。

全国道路ネットワークは市の骨格であり、住民の暮らしと経済を支えています。西予市において人の移動や物流など担う交通機能は、地域間交流の大動脈であり、効率的で質の高い創造的なまちづくりには、道路や関連施設の適切な整備が必要不可欠であります。このような中、西予市の海岸部を結ぶ国道378号線は、全国的にも極めて劣悪な状況にあり、地域住民にとって危険、不安、不便を余儀なくされているところでございます。海岸部の発展のためには、道路整備計画を早急に策定していただき、年次計画的に整備を進めていかなければならないと考えております。現在、計画においてされている俵津バイパスについては、路線発表に伴い予算化されていますが、一部漁業者の漁業補償の問題で工事が着工できない状況となっております。地区住民からも不安視する声が出ておりますが、進捗状況はどのようなものかと思います。

また、この漁業補償問題で工事の着工が難航し、俵津バイパスのみならず、他の工区にも大きく影響するようであれば、工区の優先順位を含め再検討する必要があると思いますが、この点についても市長の考えを伺います。

以上で終わります。

○大森産業部長 それでは、松島議員1点目、産業振興方策と産業創造戦略会議の位置づけについてのご質問にお答え

をいたします。

まず、産業創造戦略会議でありますけれども、これは旧町単位で各3名の委員を選出いたしまして、任期は平成17年2月から19年3月31日までとしております。17年2月に第1回の会議を持ちまして、これまでに5回の会議を開催しております。現在は委員の方々の意見で、合併した5つの町の特色、現況を把握するという必要があるということ、市内の視察を行っている状況であります。まずは市内を知ることで行っております。

産業創造戦略会議の位置づけでありますけれども、これまで行政が取り組んできている補助制度的なものとは別の視点で取り組んでいただきたと要望をしております。条件不利と思われる西予市の地理的な条件を逆手にとった活用、手法、方策を模索していただきたと考えております。新たな産業を興していくこと、現在の産業体系を変更していくことは簡単なことではないと認識をしております。産業創造戦略会議に期待しておりますのは、新規産業の開拓とか西予市の産業を根本から見直すという大きな分野ではなく、自由な立場で市内の産業を見回していただき、市内で生産活動に当たっておられる方々が、それなら自分にもできると、ちょっと挑戦してみようかというような分野から進めていくことができると思っております。委員の方々には大変難しい問題を投げかけておりますけれども、ぜひ一つでも実行に移すことのできる提案が出てくることを期待しているところであります。

また、市の産業振興施策でありますけれども、合併後これまでそれぞれの地域で策定された振興計画をもとに予算の編成を行ってまいりました。国の産業に対する振興方針も大きな転換期を迎えております。当地域いわゆる農村地域であります。再生には地域内発型、地域農業再構築、地域資源活用、管理保全等がキーワードとして認識をしております。国の振興方針をうまく取り入れていくことはもちろん、みずからの地域はみずからが考え、自分の地域に合った振興施策を進めていくことがこれまでに以上に重要と考えております。例えば、高速道路の延伸を活用した都市と農村との交流いわゆるグリーンツーリズムであります。また、海抜ゼロメートルから1,400メートルの標高差を活用した農産物の時差出荷、既存の第三セクターの活用、農産物のブランド化などさまざまな取り組みを展開していくことが必要と考えております。その意味においても、市の産業振興施策とあわせて産業創造戦略会議の存在を意義あるものにしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○三好市長 それでは、松島議員の国道378号線の早期整備について、そのご質問についてお答えしたいと思います。

また、これにつきましては、松島議員も以前から私どもに深くいろいろかかわっていただいてともに考えていただいておりますこと、この場をかりまして深く感謝を申し上げたいと、このように思っております。

さて、国道378号線はご案内のとおり、伊予市下吾川を起点としまして瀬戸内海沿岸に沿い、西予市を經由し宇和島市吉田町立間に至る実延長11.8キロの路線であり、平成16年3月末時点での改良済み延長は約8.9キロ、改良率は約76%となっております。このうち明浜町では、実延長21.7キロ、改良済み延長が10.3キロ、改良率は47%となっており、路線全体から見れば改良が非常におくれているという状況でございます。平成10年度に国庫補助事業として新規採択された依津バイパス明浜区間は計画延長2.1キロで、今年度は4億5,000万円が予算割り当てされており、現在西予土木事務所で依津漁業区域内の公有水面埋立免許申請の準備中であり、本年度中に埋立申請を取得し、いかなる移転補償など地元の調整がまとまれば埋立工事に着手する予定となっております。質問にもありましたように、一部漁業者の同意が得られず、現在その調整を行っているのが実情であります。該当者が前向きな協議に乗っていただきたつづつあります。今後この漁業関係者との移転補償交渉を継続的に進め、計画路線の埋立申請手続に必要な同意書をいただけるよう努力していきたいと考えております。

なお、明浜区間の進捗率は、16年度末事業費ベースで5%と非常に工事がおくれており、埋立工事の着手とあわせて用地買収の促進が急がれております。

ご質問の他の区間の優先順位の見直しということでもありますけれども、県当局も明浜区間の完成を目指している現状でありますので、明浜区間の完成に全力を挙げていきたいと考えております。今後国道378号整備については、厳しい財政事情の中でありまして、改良率が沿岸では最も低く、離合困難な通行状況の実情でありますので、市といたしましても、地域住民及び道路利用者の期待にこたえられるよう、できる限りの方法で整備促進に取り組んでまいりたいと考えております。議員各位におかれまして、特に明浜地区から選出された議員の皆さんには、私どもと同時に一緒にご協力をお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。

○4番松島義幸君 身に余る答弁、ありがとうございます。

2点ばかり、これは再質問ではありませんので、市長初め理事者側をお願いをしておきたいことがあります。第1産業の活性化につながる問題ではありますが、私は以前よりこの西予市5町が合併いたしまして、先ほど一つの例として高知県の馬路村を出させていただきました。それを取り上げて西予市を考えてみますと、まず西予市は海と山の町です。山に関しては、私は職業柄木材に携わっておりますので、以前より考えていたことは、私の事業所の山は古木が多いんですよ。古木といいますと、樹齢80年以上のいわゆる全国レベルまでの名前は出ていませんが、関西では山田ヒノキといいますと有名ですが、今の現状は、私は公共の建物に関しまして、とかくKD、乾燥材を重視しています。この乾燥材を重視しますと、古木も若木も単価的に変わらなくなるんです。機械乾燥をしますと、油を急激的に何日間て抜いてしまふんです。いわゆる昔からの発想にすると炭にするんです。木材を炭にして使うんです。そのことによって狂いはしません。狂いはしませんが、もともとの木のつやというものはなくなるわけです。今後西予市の古木は、私は全国レベルでもかなり高い場所にあると思います。特に山田ヒノキあの集落を例にとりますと、全国でもトップクラスではないかと思っております。そこらを今後理事者側の方々も考えていただいて、この議員31名の中には、木材に関係している方が多分七、八名おられるわけなんです。自分が家を建てよう、自分の家を建てようと思いと、機械乾燥ではなく自然乾燥で私は建てると思うんですよ、どの方にしても。急激的なそういう無理をしたつくり方はしないと思うんです。そこらを今後一つの課題として理事者側の方に考えていただきたらと思っております。

もう一点、海岸部はかんきつ産業、もうこの産業しか農業分野ではありませんが、漁業関係もあるわけなんです。今回私はこのかんきつ産業で完熟のジュース、今私の集落は小さい集落であります。以前名前をつけて元氣宮野浦という名前です。これを今現状では、農協出荷いたしますと、キロに対して200円から300円です。このジュースを3本入りぐらいにして2,000円ぐらいで売りますと、キロに対して1000円ぐらいの農場手取りになります。これは今後かんきつ産業が残る私は大切なことではないかなと、自分なりに思っております。そのことも今後私は私の集落元氣宮野浦が始めますので、買える方は買っていただいて、3本入りで2,000円ぐらいですから、そがい高いものではないと思うんです。これを足がかりにして馬路村に負けないような産業にしていきたいと思っております。今後ともよろしく願ひいたしまして、私の一般質問を終わります。

○7番沖野健三君 皆さんこんにちは。池田先生いわく、11時を過ぎるとあいさつもこんにちはになるそうで、こんにちはとさせていただきます。きょうは私の地元の方が傍聴に来られておりますので、私も一般質問初めてであります。張り切って質問したいと思っております。

第3回の定例議会におきまして質問の機会を与えられました。私は、現在この西予市においても非常に問題が山積しておりますが、その中でも3点について質問させていただきます。

その前に、私は今まで以前より気づいている点について述べさせていただきます。

合併して1年半が過ぎました。一体になるにはまだまだ時間がかかるようであります。そういう中で、西予丸も三好船長のもと本当に市長のかじ取りはよく、順調に航海を続けております。しかし、いつあらしが来るかもしれませんので安心はできません。三好市長におかれましては、昨年は土曜、日曜も休む暇がないほど激務だったと思います。これからはくれぐれも健康に留意されまして、西予市発展のために努力されんことをお願いいたします。

私は、先日新聞報道によりまして16年度の決算が出ておりました。6億8,057万円ですか、黒字だったという記事であったと思いますが、理由はいろいろあると思いますが、今とき民間企業でもこれだけの黒字を出すにはなかなか難しいんじゃないかと思えます。これは三好市長やまたここにおられる部長、課長、現場の責任者の方たちが節約に対する徹底した教育が実を結んでいるのではないかと思います。その中で私がいつも感心するのは、昼になると市役所内の電灯は半分に消されます。また議会事務局でも、それを局長が率先して行っております。小さなことかもしれませんが、ちりも積もれば山となる、こういうことが行政改革ではないかというように思います。今後も職員の節約意識の向上に努められ、大切な税金をむだに使わないをモットーに、来年もぜひ黒字決算になることを確信いたしまして質問に入ります。

初めに、全国の自治体において今問題になっておりますアスベストについてであります。

私も今までに聞いたことがない言葉でありましたが、6月末に大手機械メーカーのクボタによってアスベスト被害が発覚して以来、毎日のように新聞でアスベストの報道がされております。アスベストというものはどういうものかといえます。またの名を「イシワタ」とか「セキメン」とかと言われているそうです。そういえば「イシワタ」といえば、小学校のころ理科の実験で「イシワタ」と聞いたことがあるなと思い出しました。また「セキメン」といえば、現在水道管に石綿管として使用されております。辞書でアスベストについて調べてみますと、アスベストは天然の岩石から取り出した、長さ1ミリから数センチ、太さは髪の毛の5000分の1という極細繊維状の鉱物だそうであります。原材料としてすぐれものであるため、吸音性、断熱性、対腐食性、対薬品性に富み、しかも経済的に安価であることから、多く建築資材などの原材料として使われております。現在問題になっております健康被害であります。アスベストの繊維を吸入することによって発症するらしいです。病名としてはアスベスト肺、肺がん、悪性中皮腫などの健康障害が起こるそうであります。このアスベストの健康対策については、国も危険性を知りながら迅速な対応を怠ったと反省をしております。特別法を策定して被害救済に乗り出しました。

また、全国の自治体においても、公共施設における使用実態調査を行っており、もし使用がわかれば早急な対策を講じているようであります。西予市におきまして、公共施設特に子供たちが日常的に出入りする保育園、幼稚園、学校、地域の方たちの憩いの場として利用されております集会所、不特定多数の方が出入りする病院、老人ホームなどの福祉施設の調査は現在どこまで進んでいますか、わかれば教えていただきたいと思えます。もし使用されているとすれば、どういった対策を講じるのか、聞かせていただきたいと思います。

次に、宇和町の生活用水の確保について質問いたします。

ことしもまた空梅雨で水不足が心配され、防災無線で節水を呼びかける放送があり、一時は平成6年の大渇水を思い出しました。しかし、7月に入り雨が降り、断水という最悪の事態は避けられました。この西予市におきまして、毎年水のことを心配しなければいけないのは、この宇和町だけであります。旧宇和町議会におきまして、毎年水資源対策特別委員会を設置して協議しましたが、解決には至りませんでした。宇和町においては、平成19年4月より公共下水が供用開始になりますし、またさくら団地の分譲、民間業者による宅地開発また商業施設の建設など水の需要は増しております。安心して暮らせるまちづくりするためには、水の安定供給が絶対に必要であります。以前明石地区において、有名な水源が見つかったとお聞きしました。生活用水として利用できれば、愛媛県歴史博物館の上にタンクを建設して配水すると言っておられました。この件につきましては、昨日の提案理由の説明で、第4次拡張事業として予算を計上されております。今後どういう方向に持っていけるのか、具体的な説明をお願いしたいと思います。

また現在宇和町は、生活用水は地下水に頼っておりますが、地下水は地盤沈下などが非常に心配されております。今後は地下水だけに頼るのではなく、表流水の利用についても検討すべきであると思えます。宇和町には名水百選の観音水、また今まで枯れたことがないと言われております白水観音の水と質のよい水が豊富であります。

しかし、旧宇和町時代は水利権という厚い壁に阻まれ、表流水は利用できませんでした。しかし、幸いにも合併により、西予市は南予水道企業団に加入いたしました。市長にお願いがあるのですが、南予水道企業団の議会において、宇和町が河川の表流水を利用することについて審議ができないだろうか、あわせて質問いたします。

最後に、本庁舎の建設についてお尋ねします。

本庁舎の建設については、合併協議会において、10年以内に宇和町地内に建設すると確認されております。現在の本庁舎は、昭和31年4月に建設されました。当時の広報によりますと、明るい白亜の家を誇る建物で、極めて堅牢で斬新明朗、近代建築の理想的な庁舎というふうにならされております。しかし、50年がたち老朽化が進み、あちこちで雨漏りがしております。また、南海地震でも起これば倒壊は必至であります。現在の本庁には、以前より70名近くの職員がふえております。各課ともすし詰めの状態です。それと整理する場所がないために机の上には書類が高く積み重ね、非常に見苦しくなっております。私たちが行政視察によって各市役所を訪れますが、どこの市役所においても整然としております。早期に西予市のシンボルであり、市民の家である新庁舎の建設に取り組むべきと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

以上で一般質問を終わります。

○安藤建設部長 沖野議員のアスベストについてのご質問にお答えいたします。

発がん性物質アスベストの健康被害が社会問題化したのは、6月末兵庫県の尼崎市の大手機械メーカークボタ、旧神崎工場周辺で住民が中皮腫被害が発生していることが明らかになったのが発端であることは、議員ご案内のとおりでございます。アスベストは天然に広く産出するため、価格が安く、産業界では魔法の鉱物と言われ、耐火や断熱、吸音のために建物の鉄骨や天井また壁にセメントと一緒にまぜて吹きつけ、あるいは固化されて使用されてきました。アスベストには健康被害には肺がんや臓器を包み込み、薄い膜にできるがんの一種の中皮腫、肺の組織がたくなって呼吸が苦しくなる石綿肺などがあり、潜伏期間も中皮腫で30から40年と言われていることにつきましても、議員ご案内のとおりでございます。これらのアスベスト対策につきましては、市有の学校、病院、住宅、集会所等573の公共施設につきましても、各部課の連携によりまして職員と一部設計施工業者、建築士等の協力を得まして、8月から図面確認及び現地目の視調査の一斉点検を実施いたしております。内容は、ロックウールなども含めましてアスベスト含有の可能性がある吹きつけの有無を調べております。この調査の結果、これらの573の施設におきましてのうち18の施設の天井及び天井裏、機械室において露出または密閉のアスベストが含まれている疑いのある吹きつけ材を使用している施設が確認されました。一部の施設ではサンプルを採取し、専門の試験機関で現在分析を依頼しております。その施設につきましても、施設の上立禁止においてシート及びパネルで補う応急の飛散防止措置等を行っております。その他の施設につきましても、劣化等によりましてその繊維が飛散するおそれがありますので、調査機関が県内では3機関、近隣の県外機関も4つの機関と、少し少なくても時間はかかるようですけれども、不安解消に向けまして成分分析調査、飛散の状況調査等の結果を踏まえ、安全かどうかを確認した上で、除去や封じ込め、囲い込み等、西予市としての対策を講じていきたいと考えております。これらの調査費用につきましては、本議会中の補正予算にて対応したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今後も未調査の詳細な部分、アスベスト含有製品につきましては、追跡調査を行う予定といたしております。

なお、集会所等の利用につきましては、行政といたしましても住民の皆さんの安全を最大限に優先し、安全を期するため、使用を控えていただいているところがあります。

また、今後の措置等につきましても、区長を初め関係住民と十分協議し対応いたしたいと考えております。

次に、建物の解体時の問題でございますが、石綿含有建築材料をしている建物を解体するときには、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られてまいりましたが、本年の7月に石綿障害予防規則が施行されまして、解体業者に飛散防止策が義務づけられております。また、ただ民間建築物につきましても、今までの実績では、公共施設と比べまして解体時の石綿対策が極めて不十分だと見られております。周辺住民への被害防止のため、解体業者への指導体制の強化を図っていきたいと考えております。

なお、現在市民の皆様からいろいろな問い合わせが来ておりますので、アスベストに関するさまざまな不安や疑問にお答えするため、アスベスト相談窓口を設け対応いたしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

続きまして、2点目の宇和町の生活用水の確保についてお答えいたします。

宇和町におきましては、ことしも空梅雨などで6月と8月末には異常渇水となり水不足が心配されました。そのため6月末には、市民の皆様には節水を呼びかけたところがあります。この渇水の対応策として、下川水源において、下流に取水設備を設置し、日量約200トンの取水が可能になりました。また、明石水源においても、送水施設の一部を改善を行うことで日量約600トンの取水が可能となりまして、合計約800トンの緊急な取水を行うことができました。ことしの梅雨から夏の時期にかけての水不足は免れました。

ご質問の今後の明石水源の整備計画でございますが、昨年度明石第2水源として100メーターの井戸を2本設置し、日量1,000トンを取水することとなりまして、先ほど申し上げましたように、第4次拡張事業といたしまして、国庫補助事業で平成17年度より浄水場施設の整備に着手いたしております。

また、平成18、19年度において歴史文化博物館上の市有地に、1,000トンの配水池2基を建築する予定であります。この施設の一部の供用開始が平成19年4月の予定であります。すべての施設が完成し供用開始を行うのは、1年後の平成20年4月の予定であります。これらの施設を完備することによりまして、安全で安定した水道水を供給することが可能になるものと考えております。

給水と企業団の件に関しては、市長の方よりお答えします。

○三好市長 それでは、沖野議員の今ほど部長が述べました後の件につきまして、宇和町の地下水に頼らず表流水に頼る方法はないかどうか、あるいは南予水道企業団への水利利用を要望できないかと、この2点について回答をさせていただきます。

まず最初に、表流水の問題でございますけれども、ご案内のとおり水利権というのは非常になかなか大変な権利でございます。それを取得するにはいろいろな問題があります。特にこの西予市宇和は、肱川の最上流にあるということから、その権利を取得する、あるいはダム等々を、例えば貯水ダム等をつくって利用することについては、非常に困難なことがあります。それについては、野村ダムができた段階から2市8町の同意が必要と、今合併しましたので2市8町ではなくになりましたけれども、その中に覚書があります。これは覚書が昭和49年10月26日の覚書でありますけれども、内容を少し読まさせていただきますと、これにつきましては、建設省野村ダム工事事務所所長を甲として、愛媛県土木部長を乙として、旧宇和町長松本和芳さんがそのときであります。丙とした関係の覚書があります。その記として水利権。1、既得水利権については、当然その権利を尊重するものであって、これを保証することは当然のことであり、甲及び乙はこれを確約する。甲及び乙といいますが、国と県は確約するということであろうかと思えます。

次に、2に、今後宇和町における新規利水計画について具体的な事例が生じたときは、宇和町及びその住民の生活権益を尊重する精神を体し、乙は関係機関と協議し誠意を持って措置することを確認する、これは乙は県でありまして、県はそのように誠意を持って確認することでありまして、これで基本的には表流水を利用した貯水ダム等はできることはできるということですが、そのときに手続的には非常に県は確認することでありまして、非常に難しい問題もまた側面にあるということでもあります。

続きまして、南予企業団への水利権の要望の関係でございますが、この南予水道企業団についてはご案内のとおり、2市8町の構成団体として企業団を構成してある一部事務組合であろうかと思えます。いわゆる2市8町計画時においては、1万74、330人に対して水道用水の安定供給を図ろうとするものでございまして、その中の認可として、西予市の中に該当します明浜町、三瓶町の認可水量といいますが、年間明浜町で56万トンであります。三瓶町で12万9、000トンでありまして、現在の実績で考えますと、これ16年度末であります。明浜町で56万トンの許可に対して45万トンが実績であります。三瓶町の場合が12万9、000トン予定どおり使用されておられますので、実質明浜町分の11万トンが余っておるという状態だと、このように思えます。これにつきまして考えられることは、まず1つに、給水区域の変更認可が必要だということでありまして、この変更認可は企業団が行うことになります。現時点では、まず可能性はあるけれども協議しないといけないというのが現状でございます。そういうことだと思っております。これはちょっと計算置いていたしますと、例えば使わせてもらうとしても、これは配管整備等々は抜きにして、今からの工事は抜きにして、大体トン当たり210円ぐらいになるんじゃないかと思えますが、今現状西予市宇和の水道料金が5トンまでが750円ですので、非常に高くつくということになる可能性があります。その辺とこはさておきまして、可能性はあるんだということだけ話をさせていただいたと思います。

続きまして、新庁舎の建設についてでございますが、その前に沖野議員に対してお礼等申し上げたいと思います。

昨年新市の誕生に対しては、1年間議長として本当に大切な議事進行を務めていただきました。ありがとうございます。万を期しての今回の一般質問だと思ひまして、私も真摯に今から答えていきたいと、このように思います。

それでは、新庁舎の建設でございますが、現在の新庁舎は旧町の施設の利用しているために各部署が分散して、管理機能や事務効率の低下など、行政運営に支障を来し、また行政サービスの面で市民に多大のご迷惑をかけていることを大変遺憾に思っているところでございます。庁舎の建設は市民にとっても最も密接でかわりの大きな事業であり、市民の関心も深いところであります。この建設については、合併協議会においても議論をされ、建設の緊急性や市民の理解、財政状況など諸条件を検討しながら進めることが確約され、市町村建設計画の中でも位置づけられ、その財源として合併特例債を予定しているところであります。新庁舎の最大の要件は、新しい庁舎の姿を市民と共有する中で、市民のコンセンサスを得ることであり、時期、場所、財源または総合支所のあり方など総合的に検討することが必要であります。これからの取り組みといたしまして、今年度まず市の関係職員により庁舎建設に当たっての問題点や今後の進め方についての勉強会を立ち上げ、素案をつくる前段のたたき台を提言できるようにしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番沖野健三君 適切な回答、答弁いただきましてありがとうございます。

アスベストについては、実は私の地域の集会所で疑わしきものがありまして、非常に困っておったんですが、そのときに企画調整課の清水課長に適切なアドバイスをいただきまして、本当私どもの区長も大変喜んでおりました。この場をかりましてお礼申し上げます。

そういう場合に、住民の方からこういう相談が今後多々あると思います。先ほど建設部長は相談窓口を設置するとい

うふうなことを言われました。早期に相談窓口を設置していただいて、もうこのアスベスト対策を西予市ではどこにも負けないような自治体になってほしいというふうに思っております。

それと、第2点目の水問題であります。この水問題は長年旧宇和町におきまして、本当に宇和町長は名町長でありました宇都宮象一町長でさえも解決できなかった問題であります。今回三好市長におきまして明石水源で有望な水源があつて、今度それを配水すると、建設をするということに今聞きまして、非常に市民も驚きと、また安心をしてるんじゃないかと思えます。今後宇和町におきまして、水の安定供給は絶対だと、私も確信いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほどの表流水についてであります。なかなか先ほども一般質問でも言いましたが、地下水というのは土の中に埋まっておるものから、なかなか量がわからない。また、水質が非常に宇和町の場合は鉄分が多くて悪いわけなんです。できたら私は観音水とか白水観音とかというふうな非常にいい表流水があるんで、あの水が飲めないかなというふうに思っております。その点も今後考えていただきたいというふうに思っております。

また、3点目の庁舎建設ですが、私は昨年この時期だったと思いますが、市長に議会で特別委員会の設置について相談したんですけども、1年待ってくれというところで1年がたったんですけども、今回市の方でも勉強会を立ち上げてやるということと、議会としても、今後やはり庁舎建設については非常に多くの問題があります。先ほど言われました総合支所をどうするか、それから建設場所をどこにするか、非常に多々問題がありますので、今後議会としても本当に特別委員会の設置については検討しなければいけないというふうに思っております。この点については答弁は要りませんけれども、早期に10年以内、この10年間というのも、また問題でありまして、非常に国もこの10年間の間に財政支援が得られるかどうかというような問題もあります。この点も非常に問題になるんじゃないかというふうに思っています。非常に適切な答弁をいただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長 ここで録音のためのテープ交換をいたしますので、暫時休憩いたします。（休憩 午前11時36分）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午前11時37分）

○30番坂本隆重君 通告により、私は3点について質問をいたします。

質問の第1点は、黒瀬城の整備について。

県では今年度より森林の保全と森林と共生する文化の創造を目的として、森林環境税を導入して森林の整備を行おうとしています。この税の活用には、森をつくる、木を使う、森と暮らすの3つをテーマに、指定事業と公募事業の2種類の方法で展開することとなっております。

そこで、西予市を中心に南予一円を統治した西園寺侯の居城黒瀬城周辺が荒れに荒れております。市役所、卯之町駅に面したこの山は里山自然林で、春の新緑、秋の紅葉など四季折々の美しさで、市民を初め宇和を訪れる方々の心をいやし楽ませております。市の中心部からこのように身近なところに貴重な自然林があります。市では史跡として、眺望のすばらしい公園として、また県が目指す森と人との共有林のいやしの森づくりに森林環境税の公募事業の一環として事業に取り組み整備する考えはないか。また、景観形成面からも積極的に取り組む必要があると思うが、お伺いいたします。

第2点は、運動公園に専用サッカー場を。

県の事業施策の一つとしてスポーツの振興を上げています。近年サッカー熱の盛り上がりは世界的になっております。県内でも愛好者は野球をしのぐ勢いで伸びてきております。

しかし、南予地区には専用サッカー場がないと聞いております。専用のサッカー場を開設すると、青少年のサッカーの振興と技術の向上、あわせて大会の誘致ができるかと考えています。また、青少年の健全育成の観点からも重要なことと考えています。その計画はないか。2017年には国体が愛媛を中心に行われると聞いていますが、将来に向けてその意思はないか。場所としては運動公園に2つの観賞池は不必要だと思っております。下の観賞池を利用してサッカー場の開設はできないのか、お伺いをいたします。

第3点は、西予市農業支援センターについてですが、政府はことし3月に、10年を見通した農業改革の指針となる食料・農業・農村基本計画を策定したが、計画の主なるものは自給率の向上、経営安定対策、担い手対策、農地対策、環境保全、資源保全、農林水産物食品の輸出促進となっている。各項目を見ると、対策としては必要欠くべからざる対策と思うが、その中でも自給率の向上については、5年前にもカロリーベース40%を45%にすると報道しておりましたが、横ばい状態で現在も推移しているのではないかと。今回は自給率を10年後、金額ベースで70%から75%へとあるが、これは数字のマジックで、数字の底上げにすぎないのではないのでしょうか。

そこで、地域農業の発展を目指し、ことしの4月1日より市とJAが共同支援し、地域農業の活性化に連携して取り組むとあるが、現在の農業を救えるのか。

第2次大戦後、農業は一貫して政府の規制と保護のもとに成り立ってきた。それによって最大の弊害は他産業と隔離されて、競争原理が働かない農業の、また今現在は農業の自立を阻止してきたのではないかと。

さらに、流通の複雑さも手伝って、自分のつくった農産物をだれが食べているのかと、顧客不在の物づくりが長く続いた。その結果、各地に農協が産地の偽装や補助金がすべての農業へ追いついてしまった。最近の米価の低迷は、農協離れを加速し、農家の高齢化と農業では生活できず、兼業、離農がふえています。

また、全農秋田の米不正取引問題等、全国で不正、不祥事が明らかになっていきます。農協の改革が絶対条件でないのか。結論として、農業が変わるには、マネジメント力やマーケティングの発想が取り入れられることが最重点ではないかと私は考えております。このような中で農業支援センターとあるが、何を支援するのか、具体的に方針を説明願いたい。

以上で私の質問を終わります。

○大森産業部長 それでは、坂本議員の1点目、黒瀬城周辺整備と森林環境税の活用についてのご質問にお答えをいたします。

黒瀬城周辺は、宇和運動公園と一体化した自然公園として位置づけ、昭和61年に宇和ライオンズクラブの支援を得て黒瀬城跡案内看板を設置、県立宇和高校農業クラブ並びに宇和ボランティア会など延べ250人の方々により遊歩道の整備、雑木の除伐、桜植樹など宇和公民館が積極的にかかわる中で、400年の昔、南予全土を支配した古城はその全容をあらわし、三方から見渡せるようになっておりました。

しかし、その後の現況は下層木が繁茂しており、体育館は日中でも暗い状況です。早急な除間伐対策などの整備が必要と考えております。

次に、森林環境税の活用についてであります。森と暮らす活動の一環として、宇和町林業研究会が主体的にかかわり、この森林環境保全基金公募事業に現在応募をいただいております。この事業は、市民と森林が共生する豊かな暮らしの実現を目的に、自発的な活動により実施しようとするものでございます。具体的な内容につきましては、黒瀬城登山道の整備、林内管理道の設置、林内整備を初め看板、休憩用ベンチの設置、東屋の修繕などを5年計画で実施するものであります。市といたしまして、林業研究会のほか森林ボランティアの協力を得ながら、取り組みに対し積極的に支援していく考えております。

次に、3点目の西予市農業支援センターについてのご質問にお答えをいたします。

西予市が発足し宇和海に臨む沿岸部から四国カルストに至る立地条件を生かした地域の発展と活力ある農山村を構築するため、関係機関をもって西予市農業振興協議会を設立し、その目的を達成するため、市と農協が組織の垣根を越え

た事務の一体化を図り、共同の事務所を置くことで、情報の共有化や事務の業務の合理化を推進し、農家の多様な要望に対応するため農業支援センターを設置いたしました。

運営体制は、市2名、農協2名と事務補助員2名の6人体制により市関係機関、団体と連携して業務を行っております。主な業務といたしましては、広域営農の目標に基づき担い手の育成、農地流動化の促進、集落営農組織及び法人化の推進など、地域農業の振興を図る事務局機能果たすこととしております。農業構造改革では、担い手に対して諸施策が集中化、重点化の方向にあり、個々の農家に対し施策を実施していくことは厳しい状況であり、集落営農としての兼業農家がまとまっていくことが重要であります。支援センターとしては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた農地の利用調整を図りながら、担い手への農地集積をし、経営効率化を推進していく考えであります。

また、米政策改革では、19年度から米の需給調整のあり方については、農業者や農業団体が主役となるシステムに移行することになっており、需給見通しなどの情報提供を通じ、需要に即応した米づくりを推進していく考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○河野教育部長 坂本議員の第2点目、運動公園に専用サッカー場をというご質問に対してお答えをさせていただいたと思います。

西予市ではスポーツ立市を提唱し、今年度から振興計画を策定するために、スポーツ活動、スポーツ施設等の見直しを検討する事業を進めているところであります。現在南予地区では、宇和島市に人工芝のサッカー場が設置されており、愛南町でも南レク施設の天然芝のサッカー場が設置されております。愛媛県サッカー協会には1万943名の登録者があり、西予市体育協会サッカー登録者は372名の方が登録されております。そのような事情もありまして、サッカー専用競技場の開設計画については、現在のところ考えておりません。ただ長年の検討課題であります新市建設計画の中でも要望をいたしております宇和運動公園陸上競技場が400メートルに改修されれば、フィールド内でサッカー等多目的利用が可能だというふうに考えております。議員ご指摘の2つの観賞池など改善も含め、宇和運動公園陸上競技場の改良整備を今後進めていきたいというふうに考えております。

また、愛媛国体の種目誘致については、西予市においても1種目あるいは2種目の誘致を現在検討しているところであります。

以上です。

○30番坂本隆重君 ただいまの部長の説明、よくわかりました。

しかし、今や西予市は高速道路の延伸により、南予の中核都市として今後将来が約束されている場所でございます。そういったところに専用の、今や野球をのぐ人気になってきております。サッカーは今後も将来、今サッカーの会員数とかいろんなことを言われたんですが、将来は必ず伸びてきます、この業界は。そういう面においても、高速道路が延伸したことは、これは非常にメリットが大きいことです。そういうところに豊かな自然を生かした施設をつくるということは、南予のここは中心都市に将来はなるんじゃないかというようなところにあって、これはやはり今から計画すべき問題じゃないかなというように私は確信しておりますが、今のご答弁の中では、まだその可能性は薄いというような回答でございますが、これはぜひとも運動公園が一番いいんじゃないかと思っておりますので、計画を立てていただきたい、このように思います。

それから、農業支援センターの件でございますが、今担い手というようなことで営農面のいろいろな展開をご説明願えたんですが、私は、1つは、今農産物が輸入されている量が非常に多いということが一番農家をいじめるんじゃないかというような感覚を持っております。今スーパーに入っている野菜を見られても、非常に外国産が多いです。中国、韓国、東南アジアそういったところは非常に入っております。それを一時的にはセーフガードというような形で輸入を阻止はできなくともいろいろと企てをしないうる阻止策を図ってきたんですけど、いまだそれにも増して、当時よりは二、三年先よりは増して現在ふえてきております。この間もちょっとテレビで言ってたんですが、ラッキョウが90%を超えてる輸入をやっている。それからまたウナギも80%を超えている、そういうような状況にありながら、大豆もそうですけど、それから小麦、そういった面も今我々が提唱している食の安全・安心の面からは、地産地消という言葉をよく聞きます。こういった面に力を入れられることが農業を支援する一つの方策やないかな。そうすることによって輸入品を防いでいくというようなことやないか。そして安全な食品を安心して食べれるような地域の農業であるべきじゃないか。それにはやはり、仮に具体的に例を挙げますと、トマトにしてもトマトの味を本当に知ってる子供は余りいないじゃないか。トマトの旬の味はどこにあるかというところも必要じゃないかと、そういうようなことを指導すると。食育ですね。給食にそれを使うとか、そういうような方向でやはり地産地消を支援していく、これも一つの農業に対する支援策じゃないかな。学校給食も以前に私が質問したわけですが、いまだに実行されていないようでございますが、学校給食を地産地消で行ってはどうか。それから、今治では今現在やっております。それから、愛媛県庁内の食堂でもある程度地産地消を実行しております。西予市においても早く食の安全・安心を前提にした地産地消のユーザーが見える農産物を生産すると。そして消費者は、農家が生産するものが見えるというような農産物でありたいんじゃないかな。これが将来の農業を決める決め手じゃないかなというように思っておりますので、その点も支援センターとしては、そういった方向づけをされた方が、私はいいいんじゃないかというように考えておりますが、大森部長、そういったことはお考えに今現在はないんでしょうか。

○大森産業部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

農業支援センターの基本方針といたしまして、食の安全・安心に係る体制の確立ということの基本方針としております。その中でも地産品の安全性における広報活動を強化することにより、地産地消の効果が期待されるということで、このことについても含めて積極的に取り組んでいくという考えであります。

○河野教育部長 坂本議員のサッカー場の再質問の関係なんですけれども、昨年のまちづくり懇談会の場合も市長の方から、スポーツによるまちづくりを進めたい、こういうようなことで市民の方にも公表しておりますので、教育委員会の方で先ほど言いましたスポーツ立市のための基本計画をことし来年1年半かけて計画をしておりますので、その中で再度施設の面についても、あるいは種目の関係についても、それからすべての市民の方が参加できる健康づくり、こういったようなものも含めて計画を立てることにしておりますので、十分検討をさせていただいたらというふうに思っております。

それからあと、ちょっと学校給食の地産地消への関係が出ておりましたけれども、旧宇和町時代は、学校給食は給食センターで約1,000食ほどつくってございました関係上、地産地消の素材が供給することができませんでしたのでやっておりますけれども、現在学校給食単独校でやっております給食については、地産地消で地元のものを使っております。給食センター以外の、例えば明浜、野村、城川ここでやるとる給食については、地産地消を優先してやっておりますので。

以上です。

○議長 暫時休憩をいたします。午後1時10分に再開をいたします。（休憩 午後0時02分）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午後1時10分）

○6番嶋川武文君 ただいまは一般質問の許可を得たので、ただいまより一般質問を行いたいと思います。

合併しておよそ1年半、その間我が西予市議会は5回の定例会を開催し、延べで45人の一般質問がなされております。実に1定例会当たり平均9人という数字でございます。きょうも10人の質問者がいますので、これはまさしく驚

異的な数字だと思うわけであります。本議会の活況をあらわす代表例だと思います。この1年半の間、総務、厚生、産業建設、各3常任委員会に係るさまざまな事項を協議し、審議し、そして何事もなく本日に至っているわけでございます。

さて、私は議会人ではありますが、あえて民間人という立場から、産業活性化の政策であります融資条例とプライベート・ファイナンス・イニシアティブいわゆるPFI事業方式について質問したいと存じます。

まずは、市の中小企業振興資金融資条例について質問をいたしたいと思います。

唐突でございますが、ここで日本国民の属性区分を考えてみたいと思います。総人口が1億2,768万人うち就業者人口が6,500万人うち民業者人口が5,940万人、公務員人口、公務員と申しますのは、国家公務員、地方公務員、特殊法人、地方工芸等々、準公務員等も入りますが、およそ560万人となっているようでございます。この就業者人口を割合であらわしますと、いわゆる民間の人口が91.4%、公務員、準公務員等が8.6%という割合になります。現在西予市の人口は4万6,500人です。15歳以上の就業者数は、およそ人口の50%と推測されますので約2万3,000人、その内訳は民業者人口が約2万1,000人、公務員、準公務員等が約2,000人となります。大げさに申しますと、全く当たり前のことでございますが、この実社会は民業者すなわち民間が大勢を占め、主役と言えるのであります。

本題に入りますと、平成16年12月の第3回定例会におきまして、産業建設常任委員会が付託を受けました西予市中小企業振興資金融資条例の一部改正する条例については、既に制定し運用されておりますが、しかし再度質問などを通じ確認、そして市長のご所見を伺うものでございます。

委員会では、主に保証人の数について審議いたしました。近隣市の要求している保証人の数は次のとおりとなっております。大洲市が個人借り入れ申し込みの場合が1名、法人が1名、宇和島市が個人の場合は1名、法人2名、そして西予市が個人2名、法人3名の保証人を求めています。西予市が一番厳しいのです。なぜでしょうか。県保証協会が保証人の数は各地方自治体の判断に任せるという見解なのであります。にもかかわらず、西予市は先ほど申しましたように、近隣市の中では断トツに保証人の数を求めているのであります。この中小企業振興資金融資制度の恩恵を受ける人数は、大きく解釈するならば、1次産業従事者は対象外ですので、それを除けば1万6,400人、家族、従業員等々、その他関係者もカウントすれば実に3万3,000人ぐらいが対象と言えなくもないのです。実に3万3,000人でございます。実に多くの方々に関係する制度なのであります。私は今1次産業従事者は対象外と申しましたが、これについて本来質問したいわけでございますが、本日は見送りにして、次の機会にまた行いたいと思います。

質問を本筋に戻しますと、なぜ私が民業者が何万人とか公務員が何千人とかというかといいますが、西予市が愛媛県保証協会に預託金を出し、協会が保証をし、そして民間金融機関が資金を提供するという一連の流れ、この制度は市の施策として実に美しく、今後とも継続していただく大変よい制度であり、そして何より多くの市民が関係することだと思うからであります。少ない投資で大きな効果、少ない投資で大きな効果、行政的見地からですと、まさしくこれに当てはまります。失敗ながら行政に携わっている方々は、中小企業経営者の困難さやあるいは資金繰りの大変さは、まずもって理解できないではありません。またこういう事例で借入れは経験がないと思います。

しかし、我々民業者はよくあることなのであります。ここで、重要でかつ現実的な話をいたしますと、借入手續の際、一番つらくて憂慮されるのは、第三者の保証人をお願いなのであります。これこそ行政に携わっている方々には実感がないと思います。確かに保全の問題もありませんので、今の保証人の数になっているのでありましようが、それでは西予市が主催するこの制度の意味が薄れるのだと、今日に思っています。それでは、我々が直接金融機関から融資を受けるのと何ら変わらないのであります。この中小企業振興資金融資制度は、中小零細者の金融難を緩和し、そして育成、振興を図ることが目的のではありません。そして何より市ができる数少ない民間中小零細企業の活性化対策なのであります。市ができる数少ない活性化対策なのであります。所信表明演説で市長は、グローバルに考えローカルに実践と言われております。角度を変えて解釈いたしますと、これも該当するのかなと、私はそのように思っております。そして市長始め理事者及び議員各位も機会があれば西予市のためあるいは西予市民のためにと発言をよくいたします。

しかし、大切なことは、そういう抽象的な表現、総合的な表現というより具体策、具体案であり、実践なのであります。大切なことは具体策であり実践なのであります。人口4万6,500人中3万3,000人をも関係するこの施策を具体的にもっと市民の目線で実行できるよい制度として、我々民業者が活用しやすく工夫を凝らしていただく必要があると思います。多くは申しませんが、まず保証人の数を大洲市と同じ個人借り入れの場合1名、法人の場合1名とする条例改正を再度主張するものであります。なぜならば制度資金なのでありますから、市長のご所見を賜りたいと思います。

次に、プライベート・ファイナンス・イニシアティブ事業方式について、いわゆるPFI事業方式と申しますが、PFIとは民間の資金や技術的、経営的ノウハウを積極的に活用して、公共施設を整備したり公共サービスを提供することを言います。私は先ほど厚生常任委員長が報告をいたしましたとおり、先進地視察研修で秋田県の大館市に参りまして、そこでクリーンセンターを訪れました。いわゆるごみ焼却場でございます。まさしくここでPFI事業方式を採用しております。概況を説明いたしますと、事業主体が大館エコマネジ株式会社、これは大手の日立造船株式会社とか地元の金融機関、そして地元の有力企業が出資しているようでございます。対象人口がおよそ8万5,000人、西予市の1.85倍であります。そして30億円の建設費も含む15年間での118億円の均等払いのようでございますから、1年で約7億8,600万円の支払い負担となるようでございます。西予市のごみ処理費用は、部長も申しましたようにおよそ8億円でございまして、この8億円には建設費は含まれておりません。建設費をも考慮すれば、その金額にもよりますが、年10億円以上あるいは14億円ぐらいになるかもしれませんが、そういう負担になると思われます。もちろん私は専門家ではありませんので正確ではありませんが、しかし数字的には近いところにあると認識しております。メリットだけでなくデメリットもあるとは思いますが。例えば、先ほど申しましたように、日立造船とか大手エンジニアリング会社に牛耳られるとか、特にその野の広い事業では、後々のサービス分野にまで大手に牛耳られる、その他にも確かに懸念事項はあるとは思いますが。私はかつて三瓶町で魚類の種苗生産施設建設にかかわりました。いわゆる三瓶種苗センターと申しまして、魚の稚魚例えばタイとかヒラメとかトラフグとか、その稚魚の生産施設のことでございます。総工費は1億2,000万円、補助金は5,780万円、自己資金は6,220万円、そして企画から完成まで約3年の歳月がかかりました。関係者でよく言ったものです。これなら補助金に頼らず我々自身でやればよかったと。なぜなら、我々民間であれば、建設費は7,000万円前後でできたでしょうし、何より歳月も六、七カ月しかかからないことが予測できたからであります。完成後のこの2年間のおくれは実に大きいものでありました。同業他社との競合におかれをとったからであります。金額であらわすと優に3,000万円から5,000万円の利益が減額になったと思われす。行政にとって競合は縁がないでしょうが、このPFI事業方式は、今の西予市の財政等々考慮すれば、一考の価値はありそうです。ごみ焼却場建設、本庁舎建設、宇和病院の老朽化等々、今後の計画は目白押しのように思います。これらについて今後の取り組み等を、特に企画立案の際には、このようなPFI事業方式を取り入れるお考えをお持ちであるか、現在の市長の総合的なご所見をお伺いいたしまして、私の一般質問といたします。

○大森産業部長 それでは、嶋川議員、まず1点目の西予市中小企業振興資金融資条例についてのご質問にお答えをいたします。

この融資制度の目的は、現在の長引く景気の低迷や厳しい経済情勢の中、西予市内中小企業者の金融難を緩和し、そ

の健全な育成と振興を図ることです。この質問の証人の数ですが、これは旧町5町内で宇和町、野村町、三瓶町が融資制度を条例化し、法人・組合にあっては宇和、野村町が役員全員の個人保証、三瓶町にあっては代表者を含む3名、また個人にあっては3町とも2名となっております。合併協議会で協議の結果、法人・組合は役員全員の個人保証、個人は2名として新市に引き継ぎ運用をいたしております。また、昨年12月の定例議会でも法人・組合のみ一部改正をしたところであります。当市を除く南予の3市、大洲、宇和島、八幡浜であります。におきましては、法人・組合は2名または1名、この組合2名というのは代表者を含みますので実質は1名ということになります。個人は1名となっておりますので、当市においても制度の利用拡大と申込者の負担緩和を図るため、関係機関と協議を行い、他の市と歩調を合わせて、歩調というのは、もう実質1名ということになりますが、歩調を合わせてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○三好市長 嶋川議員の質問に答える前に、また午後からこのように多くの方が傍聴に来ていただきましてありがとうございます。本当に私どももまた力があって、質問等々言う方も答える側も力が緊張感があるものだ、このように思っております。ありがとうございます。

嶋川議員、やはり民間の経営者としての感覚でこのようなご質問をされ、私ども改めて民間の力や民間の考え方を聞きながら質問の回答をしていきたい、このように思っております。

PFI事業の方式についてでございますが、先ほども言われましたようにプライベート・ファイナンス・イニシアティブ事業方式についてでございますが、今全国の地方公共団体では、厳しい財政状況の中などを背景として、民間の資金と経営能力ノウハウを活用し、公共事業を実施するための手法いわゆるPFI事業の導入が急速に拡大しております。平成17年度末までに全国で180を超えるPFI事業が予定されておりますが、小・中学校や給食センター、廃棄物処理施設、病院など健康と環境に係る事業が特に多いようであり、従来は公共事業では、設計、建設、維持管理、運営という各業務を分割して年度ごとに発注してまいりました。ところが、PFIでは設計から運営のすべての業務を長期の契約として一括民間事業者にゆだねることになります。

また一方、これらの建設に係る費用は、これまで公的資金で対応しておりましたが、PFIでは民間が資金調達いたしますので、自治体が建設時に一度に資金を支出する必要はなくなり、提供されるサービス対価として資金を支払います。ことになりまして、財政負担の平準化が図られるメリットがあります。全国的事例を見ますと、比較的小規模の事業等においてもPFI事業が円滑に実施されている例もありますが、提案作成費用、特別目的会社設立費用、金融機関に支払う手数料などの事業規模に関係なく民間業者に発生する費用も多額となり、民間業者はこれらの費用も賄わなければならないので、先行事例で事業規模として10億円以上50億円未満が最も多いようであり、今後大規模な事業を実施するに当たっては、事業効果を始めより効率的な行政運営と質の高いサービスを提供を実施することを求められますので、議員提案のPFI事業も含めあらゆる角度から調査研究をしていきたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○6番嶋川武文君 今産業部長の方から、1名、1名でやるというような解釈だと思うんですが、1つだけ時期を、実施する時期を再度質問いたしまして、私の質問いたします。

○大森産業部長 時期についてでありますけれども、既に4月から、合併も含めると去年の4月から今まで運用をいたしております。今ということになりますと、年度途中になりますので、やっぱり不公平感が生じるかなということも考えますので、新年度18年度からこの制度で行いたいという考えでございます。

○19番山本英男君 議長より許可をいただきましたので、通告のとおり次の4点について質問させていただきます。

1つは、今回の衆院選挙の結果について、第2は、自治基本条例について、第3は、防災に関して、第4は、市長さんのある一日の動静についてであります。今回は前回のようなひとり言は申しませんので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、今回のいわゆる郵政解散に伴う衆議院総選挙の結果についてお尋ねいたします。

もちろんまだ結果の出ていない段階で質問を通告いたしました。今終わってみますと、まさに驚異的な自民大勝という結果となりました。そこで、今市長はどのような感想をお持ちでしょうか。西予市や第4選挙区、さらには全国の結果を踏まえた上でお願いをいたします。

そしてまた、このことが今後の市政運営にどのようなかわっていくのか、そのあたり等も含めて一言伺いたいと存じます。このことにつきましては、既に招集のあいさつなどで多少は触れられてきましたが、改めて一般市民に向けてよろしくお願いをいたします。

次に、自治体の憲法とも言うべき市の自治基本条例について、今後そのような条例を制定するか否かを含めて市長のお考え、方針を伺います。

これは県内においては、既に四国中央市や愛南町で制定への準備が進められていると報道され、ご案内のとおりであります。このような条例の一例に北海道のニセコ町のまちづくり基本条例がありますが、西予市においてもこのような条例を制定することによって、市のバックボーンとなる原理原則を構築し、がっちりかっちりしたまちづくりをしませんか。もとよりこれでもってがっちりとなるかどうかはわかりませんが、そう考えております。日本国憲法以下、地方自治法などの国の諸法令や県の条例等の制約を受けて一自治体の独自性のある基本条例がつくれるのか、またその必要があるのか否かは論を分かれるところでありましょう。

さらには、当西予市におけるもろもろの条例に屋上屋を重ねるという意味で反論もありましょう。それでもあえて私は市政やまちづくりに対する市民の積極的な参加を含め、余り時々の為政者の考えでぶれない西予市としての原理原則があってもいいのではないかと考えます。いわゆる人の支配に対する法の支配、ルール・オブ・ローの考え方であり、今後そのような基本条例を制定することになりましても、相当の準備、研究が必要になってくるのは必定です。

よろしくご答弁をお願いします。

第3の質問に移る前に後先になりましたが、台風14号で被害を受けられました方々に慎んでお見舞いを申し上げます。

さて、そこで防災・安全にかかわる市の機構の改革を提言いたしますとともに、市の方針を伺います。

昨年の定例議会でもほかの議員により、幾度か防災についての質問が行われ、実施に移されたものもあります。

しかし、合併後1年以上経過しても、というよりわずか1年余りでまだ十分とは言えません。本年は今のところ14号台風の影響は受けましたものの比較的平穏に推移していますが、何といいたしても、昨年の災害は記憶の新しいところであり、言うまでもなく天災地変はいつ起きても不思議ではなく、とりわけ南海道地震は近い将来必ず起こると予想されております。あした起きても不思議でない状況下で、市の対策はいかがでございますでしょうか。

さらに、自然災害のみならず原発事故等の人も想定されるところでございます。本市の総務課交通消防係の業務内容の細部について、十分に確認したわけではありませんが、防災マップなどの作成を初め自主防災対策等のおくれが気になります。これは一つの要因としてスタッフが、人員が不足しているのではありませんか。これは仮にはありますが、防災安全室ないし防災危機管理室といったようなものを一室設置することによって、企画、計画、訓練などよりスピーディーに対処することは考えられませんか。文字どおり安心・安全のまちづくりのためにも冗員のある部署があれば、ぜひ防災安全対策に回してほしいと考えますが、いかがでございますでしょうか。

最後に、市長さんのある一日の動静を市民に公開していただけないでしょうか。もちろんプライベートな点は必要

ございません。首相や知事の動静は毎日の新聞紙上などで紹介されております。多忙な市長の活動内容については、一般市民にはなかなか伝わりませんので、許される範囲でよろしくお願ひしたいと存じます。今この場で難しければ、広報せよあるいは市のホームページ等でも結構かと思ひます。

以上、よろしくお願ひ申し上げて、私の質問を終わります。

○三好市長 それでは、山本議員のご質問についてお答えいたします。

その前に、ひとり言がないということですので安心をして今回は聞かせていただきました。

まず、今回の衆議院選挙の結果についてでございますけれども、今回の選挙において高い投票率、先般が59だと聞いておまして今回が67、7ポイント上がったということでもあります。また、若い有権者が投票行動を起こしたことで、また埼玉県、大阪府など大都市の投票率がアップしたこと、この投票行動を国民が起こした意義、それを喚起した小泉政権を考へる必要があるかと思ひます。55年体制が崩壊して2大政党論以降の過程で、政党の離合・集散がありました。また、バブル崩壊以降、失われた10年と言われる経済の低迷がありました。国民はこのような閉塞感に嫌気が差し、新しいものをこれを打開するものを望んでいたのではないかと思います。それに改革を前面に打ち出した小泉政権が、国民に希望を見出させたのではないのでしょうか。自由民主党296議席の圧勝は、従来の自民党でない自民党ができたことを意味しているのではないかと、このように考へております。ただ自民党のマニフェストを見る限り、都市型政党化しつつある感も否めず、改革の名において地方を切り捨てがないことを望みますとともに、地方からの訴えを強力に推し進めていく必要があるかと思ひます。

また、4区山本公一代議士の5期の当選、心から祝福したいと思ひます。山本代議士におかれましては、地方の声を国政に反映してほしいと願ひます。

○別宮助役 山本議員の自治基本条例について質問にお答えをいたします。

自治体の憲法とも言われます自治基本条例は、全国各地で制定の動きがあるわけであり、これらは一口に自治基本条例と言ひしても、まちづくり基本条例といった名称のものも多くあるわけでもあります。これまで制定されたものでは、それぞれの自治体の置かれた状況や目指す方向性の違いがある程度条例に反映されていると言ひます。中には同種の条例では触れられていないまちづくりの基本原則に、男女共同参画の原則を位置づけている自治体もあるわけであり、また財政や行政評価などを文化し、住民と行政の共通理解の上に立ててのまちづくりの基本理念を共有し、住民が主役のきめ細かな協働のまちづくりを進める指針が示されているようにも思ひます。まちづくりの基本理念は、いつの時代にありましても、そこに住む住民の皆さんが安全で安心で快適な生活をしていただくことにあると思ひます。西予市にいたしましても、このことを基本理念に、社会を構成する男女がよきパートナーとなる真の男女共同参画によりまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

こうした条例は、自分たちの地域の現状を踏まえ、制定の必要性、地域づくりのスタイルは何なのかなど、多面的な議論が必要になるかと思ひます。地方分権一括法が施行され、地方分権が進んでまいりますと、画一的なまちづくりにとらわれない独自のまちづくりを進める上で、市長が常々申し上げております行政と市民の情報の共有化と行政の透明化の確保、市民主体の行政運営が必要不可欠であると考えております。議員ご提案いただきました条例制定につきましては、今後の市政運営の一考にさせていただきますと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○森総務企画部長 防災・安全にかかわる市の機構改革についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、外部リスク環境は、甚大な自然災害を初め大規模事故等の発生、学校への不審者侵入等の想定外の新たなリスクに対しまして、危機対応が遅い、不十分、危機意識が低いなど社会の厳しい非難の目が向けられ、自治体はこれまで以上の説明責任が求められています。愛媛県においては、危機管理室が既に設置され、台風、集中豪雨、南海・東南海地震等の自然災害及びその他の事態への対応が図られております。西予市におきましては、現在西予市防災計画の確定とその実効性の検証、総合防災訓練の実施、ハザードマップの作成、危機管理マニュアルの策定等に対応すべく業務を進めております。

また、自主防災組織の育成につきましても、明浜町では住民みずから積極的な活動を展開し、交通消防係と消防本部が共同で支援しているところであります。三瓶、城川においても、組織結成に向けての活動が始まったところであります。そういった中で、市民が期待する行政サービスを提供できる体制整備として、18年度からは危機管理係を置き、住民への指導や自主防災組織の育成等防災対策を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、市長の一日の動静を市民に公開してほしいということでございますが、議員の言われますように首相や知事は前日の動静を新聞紙上で紹介されております。

また、議員が言われます広報せよの掲載につきましては、2カ月おくれとなりますので、時間が経過し余り意味がなくなるのではないかと考へています。今後はホームページで対応できるかどうか、関係課と対応してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、全職員に対しましては、市長の動静をパソコン等を開ければ見れるようにしているところでございます。

以上です。

○16番岡山清秋君 私ども31名の議員の中で、この本庁に一番遠いところから出ておられる方、議席20番の山本さんではなからうかと思ひますが、後ろの傍聴席にはその地元の方、後援会の方が来ておられます。大変お待たせをしておりますが、私もその前にあと一人ですので、しばらくご清聴いただきたいと思います。

それでは、私はお手元に報告しておりますように1点のみご質問をさせていただきます。

城川自然ロッジの運営についてであります。

昭和58年より「わがむらは美しき」運動を展開し、農村型保養観光の一環として宝泉坊ロッジ、三滝ロッジを整備し、交流活動の中核的な滞在拠点として交流人口の拡大に貢献をされているところであります。この両施設は、従来は町直営で運営をされ、利用客のニーズが多様化し、温泉があり国道沿線に立地する地理的条件のよい宝泉坊ロッジとは異なる三滝ロッジの運営には困難を極めたことから、平成9年に施設のリニューアルをし、別法人を設立して幅広く利用客のニーズにこたえる運営を行ってこられたわけであり、近年の不況等による客の入り込みが減少し、続き厳しい運営を強いられているのが現状であると聞いております。平成17年度には高野子宝泉坊ロッジ周辺には、既に健康増進施設が完成の予定であり、管理運営形態や受託相手等が検討され、このほど城川開発公社が受託することとなり、同様に城川自然ロッジの運営形態も検討課題であり、今の形態もひとは解散を視野に入れ、町内の観光関連施設の管理受託会社の統廃合も検討しなくてはならないと思ひます。私は地元旧城川町の人間であり、改めてここで城川自然ロッジのコミーシャルをおきたいと思ひますが、歴史と自然に抱かれた三滝溪谷自然公園は、光と水と緑がシンフォニーを奏でるリフレッシュゾーンとして多くの伝説を秘めて流れる88の滝と99のふちがあり、そのふもとには木造2階建てのヨーロッパ風建築であるヒノキの薫りが漂うフロント、ロビー、そしてゆったりとした岩ぶろを備えたレストランを併設して宿泊客や観光客に四季折々のメニューを提供しており、またここから続く万葉の道は、万葉集で詠まれた植物を植えて、その歌を石に刻んだ遊歩道となっており、懐かしい屋根つき橋や水車小屋、さらには炭焼き小屋があり、その奥には溪谷沿いの遊歩道があり、さらに足を延ばしますと、標高642メートルの城の台では、360度のパノラマが楽しめる場所があります。

また、地球の大陸移動やプレート・テクトニクスの理論を裏づける地層として、世界的に有名な黒瀬川構造帯のなぞ

を紹介する地質館も平成4年9月にオープンをしております。

また、おもしろ不思議体験ができるびっくりはうすが整備され、教材としても利用されております。公園入り口にある城川自然牧場では、町内産の無菌豚を使い、ドイツマイスター直伝の製法による高級手づくりハム、ソーセージを製造直売し、隣の天蚕センターでは、絹のダイヤモンドと呼ばれる天蚕の繭から糸をとったり、紡ぎ糸を織り、コースターなどの小物製品を売って直売をしております。これらを平成14年度から見てみますと、雇用効果は正社員が4名うちフロントが2名、調理が2名、契約社員1名、これは宿直係ですが、パート社員6名、季節アルバイト8名、計19名で支払い人件費総額2,122万円、約65%、城川自然ロッジ事業による町内での購買力の創出額は1,128万7,000円、約35%、当然当期利益赤字決算では、管理運営にも課題があると思うわけですが、しっかり情報分析を行い、近隣諸施設の活用を考慮した地域発展のため、解散を視野に入れない宝泉坊ロッジ管理体制と連携を模索してほしいと願うものであります。

そもそも第三セクターというものは、もともと赤字資質の事業を公共的貢献を図るために赤字を承知の上で設置する場合が多く、自然ロッジの場合もこの例に漏れないと、私は思います。ただしこれは赤字が出て仕方がないんだと、のんびり構えるというのではなく、施設は公共貢献を維持しながらも歯を食いしばりながら最大限の経営努力をする、こゝとは当然であり、公共の補てんは施設が存続するための最低限度にとどめなければなりません。この公共貢献度と公共補てんの限度、必要量を点検するのが、現在取りかかっておられる経営診断であると思います。城川自然ロッジはいち早く三セクによる経営に踏み切り、それなりの経営努力をし、旧町においては何とか運営を継続してきたところであると思います。このたび12月末をもって営業を一時中止するという話を聞いております。経営診断を待つことなく現在の経営状況を見たときに、年度いっぱい続けることが財政上得策であるとの判断からであろうと、私は思うわけですが、それは中止をすることによって、地域はもとより旧町内あるいは市内へと意気が消沈し、他の施設等への影響は出はしないのか、それにより悪影響が広がらないのかということでもあります。まして一度中止をした後の再開の難しさ、さらには旧城川町においては、現在野村高校土居分校の存続の問題、さらには土居診療所の入院患者の廃止等々の問題で明るい話題がないときだけに、ますます過疎化に追い打ちをかけるようになり、市民に不安を与えることになるのではないかと心配をするものであります。

さきに述べたように三滝周辺には、これまで多くの施設がつくられ、社会的、教育的価値の高いものも存在しており、これらは地域の高齢化、過疎化が進む中で、「わがむらびは美しく」という大きなテーマのもと、旧町内に5つのゾーンを設定いたしました。1つに森林浴の森、日本百選の一つに選ばれた緑あふれる自然公園の森林浴ゾーンとして竜沢寺緑地公園、2つ目に、旧城川町役場周辺の下相運動公園を主にした芸術と文化とスポーツゾーンであります。3つ目に、宝泉坊温泉を主にした温泉浴ゾーン、4番目に、三滝城趾と三滝溪谷を取り入れたリフレッシュゾーン、5番目に、遊子谷の雨包の山と樺の滝を取り入れたふるさと体験ゾーンであります。これら旧町時代に設定し、都市との人的、経済的交流を図りつつ、地域の活力を見出すために、地域住民とともに積み上げられた歴史があります。

第三セクターについては、今後経営診断の結果を検証しながら新たな運営方法を見出していかなければならないと思われるが、大事なことは、いかにしてなくすかではなく、いかにして継続をしていくのかが大切なことであると思います。特に西予市東部は、合併時における西予市まちづくり計画でも緑のいやしゾーンとして、山間高原型レクリエーション地域として憩いと交流の発展を図る、そのようにしております。今後において行政の重点的な施策の展開と支援が必要であると思います。旧城川町は健康保養の町としてこれから本当に自然と緑を生かした長期滞在型発展地域であるということをもっと市民と行政が一体となって進めていかなければならない地域だと思っています。このことは私は地元のことを例に挙げてお話をいたしましたけれども、西予市内の第三セクターで運営をしているすべてのそれぞれのカラーを生かした、いま一度施策の練り直しをするべきと思うわけでありまして。市長並びに担当部長の所見を伺い、私の質問を終わります。

○大森産業部長 それでは、岡山議員の城川自然ロッジの運営についてのご質問にお答えをいたします。

城川自然ロッジは、平成2年10月に三滝ロッジとして県指定名勝の三滝溪谷自然公園の中につくられたものでありまして、その後平成9年10月から第三セクター株式会社城川自然ロッジとして今日に至っております。その間の利用者は14年余りで延べ8万2,759人、1年平均でいきますと5,700人であります。が利用していただいております。近年利用客のニーズの多様化、施設の老朽化などに伴い利用者が減少してきておりまして、ピーク時に年間6,689人であったものが15年度で4,852人、16年度で3,830人になっております。この数字は16年度の数字といたしましては、県内の同様の公共施設では35施設ありますが、7番目の客数となっております。既に全員協議会でご説明をいたしましたように、株式会社城川自然ロッジの方から、今後の委託運営について辞退をしたいという意向が伝えられているところであります。市では、現在第三セクターの経営診断を行っております。その結果を踏まえ、最悪の場合は閉鎖をすることも視野に入れなければならないけれども、可能な限り継続活用をしていく方向で十分な検討を行う必要があると認識をしております。ご指摘いただきましたように城川地区については、11月に健康保養地中核施設コアテルメ宝泉坊がオープンすることとなっております。城川地区は県の第5次長期計画地域別基本計画の中でも、あるいは市のまちづくり計画の中でも、緑のいやしゾーンとして位置づけられておりまして、今後はこれまでに以上で個々の施設としてではなく、全体的に保養の町、いやされる町としての取り組みが必要不可欠と考えております。

さらに、自然ロッジから大規模林道を経由しての大野ヶ原、土居家などへのコースなどグリーンツーリズムとしての位置づけも可能な施設であり、でき得る限り健全な継続運営が行えるよう体制づくりに努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○16番岡山清秋君 今ほど聞きました中で、1点だけちょっと私聞き間違いかなということがあったんですが、城川開発公社が辞退をしたということは、協議会で話されましたが、私は聞いてないんですけども。それはまた後ほど聞かせていただきますが、この自然ロッジのロビーの中には、皆さん方知っておられる方もあるかもしれませんが、大広間があります。ここは地元のそのこの窪野地区の方の集会所のかわりに、集会所の折に使うようなことにもなっております。そういった話もありまして、地元の方はやっておられると思うんですが、そこらあたりのことはどうなるのか。私の一つの案としては、今先ほど言いましたように、天蚕センターがあるわけでありまして、この天蚕センターは野村町にも同じようなものがあります。西予市に2つともは要らないと思いますので、どちらか1つにするならば、そこらのことを考えれば、城川の天蚕センターに置ければ、地元の方の集会所にも使えないことはないのではないのか、これは地元のことですけれども、そういったこともありますので、これからよく話し合いをさせていただいて、できるならば存続をして地域の方のためにも置いていただくような施策をしてほしいと思います。

あと山本さんが待っておられますので、1つで終わります。

○大森産業部長 自然ロッジからの意向が伝えられたということでありまして、このことを私も言ったように記憶をとりませんが、はっきりここで言いましたということは、ちょっとあいまいになっておりますので、また後ほどお知らせをしたいと思います。

後段の問題でありますけれども、これは城川地域、西予市にとってはもちろんであります。西予市にとっても城川地域にとってももちろんであります。大きな問題というふうにとらえております。先ほどのご指摘のとおり、第三セクターにつきましては、同じ問題を抱えておりまして、それが少し早くそういう状況が見えてきたのかなというのがこ

の自然ロジックであろうと思います。このことにつきましては、ほかの第三セクターの施設も含めまして、市としても重く受け取っております。ただ今の利用方法がいいのか、またほかにも利用方法があるのか、そういうことも地域の方と協議をしながらよりよい方向を見つけていきたいというふうに考えております。

失礼しました。私どうも城川開発公社と話をしたようでありまして、自然ロジックの方からの申し入れということであります。大変失礼しました。

○16番岡山清秋君 はい、わかりました。ちょっと私の方も聞き間違えたかなと思っておりまして、わかりました。

○20番山本昭義君 ただいま16番の岡山議員にはたびたびご配慮いただきありがとうございます。それでは、ただいま議長のご質問許可を得ましたので、次の2点に対し理事者の所見をお伺いいたします。

第1点は、今後の西予市づくりに関する財政についてお伺いをいたします。
地方分権と国の財政構造改革の潮流にあって、財政力の乏しい地方自治体においては合併は避けて通れず、5町が合併し西予市が誕生となりまして早くも1年と6カ月がたとうとしております。この間旧町より引き継いでおりました大きな事業推進もあらたに完了をいたしました。これらの事業は合併前に予算措置の行われていた事業でありますので、これからが本町の三好市長の西予市づくりの始まりであると思っております。今西予市は厳しい財政の中でさまざまな構造改革を進め、歳出予算においても4%減額を掲げて進められておられますことは敬意を申し上げますが、一方歳入つまり財源においては、西予市17年度現在の予算は約274億円であり、そのうちの自主財源は市税、繰入金、使用料、手数料及びその他の合計で約63億円、歳入総額の23%であります。歳入総額の約77%、金額にいたしましては約210億円は国や県の補助金、地方交付税及び市債等であり、国に依存し組まれた予算であります。この77%の地方交付税等においても、合併前の交付税の算定方式で存続をし、合併後10カ年間は保証することによってあった制度も、国の制度見直しにより減少傾向にあります。現在の制度でこのまま推移したとしても、10年後ぐらいには約17億円から20億円の交付税の減額となるのではないかと思っております。合併時の大きな事業推進ともいって19年度より公債の支払いも増加の一途をたどり、公債費率、起債制限比率も上がり、支払いに追われ借入れも厳しくなり、合併時の建設計画や今後の市民負担の事業推進ができなくなるのではないかと大変危惧をいたしております。このような現実と将来を考えたとき、歳入の削減だけで市民の要望を満たすことは到底できないのではないかと思われます。さきにも述べましたように、国は地方分権、財源移譲と言われても、実際に国が政策と予算をしっかりと持っている以上、国、県に依存していかなくてはならない西予市においては、国、県と積極的にかかわり、信頼関係を築き、パイプを今以上に強く強固なものにし、財源獲得に努めるのもトップの役目であると思っております。市長は今後どのような方法で財源獲得に努められるのか、お伺いをいたしたいと思います。

第2点は、あんしんの家及び集合住宅についてお伺いをいたします。
私たちの住む惣川は、豊かな自然が数多く残されており、四季の変化を存分に味わえる地域、惣川であります。この惣川地区もご多分に漏れず、少子・高齢化が進み、西予市でもお年寄りの占める割合は最も高い地域の一つであると思っております。これらお年寄りの多い惣川地区は、面積約56平方キロと広く、明浜町の2倍以上もあり、集落も点々としております。全戸数の約65%以上が70歳以上のお年寄りの家庭であり、今後ますます医療や福祉等の日常的なサービスが必要とされる中、医師も不在となり、このサービスを受けることすら危惧されております。これら地域に住む人々の心の現在や将来を考え、ややもすればばらばらになりそうなる心をついに一つにして、生きがいと希望の持てる地域社会づくりも行政の役目の一つであると思っております。子供と若者、お年寄りがお互いを見守りながら、安心して信頼と安らぎの心で地域社会をつくっていく場としてあんしんの家及び集合住宅を惣川地区にぜひお願いを申し上げまして理事者の所見をお伺いいたし、私の質問を終わります。

○三好市長 山本議員の質問についてお答えいたします。

その前に惣川地区の思いを代表して議会活動をされておられますことに対して心から敬意をあらわしたいと思っております。

また、今回の選挙でございますけれども、郵政民営化に伴う郵便局のあり方を問う選挙でありましたが、惣川郵便局は郵政民営化法案の修正の中で、いわゆる過疎やあるいは僻地、半島等々の関係6法の関係するところについてはなくならないと、なくしないということがこの中にうたわれたということに私も聞いておるわけでございまして、私もこれはこのことを信頼して今後活動をしていきたいと思っておりますし、また私もその郵便局がなくなる活動をとともにやらせていただきます、このように思っております。

さて、西予市づくりに関する財政についてでございますけれども、ご質問のとおり地方の財政状況は国の財政構造改革によりまして悪化の一途をたどっており、全国の自治体がまさに危機的な状況になっております。その要因は、今さら申し上げるまでもございませんが、国が推し進めております三位一体の改革によって地方交付税の削減や国庫補助金・負担金の縮減、さらには廃止等の改革で、このような事態に陥っておるわけであります。

また、国は借金依存体質からの脱却と根本的な財政再建に向け、2010年初頭にプライマリーバランスの黒字化いわゆる基礎的財政収支の黒字化という大きな目標を掲げており、この改革の波をものにかぶりますと、今以上に地方交付税の削減が予想されます。

さらに、市町村の合併特例に関する法律によって、合併後11年目からは段階的に交付税が削減されることも確定しております。このように国の財政構造改革によって地方の財政はますます先細りになって、真に住民に必要な行政サービスが著しく損なわれるおそれが生じております。特に西予市の財源は、議員ご指摘のとおり自主財源は乏しく、ほとんどが国、県に依存しているのが現状でございます。そこで、こういった現状をかんがみまして、西予市は今後一自治体として自立していくためにはどのような手法を用いて自立していくことができるのか、さまざまな角度から探求しておりますが、私はやはり根本的な歳入の見直しや将来を見据えた確かな財政計画を立てておく必要性を強く持っておりますのでございます。

また一方、行政をつかさどる者としては、国、県とのパイプを強固なものとしていることは当然ながらの使命と考えております。

しかし、時代は急速に変化しており、国、県そのものが財政再建を先行されている今日、以前のような陳情合戦での予算獲得は、奏功し得なくなっていると思っております。ただ要所要所での陳情は、行政と議会が一体となって上部機関に地域の事情を強く訴えなければならぬと考えております。どうかその節にはお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。このように思います。

○松本生活福祉部長 それでは、2点目のあんしんの家及び集合住宅についてお答えをいたします。

西予市におきましては、急速なスピードで高齢化が進み、高齢化率は33.5%となっております。全国の高齢化率が19.9%で愛媛県が23.6%であり、25年先の愛媛県平均が33.2%となるだろうと見込んでおりますので、愛媛県よりも25年も先に進んで超高齢社会を迎えている西予市、この西予市におきましては、高齢者福祉の取り組みは大変重要な課題となっております。西予市内では、特別養護老人ホームが計画を含めまして6カ所の360床、養護老人ホームが2カ所の定員120名、老人保健施設3カ所の180床とグループホームが8施設の121床が整備されており、合計781人の入所が可能な状況であります。高齢者福祉施設の充足率は、近隣市町村に比べて非常に高い状況であります。議員ご指摘のとおり、高齢者の皆さんが長年生活している地域において、在宅に近い状況で生活していけることは安心・安全でありまして、西予市としても地域密着型の小規模多機能施設の整備を推進いたしております。

ます。

野村町の惣川地区につきましては、高齢者数398人で高齢化率では55.7%となっております。非常に高齢化が進んでおります。そのような中、旧野村町が平成6年に惣川高齢者福祉センターを設置いたしまして、その運営を野村町社会福祉協会に委託いたしております。事業内容といたしましては、生きがいデイサービスが定員15人、居住部分では、生活支援ハウスとして定員10人のサービスを提供し、地域密着自立支援型の施設として運営をいたしております。利用状況につきましては、デイサービスへの登録が157人ありますので、約40%の高齢者が利用されていることになります。また居住部分では、現在8人が入所されておりまして、そのうち惣川地区の方が4人入居されておりますが、夫婦部屋としての2人部屋を現在1人の方が利用しておられるような状況でありますので、現在満室の状況であります。惣川地区におきましては、惣川高齢者福祉センターが高齢者福祉の拠点となっており、まさに地域に密着した施設としてのその活用とサービスの充実が重要であるだろうと考えております。現在西予市内では、宇和町社会福祉施設協会が、小規模多機能施設として昨年の9月に田之筋地区、本年9月には多田地区にあんしんの家を整備し、地元の雇用をいたしましてそれぞれ運営をいたしております。国の高齢者施策は、地域に密着した小規模多機能の介護施設を整備するよう展開いたしておりますので、いわば西予市は国の施策を先取りした方向で進んでおりますので、西予市の実践課題として位置づけ、校区に1カ所の小規模多機能施設整備を推進してまいりたいと、このように考えております。

惣川地区に支え合う施設としてあんしんの家を希望されるということであれば、地域の実情を十分調査するとともに、実施主体、地域の受け入れ体制などを検討しながら、民間主体の運営が図られるようであれば、ぜひ検討していきたいと、このように考えております。

なお、集合住宅につきましてはどのようなものを希望されておられるのか、地元の意向等も十分聞いた上で今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○20番山本昭義君 再質問をさせていただきます。

先ほど山本議員のところでも触れられましたが、今回の衆議院の44回の選挙において、愛媛県でも4名の自民党の議員が誕生されました。また、全国においても自民党が圧勝をされました。この内容を考えてみますと、大変都会型で地方には本当に今度は、逆に言えば、反抗勢力は少なくなったのではないかな。ふえた分はほとんど都会ではないかなと、そのように思っております。そのような場合に、これから政党政治が結局都会の方へ向いた政党政治が行われるのではないかと、そのように大変心配をしております。

また、圧勝して3分の2以上とった以上は、なかなかこれから物事が思うようにいきます関係で、解散を4年間はないと思うとります。よっぽどのことがない限り解散はしないだろうと思っております。そういうような場合に、やはりこの機会を利用して選挙当初を利用して、西予市はしっかりと今の県、国に対しての道筋をつくるべきではないかな、また絶好のチャンスではないかな、そのように思っておりますので、どうか市長、大変ご足労をかけると思いますが、その辺をよろしく願いをいたします。

そして、第2点のあんしんの家または集合住宅についてですが、確かに仰せのとおり、惣川には福祉センターがあります。これも今は満杯になっておると言われましたが、5年前介護保険が施行されます前はいっぱい、まだ足りないような状態でありました。そこで16年にこの介護保険に入ったときに一部補助金をカットされましたが、16年度において全額カットされたと聞いております。そのような関係でなかなか利用もしにくいのではないかな、そのように思っておりますし、これから市としてそういう施設を建てていただいて、地域の方に安心と安らぎを与えてほしい。特に都会の方に出ておられます子供さんは、地域にそういう施設があると安心をされるのではないかな。そしてお年寄りにつきましても、安らげるのではないかなと、そのように思っております。そういう一つの内面的なことも行政を預かる者としては見ていただいて、これからの一つの基準として、惣川にもぜひそのようなことを考えて設置をしていただきたいと思いますと思っております。よろしく願いをいたします。

○三好市長 山本議員の再質問の第1点についてお答えをします。

衆議院選挙の関係についての国のパイプづくりでありますけれども、鉄は熱いうちに打てということがありますので、私もせっかく山本代議士がこのように5選をされたわけでございますから、早いうち議員の皆さんと一緒に、向こうの方が落ちついた段階で話を、陳情等々していきたいと、このような考えを今持っておるところでございます。その節はまたよろしく願いしたらと思っております。

以上でございます。

○松本生活福祉部長 それでは、ただいまの再質問についてお答えをいたします。

惣川の高齢者福祉センターの補助金につきましては、平成17年度から国の補助金が削除されております。それに伴いまして、市からの運営委託費につきましては、前年と変わらず委託料としてお願いいたしておりますので、運営そのものについては、今現段階での支障はないだろうと、このように考えております。

○議長 以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。2時40分に再開をいたします。（休憩 午後2時26分）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午後2時40分）

（日程2）

○議長 次に、日程第2、議案第125号「西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について」から議案第137号「合併前の明浜町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料の特例に関する条例を廃止する条例制定について」までの13件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は大綱の質疑のみをお願いいたします。

まず、議案第125号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第126号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第127号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第128号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第129号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第130号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第131号に対するし次を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第132号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長 次に、議案第133号に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 次に、議案第134号に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 次に、議案第135号に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 次に、議案第136号に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 次に、議案第137号に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
（日程3）
- 議長 次に、日程第3、議案第138号「市道路線の廃止について」及び議案第139号「市道路線の認定について」の2件を議題といたします。
まず、議案第138号に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 次に、議案第139号に対する質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）
（日程4）
- 議長 次に、日程第4、議案第140号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第5号）」から議案第150号「平成17年度西予市上水道事業会計補正予算（第1号）」までの11件を一括議題といたします。
まず、議案第140号に対する質疑を行います。
- 28番大竹忠盛君 一般会計の補正予算の所管外の分について、2点ばかりお伺いをいたしたいと思います。
まず、26ページの電算管理費の関係についてお伺いをいたしたいと思います。
森川議員の方からも一般質問で委託料の問題が出ていたわけですが、3,200万円今年度予算を組まれておりますし、さらに来年度合わせて8億7,000万円とお伺いをいたしたわけですが、これは航空写真等の活用を図るということに聞いたように思っておるわけですが、他の事業例えば森林整備事業とか土木事業とか、このような事業にもこの航空写真等が活用できるんかどうか、この点についてまずお伺いをいたしたいと思います。
それから、2点目でございますが、これは41ページで、水田農業対策費負担金補助及び交付金985万3,000円を組まれておるわけですが、この事業の趣旨や事業効果等がわかるようでしたらご説明を賜りたいと、このように思います。よろしくお願いをいたします。
- 森総務企画部長 ただいまの大竹議員の質問にお答えをいたしたいと思います。
今回は固定資産税業務を主として計画をいたしております。
また、航空写真の活用によりまして、道路台帳、下水道台帳の管理、都市計画とか防災計画、農地管理等にも活用は可能と考えております。
以上でございます。
- 大森産業部長 2点目の41ページ負担金補助及び交付金の985万3,000円の事業であります。これはその前のページにあります39ページですが、その一番下の補助及び交付金△5,916万1,000円とありまして、その横に愛媛認定農業者総合支援事業補助金△847万2,000円と運動をしております。これは内容としましては、加茂生産組合のトラクター2台とコンバイン1台の購入費用の助成でありまして、39ページは補助金の確定によりまして、県補助金がつかないことになりまして、この水田農業のところ、事業名としましては担い手支援水田農業条件整備事業ということに乗りかえた事業であります。趣旨、効果につきましても、トラクター、コンバインでありますので、ご理解をいただきたいように思います。
- 6番嶋川武文君 30ページの7節賃金であります。ここはページ数は厚生常任委員会になるんですが、私は厚生委員会ですが、ただ賃金のことでございますので、性格からいくと総務企画部に入るのかなと、それとしたがいまして、総務委員会の所轄というふうな考え方ができますと、皆さん今まで1年半の間に、市長は退職勧奨制度を非常に英断されて、非常に勇気ある行動で評価できるんでありますが、よく考えてみますと、嘱託職員とか臨時の方の話が今までしたことないんです。余り細かい数字は急ですからわかりませんが、そういう方たちは今何人ぐらいおいで、今後どういうふうな処遇されるのか。旧宇和町と他の町の違いもあると思います。今までどういふに処遇されておるか、今後の展望というんでしょうか、どういふふうにお考えなのか、それをちょっとお聞きしたいと思っております。ですから、関連の関連となりますが、お許しいただきたいと思っております。
- 三好市長 今ほどの嶋川議員の賃金等々、嘱託職員、臨時職員の問題等について、総括的な方を私の方から言わせていただいて、人数的なものは総務課長の方からあとやりますが、この問題につきましても、やはり西予市の今後の財政を考える上では、やはり重要な問題であると私認識しております。ただこれもやみくもに切るというわけでもないわけでありまして、やはり嘱託職員、臨時職員につきましては、正職員が事業遂行においてどうしても必要な部局においては、やはり臨時職員、嘱託職員を置く必要があると、このように思っております。
しかしながら、先般もいろいろなことが決裁にある中で、例えば産休等々について、もし今の人員の中でやれる場合はもう臨時的に入れるのでなしに、やってほしいというふうな細かな要望もしておたりもいたします。ただ、労働過多になることについては、やはり私も考えなくてはいけないので、その辺の配慮は十分しながらやっていきたい、このように思っております。
- 以上です。
- 炭倉総務課長 今嘱託、臨時職員人数を聞かれましたが、ちょっと約で申しわけございませんが、420名ほど臨時・嘱託がおります。嘱託については、ずっと継続して雇用をしておりますが、臨時職員は、西予市になってからは2年で一応やめていただくというような、2年で雇用を打ち切っております。
- 以上です。
- 議長 引き続き、議案第140号に対する質疑はありませんか。
- 5番元親孝志君 先ほどの大竹議員の質問に関連をして1点だけ質問させていただきたいと思っております。
実は、以前に口頭で市長の方をお願いをした経緯があるわけですが、実は先般我々総務委員会は長野県の方に行政視察に行っていました。その結果につきましては、先日亀井総務委員長の報告のとおりであります。その中で1点だけ私の方づけ加えさせていただきますと、今回長野県の長野市とそれから飯山市に行ったわけですが、そこで私職員の方に聞いた話でございますが、長野県の両市においては、光ファイバーが全戸に接続されておるということを知りました。ちなみに西予市におきましては、光ファイバーは行政間のみでありまして、民間にはまだ一個も入っておりません。これは非常に大きな差ではございまして、特に西予市の場合におきまして、通信網のシステムとして、中心部において ADSL、それから私が住んでおります横村ではADSLも不可能でありまして、ISDNであります。これはもう通信速度が雲泥の差がありまして、非常にいらいしておるわけでございます。そこで、先般市長に、これを何とか民間我々にも今度光ファイバーを利用させていただきたいという話をしてお願いをしておるわけでござい

ますが、そこで企画情報課に質問いたしますが、今IT時代と言われている西予市のインターネットの普及率、それからADSLのエリア、それからISDNの利用者、これがどの程度あるかということをお伺いしたいのと、それから今光ファイバーにつきましても、ケーブルテレビ等の利用も含めて市長の諮問委員会の方で検討されておられるわけですが、インターネットの最大の魅力はスピードでありまして、時間との戦いでもあります。ですから、これは利用する側からすれば、一日も早く利用させていただきたいという思いがありますので、この検討委員会はいつまでに答申を出されて、その結果我々はいつその恩恵を受けることができるのか、そしてまた財政面がありますので、これを各戸に引く場合において、財政上困難であれば、当然受益者負担も踏まえてでも私は早急に利用させていただきたい。それは私の目の前の支所までは光ファイバーは来ておられるわけですから、川を渡せば私の家まで届きます。その負担が仮に個人負担が要するとしても、それだけの恩恵はあるというふうに思っておりますので、早急に光ファイバーの利用を行政機関だけが利用するのではなく、やはり我々民間にも恩恵を与えていただくように早急な検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○三好市長 元親議員の質問についてお答えいたします。

数的な細かいことについては、総務部長の方がやると思いますので、総合的なところで私は話させていただきます。今おっしゃられたとおり、光ファイバーの今後の利用については、今諮問機関の方へ、いわゆる審議をいただいております。その答申をいただくような段階にあるのではないかと、このようには拝察しておるわけでございます。が、今おっしゃるようには、CATVをまずつくることがどうかというのが大きな諮問の内容でございます。いわゆる驚愕な費用を必要といたします。それについては、合併協議会の段階でつくられた建設計画の中に主要なものとして、合併特例債を使ってやろうかという一つの建設計画の中にはありますが、現実問題としてそれを適用するときにどれくらいの状態になって、どれくらいの加入者があるのか等々を含めた中で、今審議会の中で検討をいただいております。このように思いますが、その中でも個人の負担金をどのくらい取るのか等々も含めた検討もなされておると、このように聞いておりますが、何分私の方にはまだ最終答申はいただけていないというようなことでもあります。その中で、今おっしゃるとおり、いわゆる高度情報の通信をどうするかということも含めてあらうと思います。その中のケーブルの中で、どれくらいをそういうCATV以外に使うか、いわゆるADSL等々の方にやっていくかということも問題になるうかと思えます。今現実的には、いわゆるNTTのそれぞれのところが、以前NTTの電報電話局があったところから大体4キロぐらいの範囲しかできないというのが現実でありまして、非常に遅いというのも私もわかっておりますし、そういう中で県事業等々で最初やれるような事業もなきにしもあらずありますが、二重投資になるので、それは非常に困るわけでありまして、したがってスピーディーに私どもも最終的な結論を導かなくちゃいけないと、このように思っております。

もう一つ、市長会を通じて知事さんをお願いをし国の方にも市長会を通じて出させてもいただいております一つの案件は、いわゆるCATV等々を含めた高度情報の国のいわゆる年間の補助額が少ないということでございます。これを何とか獲得をするために私どもは先ほど山本昭義議員の方からもありましたが、国の方にも強力に要望をしていかなくてははなりません。したがって、このことを強く要望しながら、いいことに、今の県の方の総務部長は総務省の方から来られておりますけれども、その方が総務省における担当課長であったということでもありますから、その方も大いにお助けをいただきながら、今からそういう要務をやっていくなくては行けないと、このように思っております。

以上でございます。

○5番元親孝志君 今市長の答弁でよく理解できたわけですが、以前森総理の時代に、日本は5年以内に世界一のIT立国を目指すということで取り組まれておりました。もう既に4年余りが経過しておられるわけですから、早急に対応されるよう、国なり県に要請をしていただきたいように思います。

それとあわせて、今我々地方に住む者は、少子・高齢・過疎という三重苦の中で大変苦勞をしているわけです。その上に一番やはり怖いのは、情報の過疎ということに今なっているんじゃないかな。先般山本代議士もあいさつの中で言われておりましたが、これほど選挙区を回って、これほどまだ携帯電話がつかないのかというようなことを言われておりましたが、我々はそういう情報過疎の中におるといふ現実、これは今一番我々は取り残されているんじゃないかなという大きな危機感を持っておりますので、是が非でもこの分野におきましては、早急なる対応をお願いいたします。終わりたいと思います。

○森総務企画部長 元親議員の最初に質問のありました点につきまして、担当課長もちょっと退室をしておりますし、あれです。後ほど数字的なものはご返答させていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○31番浅野豊重君 43ページ、農林水産費の中の林業費、林業振興費の中で、間伐排出促進事業補助金が640万円出されております。これは是とするものでありますが、これは旧城川町において実施していたものであり、西予市になっても継続してもらって大変ありがたかったのですが、聞くところによりますと、今年が最後になるのではないかと心配をしております。この事業は、単に材の出荷が目的だけではなく、国土保全、水源涵養、地質浄化また災害防止等に多面的な要素を持っておりますので、今後ともぜひともこれを全市に広げて適用されることを常に要望するものであります。ひとつよろしくお願いをいたします。

○三好市長 今ほどの浅野議員のご質問についてお答えいたします。

この間伐材出荷推進補助につきましては、今おっしゃるようによしとが県の補助を加味して最後だということになります。このことにつきましては、先般もそれぞれ林業研究会、エフシー等々含めた中からの来年度に向けての陳情がありました。これにつきましては、今まだ結論に至っていないわけでございますけれども、ご質問の趣旨あるいは陳情の趣旨も非常に理解をしておるところでございます。どれほどぐらいたるの予算も組めたりするのかなという財政的なものも含めてあります。したがって、この即断は避けたいと思っておりますけれども、考えとしては前向きにしていきたいという考えはなきにしもあらずというご理解をいただければと思います。

以上です。

○22番鍵原芳和君 2点ばかりお伺いをいたしたいと思うんですが、まず30ページの社会福祉総務費であります。施設協会本部補助金60万円ですけれども、この内容をお伺いをしたいと思うんですが、当初は3,800万円ほど計上されておまして、補正2号で900万円減り、これは人件費だったと思うんですが減額をされておるわけがあります。今の時期にこの補助金の内容についてお伺いをいたします。

それから、34ページ、もう一点あるんですが、環境衛生費の浄化槽設置整備補助金であります。235万2,000円、これの基数は何基設置をされる補助なのか、お伺いをいたします。当初144基の予算が出たおったと思いますので、累計、設置基数が何基になるのか、お伺いをいたします。

○松本生活福祉部長 まず、30ページの施設協会への60万円の補助ですが、これは歳入の19ページに示しております。遊の里健康センター基金から繰り入れをいたしまして、その金額につきまして施設協会の方へ補助をするものであります。この基金につきましては、遊の里健康センター職員の退職手当充当分をこへ基金に積み立てておりますので、その分を施設の方で補助をして退職手当としての充当をするということでもあります。

次に、34ページの浄化槽設置整備事業補助金であります。今回の追加は5人槽が2基と7人槽が4基の追加であります。

○17番酒井宇之吉君 39ページでございますが、非常に農業振興費についてお尋ねするわけでございますが、全般

的に組み替えであるのか県の補助金、国の補助金が減額されたのか、ちょっとご説明していただかないと、伐採費につきましてもなくなっておりますし、そして愛媛認定につきましても、ほとんどが負担金、補助金が出すものが減額になっております。これにつきましては、県、国の組み替えであるのか、政策的に当初予算を上げたのが減額になりましたのか、そのあたりの背景につきましてご説明をお願いします。

○大森産業部長 39ページ、まず委託料の分ですが、委託料で伐採植栽作業の委託料、園内作業道の委託料これにつきましては、事業の変更による減額であります。これは県の方が直接生産組合の方に支払うようになりましたので減額をしております。

それから、19節の一番上、愛媛認定農業者は、先ほど大竹議員の質問にお答えをしましたとおりであります。

それから、次の園芸産地整備事業につきましては、これもかんきつ園地の転換事業に移行をするための事業で、組み替えであります。

それから、次のページ40ページであります。21世紀型の産地育成の事業でありますけれども、これは県の補助金の確定による減で、これは組み替えとかということではありません。単純な減額であります。また来年度においては要求をしたい。これは三瓶地区の小型スプリンクラーでございます。

それから、次の一番下、経営構造対策事業補助金であります。これは三瓶の光センターの入札の減によります減額でございます。

以上でございます。

○議長 140号に対する質疑はほかにありませんか。

○21番梅川光俊君 重ねたことになってしまいますけれども、もうほかの議員が全部質疑をしましたのでなくなりましたが、重ねて1つだけお願いをしたいなと思っております。

ちょうど間伐出荷推進補助金なんですけれども、市長の答弁がございました。それで、ちょうど一番最初の各自治体の中で、全国的な組織の中で森林交付税それを要望しながらずっと全国組織で活動してきた方向づけがあります。それが今水源税という形の中で変わって、愛媛県はそういう形で財源が生まれて、さっきの事業の中でも宇和が取り組むとかというそういう分が出てきておりますけれども、そういう方向づけとして私たちは運動してきたという意味があったんですが、そういう財源を利用しながらこれから本当に山林の環境を整えていくという方向では大切な部分でありますので、ひとつぜひともご答弁は要りませんが、そういうことでお願いを再度申し上げておきたいと思っております。

それからもう一つ、関連になります。元親議員が言われた光ファイバーの件でございます。

これは付託をされたといいますか、諮問されたといいますか、そういう形の中で審議をされておりますけれども、今西予市の中で一番この予算と直接関係ございませんので申しわけございません。本当に光ファイバーの大きな動脈というのは、1本の国道を抜くぐらいの、大きな通信網の国道を抜くぐらいの大きなウエートにかかっております。これは本当に過疎地の中で生き残るすべというものは、この大きな速さの中で生き残っていかねば企業は生き残っていきません。その辺も含めて、さっきも答弁がございましたので、そのとおりだろうと思っております。ADSLとかいろんな自治体で2,000万円とか、いろんなそういう一つの金額が流れておりますけれども、早急な取り組みをお願いいたします。重ねてお願いをして終わります。

○議長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 質疑も尽きたようでありますので、次に移ります。

次に、議案第141号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第142号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第143号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第144号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第145号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第146号に対する質疑を行います。

○5番元親孝志君 市長に1点だけお伺いしたいと思いますが、これは私の考え方の方が間違っているかどうか、それを含めてお伺いしたいと思いますが、近年西予市内においてもグループホーム建設があちこちで起こっております。私昨年厚生常任委員会におったわけですが、厚生常任委員でありながら、グループホームの建設の申請なり許可がおりたという話を確認できておりません。今のグループホームは介護保険制度にもとで行われまして、すべて収入は公的資金に値すると思っております。介護保険料が2分の1、残りの2分の1に対して国が2分の1、県と市が2分の1ずつということになると思うんですが、グループホームの運営資金というのは、すべて公的資金になるわけですから、我々議会の議員として、こうしたものが申請があったということ、あるいはまたこれは市の市長の権限で許可事項になっておると思っておりますけれども、せめてこういうふうな許可を出したというあたりは、我々議会としても把握しておく必要があるんじゃないかと。私は、市民の方からあそこにグループホームが今度できるんよとか、あそこにできたとかという話を聞いて、ああそうですかというふうな現状であるわけですが、これは私の議員としての考え方が間違っているかどうか、市長にお伺いしたいと思います。

○三好市長 今ほどの元親議員の質問に対してお答えいたします。

グループホームに対する認可は市ではありません。県であります。だから私も細かいことは、正直わからないというのが現状でありまして、ただ私どもは、今まで県の方にも訴えをしておったのは、グループホームがばらばらばらばらできると、公的資金介護保険料にかかってくるので、ある程度市としての方針も伝えなくてはいけないというのが私どもの考えであったことは確かです。早々しないといけない、言動をですね。しないといけないということはありました。

しかしながら、今度介護保険法の改正によりまして、このグループホームについても市の認可になると、このように思いますので、今まで、だから私どもはわからなかった点をしっかりと市として方針を出してこの辺にする、今度の改正法はそういうことに、身近なものについて市の市長認可になるということになると思います。

以上でございます。

○21番梅川光俊君 今の関連についてちょっとだけご質問をさせていただきたいと思っております。

ちょうど市の認可になるということで、国、県の補助が市と一つの自治体において1億円以内という方向づけの中で通達が来ているのかなと思っております。それをもって一時市長の認可といいますか、市長が申請をしたのは、補助金申請をしていたんだら、各一事業所といいますか、一施設1,500万円からいろんなその人数にもよるんですけども、2,500万円ぐらいの補助が出てくるという方向づけが出て、その申請期限がこしはもう終わってしまいますが、来年度の1月か何月までに申請をして市長の認可申請を上へ上げて、それからそういう小規模多機能に至ってもそういう方向づけがあるという、ちょっとそういう情報がございましたら、お知らせを願ったらありがたいと思

ます。これは関連ですので、直接これの中にありませんので、申しわけありません。

○松本生活福祉部長 ただいまのご質問は、市町村が行う小規模の事業についての交付金制度であると思います。このグループホーム等については、すべて法人が行う場合は法人の資金で行うということになっておりますので、いわゆる特養、老健等につきましても、小規模であれば県の事業としては採択しないということでありまして、市町村が計画をつくった上で県の方へ申請するというところであります。18年度の予定につきましては、もう既に締め切られておりますので、次19年度以降の事業については、どのような小規模の事業を市町村として取り入れていくのか、十分検討した上で県の方へ計画を提出したいと、このように考えております。

○21番梅川光俊君 済みません、関連でこういうことになったんですけども、ちょうどあんしんの家といいますか、それと小規模多機能というそういう分の施設に関していろんなものの判断をするときに、現時点でそしたら財団からでも何らかの借れるという分もありましたけれども、それをそしたらどう持っていくのかということであれば、来年の1月が期限ですよ。だからその中でそういうものがありますので、できるだけ早くその分の中に自治体に申請をしてその許可がおりるように動いてほしいという部分があったのでちょっと質問、今ここでご答弁をいただかなくとも結構です。そういう部分的確な情報が欲しいと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思

○松本生活福祉部長 そういうような国から小規模に対する市町村の計画を上げる場合には、やはり法人等へも相談した上で今後計画を進めていくようにしていきたいと、このように考えております。

○議長 146号に対するほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 では、質疑が尽きたようでありますので、次に移ります。

次に、議案第147号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第148号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第149号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、議案第150号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程5）

○議長 次に、日程第5、認定第1号「平成16年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成16年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの14件を一括議題といたします。

まず、認定第1号に対する質疑を行います。

○28番大竹忠盛君 財政課長さんお見えてございますので、16年度の決算の状況、さらには特に17年度以降の財源見通し等について伺いをいたしたいと思

代表監査委員さんのお話にもありましたように、非常に健全財政に推移をしておるということは、理事者、課長の皆さんの経営努力によるものと感謝をいたしておるところでございますが、ただ意見書の9ページをお開きいただきまして、自主財源の関係の中で、16年度諸収入が36億4,600万円とあります。非常にこれは率が高いような気がしてならないわけですが、これは合併等の特別の事情によるものか、あるいはこれから以降、17年度以降もこのような諸収入に推移するのか、この点についてまず第1点伺いをいたしたいと思

関連をいたしまして、歳出の中で公債費が37億9,200万円ございます。さらに、市債を約40億円借るようになっております。これからの財源見直しを考えると、17年度あたりで大体市の独自財源も底をつくんじゃないかな、このような危惧をいたしておるわけですが、公債費や市債の比率がだんだん高くなると、将来市の財政運営に支障を来していくのではないかと心配をいたしておるところでございます。18年、19年、20年ごろになりますと、今年度あった事業のいわゆる箱物の起債額もふえていくんじゃないかと思っておるわけですが、将来の財政の見直しについて、わかる範囲でお答えをいただきたいと、このように思

○清水財政課長 それでは、大竹議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、諸収入でございますが、35億円という数字が上がっております。これは実は15年度の決算におきましては、3月末が打ち切り決算でございました。そういったことで、この財源が16年度の方に回っております。ですから、35億円のうちに過年度収入分と現年度収入分が含まれております。そういったことでこういう大きな数字にはなっております。それで、今後はこのような数字は上がってまいりません。通常ベースに戻ります。

それから、起債あるいは公債費の関係でありますけれども、公債費といいますか、起債につきましては、今現在16年度に約40億円、そして17年度におきましても約40億円の起債の予定をしております。そういったところで、このまま40億円相当分を借り入れをしていきますと、3年後におきましては約2億7,000万円ぐらゐの増額いわゆる借金払いです。借金払いが2億7,000万円ほどふえるということです。それからまた、5年後には5億円ほどふえるんじゃないかと私は試算をいたしております。それで、今後の財政状況でありますけれども、きのうの補正予算の中でもご説明しましたとおり、財政調整基金が今回の補正後で約8億円ということになっております。それで、今後各事業課の方で節減等々をしていただいて、12月あるいは3月の補正で不用額等々を出していただきますと、10億円程度年度末には残るんじゃないかと期待をしております。そうしますと、この10億円相当が出てきますと、当面はしのいでいけるということになってまいります。

以上でございます。

○7番沖野健三君 ちょっと職員とそれと給料の点について質問させていただきたいんですけども、16年度決算の3月末でいいんですけども、一般会計の職員の数、それから給料総額、それからもう一つは臨時職員ですね。臨時職員の数は先ほど言われました400名ですか、これともう一つは、どれだけの給料を出しているか。

それからもう一つ、これは大事なことだと思うんですけども、5町間で給料の格差があるというように聞いておりますが、一つ例をとって40歳で金額にしてどれぐらいの格差があるかということです。

そしてもう一つは、特別会計の方で現在職員が何名おるか。そして給料をどれだけ出しているかということをおかれは教えていただきたいと思

○清水財政課長 まず、給与の額でございますが、給与の額は約24億5,000万円でございます。これは一般会計のみでございます。

それから、職員手当これにつきましては18億6,000万円、それから、これは人件費に当たりますのでつけ加えておきますけれども、共済関係これが6億8,000万円ということになっております。

また、臨時、嘱託でありますけれども、これが一般会計で5億7,000万円ということになっております。これはあくまでも17年9月補正後の額でございます。

以上でございます。

○炭倉総務課長 人数につきましては、一般職が687名だったと記憶しております。それから特別会計を入れまして、全体で1,057名の職員であります。

○清水財政課長 特別会計の人員費であります、給与であります、4億1,000万円でございます。それから、職員手当3億2,000万円となっております。それから、嘱託、臨時合わせまして7,000万円でございます。○7番沖野健三君 もう一点、各5町で給与間に格差があるというように聞いてますが、一番高いとこと一番低いとことの金額にして40歳ぐらいでいいんですけども、わかれば幾らぐらいか、教えていただきたいんですが。○炭倉総務課長 一番高いとこといいますと三瓶になります。それから、一番安いといひますと明浜町になります。40歳で二、三万円は違ったかと記憶しております。

以上です。

○議長 ほかに認定第1号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 質疑も尽きたようでありますので、次に移ります。

次に、認定第2号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、認定第3号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、認定第4号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、認定第5号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、認定第6号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、認定第7号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、認定第8号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、認定第9号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、認定第10号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、認定第11号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に、認定第12号に対する質疑を行います。

○6番嶋川武文君 この件に関しましては時々出ておりますが、前はたしか山本英男議員が質問されましたが、いい決算を出しておりますが、一般会計からも繰り出しておるわけですね、少し3,000万円ぐらいでしょうか。それで、たしか合併協議会で私の記憶間違いかもしれませんが、とりあえず現状のまま水道事業はそのまま引き継いで、その後調整するということがあったやに思います。ただ今までの市長のお答えは、別々の会計だから、今のままだと、現状のままというお答えのようでございますが、これも先ほどの格差の問題がございまして、例えば明浜町さんどこですかね、一番安いところは多分野村町さんでしょうか。たしか2倍以上だったと記憶するんですね。これが市長、2割増し、3割増しであれば、同じ市内ですら納得できる要素もあるんですが、2倍以上になりますと、これはいかなるもんだかと、私は常々思います。もちろん売り上げを減らすわけにはいきませんので、売り上げを減らさないで、そのまま西予市内の内部で調整して、徐々に調整するというお考えはないのでありましょか。今のままだと、明浜に住んでおれば、水道代は月1万円あるいは1万2,000円払うけれども、野村に住んじれば、3,000円で済むよというの、少しおかしい感じがいたしますが、この問題は何度も出ておりますので、大変恐縮でございますが、再度またお答え願ひたいと思ひますが。

○三好市長 今ほどの嶋川議員の上水道の料金の使用料についてのご質問だと思いますけれども、これにつきましては、基本的には企業会計であります。大手企業会計でございますから、受益者負担、使用者負担であるのが根本であります。したがって、今言われるように旧野村と旧明浜との間に2倍以上いや3倍近くの差があると思ひます。その料において。そういう中でどのように調整するかということの問題に当たるわけでありましょけれども、私は1回、これは住民の中に1回見せてみたいと、このように思ひます。といひますのは、今年度の平成17年度については、一般会計からのいわゆる赤字になった繰り出しを明浜の上水道会計にしないということをして、住民の方に見ていただきたいと、このように思ひます。その上で議員の皆さんとともにここに議論をして、どのぐらいの料金がいいのか、ということ等知らないと、一般会計から繰り出しをして赤字を埋めておると、当然のようにいいんだという発想になりやすいと、私はこのような考えを持っております。したがって、1回赤字を出してみても、そうすると住民の方も気づいていただいて、そして議論のこのようにテールに着けるんだと、私はこのような考えでありまして、今年度は赤字繰り入れをしないという考えに臨みたい、このように思っております。

以上です。

○17番酒井宇之吉君 ただいまの答弁をお聞きしまして一言。

企業会計でございますので、その中で投資部門については、その地区が受け持つというものの考え方をされておるのか、それとも今後全部が一緒になった会計でございますので、その中で調整していくという考え方なのか、そのあたりだけをお聞きします。この件につきましては、非常に合併協の中でもめた案件でございますので、ひとつ念押ししてお聞きします。

○三好市長 本来、再度言ひますけれども、企業会計でありますから、投資部門も含めて当然料金の設定の段階で、みんな認識をしてそれだけの料金を払うことになるのが企業会計の根本でありますから、そういう私どもは、例えば補助金のあり方等含めて受益者負担ということ考えたときは受益者が当然払うのが根本であります。

しかしながら、今回のこの問題を考えたときに、南予用水の水を使わざるを得ないという事情があった中で判断をしないではいけな。高い水を使わなくてはいけなという判断をしなくてはいけなと思ひます。したがって、私は今ほど言ひましたのは、一回赤字を出してみても、住民の方がそういう理解をいただくようなことの議論をこの場でしてみたいと、このような発想でございます。

以上です。

○議長 ほかに認定第12号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 質疑も尽きたようでありますので、次に移ります。

次に、認定第13号に対する質疑を行います。

○5番元親孝志君 これは参考までに市の方で調べていただきたいと思うんですが、この病院会計とそれから国保会計と重複するような話になりますが、我々病院へ行きますと、国保でやるのか、あるいは社会保険で診ていただくのか、2通りあると思ひます。先般も国保料の滞納の問題がございまして、県が腰を上げて徴収に当たるというふうな大変

厳しい話であったと思いますが、その現実、今のこの不況の中で、企業が一番苦しんでおるのは社会保険料でございます。これは個人と企業が折半という形になっておりまして、非常に高額な金額を負担しているというふうに自覚をいたしております。そうしたときに、今の国保料と社会保険料との不公平感が僕はあるんじゃないかなという、これは証拠をつかんでおりませんのでわかりませんので、ここをひとつ調べていただきたいと思います。実は、私は宇和島社会保険事務所に電話を入れて野村町時代に問い合わせをいたしました、向こうは全く対応をしていただけませんでした。愛媛県のことならわかりますが、一野村町に関してはわかりませんとかというふうな話でありまして、全く対応をしていただけなかったわけでございますが、そこでひとつ市の方で、一応西予市の社会保険それと国保というものの実態を一回出していただきまして、その負担における不公平感が僕は相当あるんじゃないかなという、以前は社会保険に加入しておりますと、病院に行った場合の自己負担額は1割でした。それがいつの間にか2割になって、今国保と同じ3割負担になっておりまして、メリットが全くなくなっております。

しかし、保険料は年々上がっております。そういう現実がありますので、国保と社保と、この比較をちょっと一回私はしていただきたいと思いますが、恐れ入りますが、社会保険事務所の方に問い合わせをしていただきまして、西予市の実態を把握していただきたいと思いますが、病院事務長なのか保健福祉部長なのかわかりませんが、ちょっと質問したいと思っております。

○松本生活福祉部長 国保の実態につきましては、まずデータがありますのですぐ出るわけではありますが、社保のデータが果たして社会保険事務所の方で公開してくれるかどうか、その辺については定かではありませんので、一度問い合わせてみたいと、このように考えております。

○5番元親孝志君 今の部長の答弁は、年金問題の不信感も全く同じでございます。我々は払っているけども、実態はわからないという現実が今の答弁だろうと思っております。これはぜひ社会保険事務所、私一個人ではできませんでした。ですから、ひとつここは行政の力で、ひとつ社会保険事務所の方に問い合わせをしていただきまして、できれば旧町単位ぐらいで実態がどうか、ここはちょっと調べていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 ほかに認定第13号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 次に移ります。

次に、認定第14号に対する質疑を行います。

森総務企画部長より、先ほどの質問に対する答弁があります。

○森総務企画部長 失礼いたします。

先ほどの元親議員のご質問であります。担当課から資料が届きましたので答弁をさせていただきますと思います。

まず、インターネットの加入率でございますが、ケーブルテレビのアンケート調査を実施いたしました。市内2,000世帯に対するアンケートでございましたが、これによりますと、パソコンの所有者が50%で、うちインターネット利用者が60%ということで、3割の加入率と推測をしています。

また、ADSLにつきましては、現在宇和、野村、三瓶にそれぞれ1局ずつ開通しております。先ほど市長の方からも答弁がありましたが、ケーブルテレビ事業を検討中であるので、二重投資にならないよう、今後検討を重ねていくと考えてございます。

光ファイバーの利用についてでございますが、現在市内に整備している光ファイバーは、市内限定のネットワークでありまして、この線に個人が接続されてもインターネットでの通信はできません。通信を可能にするためには、西予市がプロバイダーとして設備投資をするか、通信部門を民間に委託する等の方法がありますが、いずれにいたしても多額の経費が必要となってきます。ADSL、光ファイバーの活用のいずれにいたしましても、ケーブルテレビの事業によって通信環境は整備されるものと考えております。

以上でございます。

○5番元親孝志君 今の総務部長の話によりますと、光ファイバーは行政間つないでおるけども、一般とつながれてないというところで、全く言えは世界じゅうがつながっていないという状況で、それをつなごうとすれば莫大な金がかかるので、今のところ検討できないというふうな話でございますが、10億円余りかけてそれでいいんですかという疑問が起るんですが、光ファイバーの建設費用は恐らくあれ合併前から始まりまして10億円を超えていたと思うんですけども、10億円の投資をするのに、西予市の行政間内だけで使う線であるのなら、それだけの投資が果たして要ったのかどうかという思いがするんですけども、その辺はどうなんですか、お伺いしたいと思います。

○三好市長 今の元親議員の質問についてでございますが、総務部長が言いましたのは、プロバイダーとなって加入する必要があるということをおっしゃったわけでありまして、今回の答申がどのように出てくるかまだ定かではありませんが、出てもし云々した場合は、そういうことも視野にしているという考えでございますから、ご理解をいただけたらと思います。

○議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案40件については、お手元に配付いたしております各常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

（日程6）

○議長 次に、日程第6、請願第2号「教育基本法の早期改正を求める請願について」及び陳情第3号「林業活性化に向けた委員会の設置、事業の継続・拡大と経費助成を求める陳情について」の2件を一括議題といたします。

この請願、陳情につきましては、お手元に配付してあるとおりであります請願、陳情文書表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

各常任委員会においては、各議案並びに陳情については、十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は10月4日午後1時30分より会議を開きます。

散会 午後3時52分

平成17年第3回定例会（3日目） H17.10.4
 平成17年第3回西予市議会定例会会議録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 所 議 平 成 1 7 年 1 0 月 4 日
 1. 招 集 の 場 議 場
 1. 開 議 会 平 成 1 7 年 1 0 月 4 日
 1. 閉 会 平 成 1 7 年 1 0 月 4 日
 1. 出 席 議 員 平 成 1 7 年 1 0 月 4 日
 1. 欠 席 議 員 平 成 1 7 年 1 0 月 4 日

1. 出 席 議 員
 1. 欠 席 議 員
 1. 招 集 年 月 日 所 議 平 成 1 7 年 1 0 月 4 日
 1. 招 集 の 場 議 場
 1. 開 議 会 平 成 1 7 年 1 0 月 4 日
 1. 閉 会 平 成 1 7 年 1 0 月 4 日
 1. 出 席 議 員 平 成 1 7 年 1 0 月 4 日
 1. 欠 席 議 員 平 成 1 7 年 1 0 月 4 日

1. 欠 席 議 員
 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

1. 本 会 議 事 日 程 事 案 第 1 2 5 号 西 予 市 人 事 行 政 の 運 営 等 の 状 況 の 公 表 に 関 す る 条 例 制 定 に つ い て
 1. 議 案 第 1 2 6 号 西 予 市 職 員 の 高 齢 者 部 分 休 業 に 関 す る 条 例 制 定 に つ い て
 1. 議 案 第 1 2 7 号 西 予 市 職 員 の 修 学 部 分 休 業 に 関 す る 条 例 制 定 に つ い て
 1. 議 案 第 1 2 8 号 西 予 市 城 川 農 産 物 加 工 セ ン タ ー 設 置 条 例 制 定 に つ い て
 1. 議 案 第 1 2 9 号 西 予 市 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 制 定 に つ い て

平成17年第3回定例会（3日目） H17.10.4

議案第130号	西予市一般職の任期付職員採用に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第131号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について
議案第132号	西予市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第133号	西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第134号	西予市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第135号	西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第136号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第137号	合併前の明浜町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料の特例に関する条例を廃止する条例制定について
議案第138号	市道路線の廃止について
議案第139号	市道路線の認定について
議案第140号	平成17年度西予市一般会計補正予算（第5号）
議案第141号	平成17年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）
議案第142号	平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
議案第143号	平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）
議案第144号	平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第145号	平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第2号）
議案第146号	平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第147号	平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第148号	平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第149号	平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第150号	平成17年度西予市上水道事業会計補正予算（第1号）
認定第1号	平成16年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号	平成16年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号	平成16年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号	平成16年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号	平成16年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号	平成16年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号	平成16年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第8号	平成16年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第9号	平成16年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号	平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号	平成16年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第12号	平成16年度西予市上水道事業会計決算の認定について
認定第13号	平成16年度西予市病院事業会計決算の認定について
認定第14号	平成16年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
陳情第2号	教育基本法の早期改正を求める請願について
陳情第3号	林業活性化に向けた委員会の設置、事業の継続・拡大と経費助成を求める陳情について
追加 議案第151号	西予市消防団宇和分団第1部ポンプ自動車の取得について
議案第152号	西予市消防団野村分団第3部ポンプ自動車の取得について
議案第153号	平成17年度西予市一般会計補正予算（第6号）
常任委員会における閉会中の継続審査について	
議員派遣の件について	

本日の会議に付した事件

1 議案第125号	西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について
議案第126号	西予市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について
議案第127号	西予市職員の修学部分休業に関する条例制定について
議案第128号	西予市城川農産物加工センター設置条例制定について
議案第129号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第130号	西予市一般職の任期付職員採用に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第131号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について
議案第132号	西予市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第133号	西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第134号	西予市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第135号	西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第136号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第137号	合併前の明浜町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料の特例に関する条例を廃止する条例制定について

議案第138号	市道路線の廃止について
議案第139号	市道路線の認定について
議案第140号	平成17年度西予市一般会計補正予算（第5号）
議案第141号	平成17年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）
議案第142号	平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
議案第143号	平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）
議案第144号	平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第145号	平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第2号）
議案第146号	平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第147号	平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第148号	平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第149号	平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第150号	平成17年度西予市上水道事業会計補正予算（第1号）
認定第1号	平成16年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成17年第3回定例会（3日目） H17.10.4

認定第2号	平成16年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号	平成16年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号	平成16年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号	平成16年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号	平成16年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号	平成16年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第8号	平成16年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第9号	平成16年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号	平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号	平成16年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第12号	平成16年度西予市上水道事業会計決算の認定について
認定第13号	平成16年度西予市病院事業会計決算の認定について
認定第14号	平成16年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
請願第2号	教育基本法の早期改正を求める請願について
陳情第3号	林業活性化に向けた委員会の設置、事業の継続・拡大と経費助成を求める陳情について
追加 議案第151号	西予市消防団宇和分団第1部ポンプ自動車の取得について
議案第152号	西予市消防団野村分団第3部ポンプ自動車の取得について
議案第153号	平成17年度西予市一般会計補正予算（第6号）
常任委員会における閉会中の継続審査について	
議員派遣の件について	

開議 午後1時31分

- 議長 ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

（日程1）

- 議長 日程第1、議案第125号「西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について」から認定第14号「平成16年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの40件と請願1件、陳情1件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、亀井総務常任委員長の報告を求めます。

- 亀井秀男総務常任委員長 それでは、総務常任委員会審査報告を申し上げます。

去る9月14日の本会議におきまして、当常任委員会に付託されました議案10件、認定2件、請願1件につきまして、9月15日から22日までの5日間審査を行いましたので、その概要及び特に議論のありました事項並びに審査結果について報告申し上げます。

最初に、議案第125号「西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について」、本条例は人事行政運営等の公平性、透明性を確保するため制定しようとするものであります。議案審査の経過において、第7条の業務の公表方法は市民が情報を入手しやすい方法での公表を望む意見はありましたが、原案のとおり全会一致で可決決定しました。

次に、議案第126号「西予市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について」、本条例は職員の加齢による諸事業及び地域貢献等を行うための休業について、地方公務員法の規定に基づき条例を制定しようとするものであり、原案のとおり全会一致で可決決定しました。

次に、議案第127号「西予市職員の修学部分休業に関する条例制定について」、本条例は職員の公務能率の向上を図るため、地方公務員法の規定に基づき条例を制定しようとするものであり、原案のとおり全会一致で可決決定しました。

次に、議案第129号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、本条例は職員の職業生活と家庭生活の両立支援のため条例の一部を改正しようとするものであり、原案のとおり全会一致で可決決定しました。

次に、議案第130号「西予市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について」、本条例は法律の一部改正に伴い、任期付職員の採用を拡大するため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり全会一致で可決決定しました。

次に、議案第131号「西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について」、本条例は太田団地を教職員宿舍に編入することに伴い条例の一部を改正しようとするものであり、原案のとおり全会一致で可決決定しました。

次に、議案第132号「西予市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について」、本条例は省令の一部の改正に伴い条例の一部を改正しようとするものであり、原案のとおり全会一致で可決決定しました。

次に、議案第136号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」、本条例は防火対策及び人体に影響のあるアスベストの使用制限を行うため条例の一部を改正しようとするものであり、原案のとおり全会一致で可決決定しました。

次に、議案第140号「平成17年度西予市一般会計補正予算（補正5号）」、歳入歳出予算に関する総務常任委員会所管分について、議案第143号「平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（補正1号）」について、認定第1号「平成16年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定」、歳入歳出予算に関する総務常任委員会所管分について、認定第4号「平成16年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」の4件は所管課ごとに審査を行いました。その審査の内容から、経費節減に努めた結果が不用額の積み重ねとなり、6億8,000万円という実質的な繰越財源となり、17年度当初予算の財源の一部となっている状況を確認しました。これまでの努力に対する評価とともに、地道な経費節減対策をさらに継続されることを切望し、原案のとおり全会一致で可決決定並びに承認することに決定しました。

次に、請願第2号「教育基本法の早期改正を求める請願について」、当常任委員会では請願書の内容をよく理解するため参考人から直接説明を受け、理解を深めるとともに慎重に審査を行いました。その結果、教育基本法の改正に関する是非についてはさらに認識を高めた上で結論を出す必要があるという考えから、継続審査とすることに決定しました。

次に、付託事件に関する総括として各委員の要望や意見を取りまとめ、9月26日に市長、助役、収入役、教育長、教育部長の出席のもと協議を行いましたので、その概要を抜粋して報告いたします。

最初に、総務課に関する事項の1点目として、市内周辺商店街から買い物客が激減したという話を耳にするため、経費節減の影響もあると思われるが、周辺地域への配慮を申し入れました。

この申し入れに対し、理事者から、市としても周辺地域が寂れることは大きな問題であるため、当然可能な努力はす

る考えであるが、商店街としても集客に向けてさらなる努力をお願いしたいとの回答がありました。

続いて、総務課の2点目として、消防団組織のあり方の検討、自主防災組織の立ち上げに向けた指導、活動に対する支援、防災計画の早期策定の4点を要望しました。

この意見に対し、理事者から、消防団組織は団自体の改革を行いたいという考えから団内部で検討する運びになっている。自主防災組織については、市内に4つの組織と組織立ち上げに向けた動きがあり、自分たちの地域は自分たちで守るという認識をさらに高めるため、今回の要望、意見を各総合支所の防災担当者につなぎ、災害に対する万全の体制を目指したい。そして、市の防災計画については県で事前審査中という状況であり、今年度中に策定したい考えであると、それぞれ回答がありました。

続いて、総務課の3点目として、現在郵送となっている行政から市民への行政連絡文書を可能な限り行政連絡員による配付に戻せば、かなりの経費が節減できるのではないか。

この意見に対し、理事者から、現実的に国政選挙のように市の経費負担とならないケースもあるが、確実に本人に届いたかどうか重要であると説明がありました。

次に、財政課に関する事項の1点目として、土地開発公社に対する債務保証について。景気も以前とは異なって、造成すれば完売という時代ではなくなってきたため、債務保証に当たっては慎重に対処されたい。

この意見に対し、理事者から、今後の債務保証については慎重に対応しなければならないと考えていると回答がありました。

続いて、財政課の2点目として、委託契約の中でも運行業務の委託など、万一の委託契約中の事故はどこで責任をとるべきか、法律的なことを含め現実問題として契約内容やあり方を検討すべきではないか。

この意見に対し、理事者から、委託契約は委託した市側にも責任があり、今後中身の精査と業務によって請負契約との検討を行った上で責任分担の明確化を図りたいと回答がありました。

次に、企画調整課に関する事項の1点目として、市のシンボルとなる市の花、木、鳥等の選定に当たっては、どのように活用していくかを企画立案し、その計画を選定委員に示して選定されたい。

この意見に対し、理事者から、1月中をめどに15人の選定委員で今回の提言も参考としながら慎重に協議し、選定したい考えであると回答がありました。

続いて、企画調整課の2点目として、バス事業者による路線の廃止や高齢者世帯、高齢者人口がふえている中で、幹線道路から外れて困っている方々の実態を調査するなど、市民の足を確保するために市としても真剣に取り組む考えであることを実際の行動で示されたい。

この意見に対し、理事者から、福祉的な側面を持った身近な交通手段としてのバスと市の公共施設を結ぶ交通手段の2つの観点から検討の指示を行うとともに、城川―宇和間、宇和―三瓶間の幹線ルートについても宇和島自動車と相談の予定であり、今後議会へ交通体系の計画を提案する考えであるため、そのときにいろいろな提言を受けたいと回答がありました。

続いて、企画調整課の3点目として、花一杯運動に対する原材料費の予算確保の要望を行い、理事者から、具体的に現状を調査しますと回答がありました。

次に、情報推進課に関する事項の1点目として、巨費を投じて市内の公共施設を光ファイバーで結んでいるが、容量に余裕がある部分を民間に貸し出して有効に活用できないか、CATV検討委員会での検討や総務省との協議を含め前向きに取り組まされたい。

この意見に対し、理事者から、光ファイバーとCATVは一体的なものであり、市としては諮問している段階であるため答申を受けてからという考えを持っている。12月には市長へ答申できるということを聞いており、答申を受けた後、国、県へ陳情したいという考え方をしていると回答がありました。

続いて、情報推進課の2点目として、市内の掲示場に公告している内容を市民のほとんどが知らない。できれば、支所等へ問い合わせをすれば簡単な概要程度は答えられるように検討されたい。

この意見に対し、理事者から、指導を徹底したいと回答がありました。

続いて、情報推進課の3点目として、常に高額な電算業務委託料が計上されているが、仕様をオープンにして競争できるようにされたい。

この意見に対し、理事者から、何年に一度見直すことは大切であり、競争によって経費節減できるように努めたいと回答がありました。

次に、会計課に関する事項として、決算書の左半分はほとんど活用されていないため、可能な限り決算書は薄くなるように工夫されたい。

この意見に対し、理事者から、既に指示をしていると回答がありました。

次に、学校教育課に関する事項として、少子化、過疎化の進行に加えて、教育環境のばらつきから学校施設の維持管理に関する多くの要求があり、また耐震診断の結果、補強工事の必要性が出た場合など財源確保のため地元寄附金制度の復活を考えてはどうだろうか。このような状況から、財源を含めた中・長期計画の作成と計画に沿った取り組みが必要ではないか。

この意見に対し、理事者から、地財法の中で施設建設に伴う寄附の割り当ては禁止されており難しい面もあるが、法律に抵触しない寄附であれば可能である。耐震診断の結果については、国で改築より補強という方向性が示されており、国が3分の1、起債が3分の1で起債の70%は交付税に算入される財源措置になっているので、中・長期的な計画の中で考えていく必要があると回答がありました。

次に、生涯学習課に関する事項の1点目として、市全体が経費節減に努力しており、その影響から地区公民館によっては新聞購読を中止しているところもあるようだが、社会教育という観点から必要と思われるので検討されたい。

この意見に対し、理事者から、公民館28館の予算要求の仕方を統一する考え方で進めたいと回答がありました。

続いて、生涯学習課の2点目として、旧宇和町に限定して適用となっている公民館の自主管理補助金のような制度が市全体に適用されれば、地域にとって団体育成を始め、元気の源になると思われるので、公平の原則に基づき全市適用の検討をされたい。

この意見に対し、理事者から、旧宇和町は各公民館の宿日直業務を廃止し、地域が管理することを条件に宿日直料の半額程度を自主管理補助金として交付している状況であり、早急に統一することは難しい状況であると回答がありました。

次に、文化体育振興課に関する事項の1点目として、文化財の保存伝承に対する支援策の検討をされたい。

この意見に対し、理事者から、市の指定文化財についてはできる限り助成していきたい考えであると回答がありました。

続いて、2点目として、高齢化が進行する中で、中・高齢者に視点を合わせた社会体育事業の展開が重要になると考えられ、介護予防支援事業を活用しながら文化体育の振興を図られたい。

この意見に対し、理事者から、18年度からスポーツ立市振興計画を立てて推進する考えであるため、その中で関係各課との連帯と介護予防事業を考え合わせた上で振興を図りたいと回答がありました。

続いて、文化体育振興課の3点目として、宇和文化会館の管理運営委託料の増額に対し、事業費が減額されている。事業を行うことが主たる目的であり、管理費用が事業費を圧迫している。管理方法を含めた委託料の見直しを検討する

べきではないか。

この意見に対し、理事者から、宇和文化会館の決算額には出向職員1人分の人件費が含まれていないため本当の比較ができない。また、三瓶文化会館には教育課の職員が配置され直接管理しているため委託は難しい状況である。以上のことを勘案しながら、効率的な運営形態を検討する方向で進めたいと回答がありました。

続いて、文化体育振興課の4点目として、中町から米博物館までの道路整備に努力されたい。

この意見に対し、理事者から、市道旧町地区196号の改良工事として18年度着工に向けた準備を進めたいと説明がありました。

終わりに、消防本部に関する事項として、三瓶地区の急患は本人の意思にかかわらず八幡浜市内の病院または急患センターへ搬送されることが実態のようなが、過去のカルテが保管されているところで治療することが最善の方法であるため、このことを八幡浜地区施設事務組合で協議されたい。

この意見に対し、理事者から、基本的な考えとして、救急は当番の救急病院での搬送が原則であり、そのような扱いになっていると聞いている。なお、救急業務の広域化については合併前から重要課題となっており、それぞれに難しい問題はありますが、大洲市、八幡浜市、西予市が同じテーブルについていろいろなことを含め議論する必要があると回答がありました。

以上で当委員会に付託されましたすべての議案、認定、請願に関する審査結果の報告を終わらせていただきます。どうぞ審議の上、ご賛同いただきますようお願いいたします。

終わります。

○議長 次に、坂本厚生常任委員長の報告を求めます。

○坂本隆重厚生常任委員長 厚生常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会に付託となりました議案18件の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも全会一致にて決定した次第であります。

以下、審査経過並びに結果について、概要の報告を申し上げます。

まず、議案第133号「西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第134号「西予市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例制定について」は、介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う効果の用語の見直しで、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第135号「西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、法改正であるので異論はないが実質は幾らかかるのかとたまたしたところ、1,342円となる予定であるとの説明を受け、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第137号「合併前の明浜町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料の特例に関する条例を廃止する条例制定について」は、明浜町の区域に存する診療所に勤務する医師で、本条例の適応を受ける者がなくなったため、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第140号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第5号）」のうち、福祉事務所に関する事項については、保育料の今後のあり方、民営統合について、また三瓶の特養について審議がありました。特に、特養については難航していると思うが実際にいつできるのかとの問いに、現在県に申請中であるとの説明を受け、三瓶の住人のためにも早期に完成してほしい意志の統一に至りました。

保育所の遊具の点検に関しては、専門業者による点検を行っているとの説明を受け、安全安心の面からも専決にて修理等を実施してほしいと要望がありました。

保育園と幼稚園の保育料の差額について質疑を行い、審査の結果、原案のとおり可決決定いたしました。

健康づくり推進課に関する事項については、当番医について、日曜、祝日に1日2万3,000円、年間934万1,000円の委託料を支払っているのと説明を受けました。また、クアテルメの指定管理者の経営見直しについて説明を受け、総工費10億2,900万円弱、11月からの開業なので当初の経営方針を見守りたいとし、原案のとおり可決決定いたしました。

市民生活課に関する事項については、ごみに関する件で、委託料が八幡浜は高いのではないかと。契約があと7年あるので、ごみ袋を40円ではごみは減らない。ごみ減量化に向けて検討されたい。また、粗大ごみの委託料を検討すること等について質疑を行い、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第141号「平成17年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）」について、生活保護の対象者になるにはとの質問に対し、生活費の基準があるが一般個人の方で六、七万円、各個人によって違うので認定基準はそれぞれ違うと答弁があり、審査の結果、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第142号「平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」については、未収金が計上されないように収納に努力していきたいとの意見が出され、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第144号「平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」については、各診療所の経営が難しく医師不足が深刻化している。公設民営化を視野に入れた診療所経営を今後の検討課題とし、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第145号「平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第2号）」は、異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第146号「平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）」については、明浜特養ホームの工事は指名競争入札にすべきであるとの意見がありました。原案のとおり可決決定いたしました。

次に、認定第1号「平成16年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、福祉事務所に関する事項については、特に保育料の件について質疑が集中し、所得税の高い人に対して多額の補助金を出し、低い人には少額の補助金になっているのは納得できない。また、滞納者には厳しく指導し徴収すべきでないか等の厳しい意見がありました。が、低所得者の保険料に対しては今後配慮し、滞納等に対しても徴収に努力していきたいとの答弁でありました。

健康づくり推進課に関する事項については、検診等の受診率が低いと思われるので、基本健診の見直しや人間ドックの補助に配慮すべきではないかと調査願いたいとの意見がありました。

市民生活課に関する事項については、ダイオキシン検査委託料、アスベスト関連で問題のある施設はあるのか、野村クリーンセンターのあり方、器具焼却場の取り壊しについて検討するも、費用の面で解決策が見つからないのが現状でありまして、審査の結果、原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号「平成16年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」は、職員数、年齢層について質疑があり、現在13名で一般職員が2名、手袋が中心で受注もあるので収入をふやす方向で指導しているとの説明を受け、原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号「平成16年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、新規貸付の有無、貸付残高、現在1億200万円の活用状況について審査を行い、原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号「平成16年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、レセプト点検について嘱託職員3名、連合会から応援2名で3,700万円の効果を出している。延滞金の処理については努力しているが5年間で時効となり、不納欠損120件との説明がありました。

また、資格証明書の発行について、医療費の削減について、保険証のカード化の検討について等の意見が出され、審

査の結果、原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号「平成16年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」は、一般会計からの持ち出しについて内容の説明を求め、原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号「平成16年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、介護保険料の未収金について、現在は欠損処理を行っていないため公平性の面からも徹底してほしいとの要望をし、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号「平成16年度西予市病院事業会計決算の認定について」、まず、宇和病院について、老朽化しているのが早期に速急に新築してはどうかと。これに對しただしたところ、マスタープランを立てて研究しているが、新病院を建築しても病床数の関係、医師の問題等でなかなか難しいとの答弁であり、宇和町には開業医が多いのでテナント方式もよい方法ではないかとの質疑に、理想的な発想だと、総合病院との意味がなくなる等の問題もあり、現実的には難しいとの答弁でした。

野村病院については、診療内容等充実しており、今後も現状維持に努力してほしいとの意見があり、原案のとおり認定することに決しました。

認定第14号「平成16年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」は、今後ますますの経営努力をお願いし、原案のとおり認定することに決しました。

以上、当委員会に付託されました全議案について慎重に審査いたしました結果、原案のとおり可決、認定いたしましたので、ここに報告いたします。

以上で委員長報告を終わります。

○議長 次に、岡山産業建設常任委員長の報告を求めます。

○岡山清秋産業建設常任委員長 産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

去る9月14日の本会議におきまして、当常任委員会に付託を受けました議案8件、認定が6件及び陳情1件につきまして、9月15日から9月22日までの5日間にわたり、関係部課長の出席を求め説明を聞くとともに現地調査を行うなど、慎重に審査を行ったものであります。その審査の経過並びに結果について報告を申し上げます。

まず、議案第128号「西予市城川農産物加工センター設置条例制定について」であります。その詳細を求めたところ、平成16年度からの継続事業で、既存の第1加工場とあわせて第2加工場を設置する条例であります。当条例の制定により、従来の設置条例は廃止するものであるとの説明があり、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第138号「市道路線の廃止について」及び議案第139号「市道路線の認定について」は、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第140号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第5号）」のうち、当委員会に付託となりました予算について議題とし、質疑に入りました。

委員により、まず当委員会において再三指摘をしております調査設計業務の扱いについてただしたところ、可能な限り職員で取り組むという姿勢の中で、対応不可能なものを外部に委託している。外注ありきではないとの回答がありました。

これを受け、委員より、行政全体で経費削減を視野に入れ、取り組むべき研究課題である。専門職の育成は合併によるメリットの一つであり、理事者には合併の効果を十分に発揮していただきたいとの意見がありました。

検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第147号「平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、前年度繰越金の確定による調整が主なものであり、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第148号「平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について、県道改良に伴う管渠移転工事が主なものであり、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第149号「平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」については、施設整備費の増額が主なものであり、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第150号「平成17年度西予市上水道事業会計補正予算（第1号）」については、人件費に係る補正が主なものであり、検討の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、認定第1号「平成16年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」申し上げます。

委員より、まず株式会社エフシーの現状についてただしたところ、従来の公共事業請負中心から近年は民間の仕事を取り入れるべく努力をしているとの回答がありました。

さらに委員より、労働班員の労働条件において、株式会社エフシーと西予市森林組合に格差があると聞きます。今後、条件整備をしていかない限り共存は難しいのではないかとただしたところ、旧城川町において雇用の場の確保、森林の公益的機能維持の役割を担って設立をされた組織であるが、合併後において、そのまま放置しておくことで不公平感を生じている。年内に結果が出る第三セクターの経営診断を待つて協議をしてみたいとの回答がありました。

これを受け委員より、株式会社エフシーの行う事業を旧町区域だけにとどめず、全市に広げていくよう行政が先手をとって取り組むべきであるとの意見がありました。

また、道路災害復旧工事のうち、台風被害による激甚災害認定箇所の数についてただしたところ、平成16年度及び17年度施工分を合わせ、台風16号分が宇和、野村、城川の3町で計60カ所、台風23号分が全町で計20カ所、合計82カ所であるとの回答がありました。

次に、認定第8号「平成16年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、特段意見がありませんでした。

次に、認定第9号「平成16年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、石綿管の残存状況についてただしたところ、宇和と城川地区において総延長約1万5,000メートルが残っている。現時点で飲料水への影響はないが、今後は管の老朽化ぐあいを見据えながら整備計画を立て、対応してまいりたいとの回答がありました。

次に、認定第10号「平成16年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、中川地区における接続率が68%、数値が低いことについてただしたところ、供用開始後間もないためであり、今後ふえてくるものと考えているとの回答がありました。

次に、認定第11号「平成16年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、今後の公債費の推移についてただしたところ、全体計画が終了する平成26年、27年ごろがピークとなる。第1次認可区域整備における処理場建設が来年度終了すれば、以降の借り入れは減少していくとの回答がありました。

次に、認定第12号「平成16年度西予市上水道事業会計決算の認定について」、委員より、1戸当たり1日平均使用水量が明浜は2.1リットルであり、他町と比較して1.0リットル以上少ない。同じ生活環境にありながら、この違いは尋常ではない。割高な水道料金が影響しているのは明白であるとただしたところ、明浜上水道においては野村ダムからのトン当たり230円の受水料が必要であり、給水原価はトン当たり291円だが、その大部分を受水料が占めており、これが水道料金に影響しているとの回答がありました。

さらに委員より、西予市全体事業としては7,800万円の利益が出ており、これを受水料の補助金として回せないかただしたところ、決算は旧町個々の上水道会計を積み上げた結果であり、市民の理解を得ていくことが今後重要であ

るとの回答がありました。

これを受け委員より、市となったからには一本化が望ましい。合併協議において水道料金は緩やかに調整するとして、あらゆる可能性を模索し、早期の格差は正に努められるよう要望をいたしました。

次に、陳情第3号「林業活性化に向けた委員会の設置、事業の継続・拡大と経費助成を求める陳情について」、これの審査結果を報告申し上げます。

木材価格が長期低迷する中で、旧城川町で実施されている間伐材出荷促進対策事業は森林所有者の支えとなっており、また意欲を喚起をするための重要な事業と認識しております。当委員会では、事業の継続また全市適用をこれまで強く要望してきたところであり、不可欠な作業道開設とあわせ、特段の配慮をお願いするものであります。

なお、森づくり委員会の設置についても、既存組織の活動に歩調を合わせた形で検討していただきたいと思います。よって、委員会としましては、当陳情につきまして採択することに決しました。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長 以上で各委員長長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

まず、議案第125号「西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について」から議案第137号「合併前の明浜町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料の特例に関する条例を廃止する条例制定について」までの13件を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。起立多数です。よって、議案第125号から議案第137号までの13件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第138号「市道路線の廃止について」及び議案第139号「市道路線の認定について」の2件を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。起立多数です。よって、議案第138号及び議案第139号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第140号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第5号）」についてから議案第150号「平成17年度西予市上水道事業会計補正予算（第1号）」についてまでの11件を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。起立多数です。よって、議案第140号から議案第150号までの11件は原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号「平成16年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成16年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの14件を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。起立多数です。よって、認定第1号から認定第14号までの14件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、請願第2号「教育基本法の早期改正を求める請願について」及び陳情第3号「林業活性化に向けた委員会の設置、事業の継続・拡大と経費助成を求める陳情について」の2件を採決いたします。

まず、請願第2号はただいまの委員長報告のとおり継続審査することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。起立多数です。よって、請願第2号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3号はただいまの委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。起立多数です。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時25分）

○議長 再開いたします。（再開 午後2時37分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第151号「西予市消防団宇和分団第1部ポンプ自動車の取得について」から議案第153号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第6号）」までの3件及び常任委員会における閉会中の継続審査について並びに議員派遣の件についてを本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、5件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 日程第2、議案第151号「西予市消防団宇和分団第1部ポンプ自動車の取得について」及び議案第152号「西予市消防団野村分団第3部ポンプ自動車の取得について」の2件を一括して議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○荒井消防本部消防長 議案第151号「西予市消防団宇和分団第1部ポンプ自動車の取得について」、議案第152号「西予市消防団野村分団第3部ポンプ自動車の取得について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

現在、配備されている西予市消防団宇和分団第1部ポンプ自動車及び野村分団第3部ポンプ自動車につきましては、購入後それぞれ20年近くが経過し、故障も多く消防活動に支障を来しているため、今回更新するものであります。

まず、宇和分団第1部ポンプ自動車につきましては、去る9月20日に指名競争入札を行い、小川ポンプ工業株式会

社松山営業所長眞部治夫氏が2,045万4,000円で落札と決定し、続いて野村分団第3部ポンプ自動車につきましては、同日の指名競争入札により、株式会社岩本商会宇和島営業所所長城下俊光氏が2,152万5,000円で落札と決定し、それぞれ備品購入仮契約を締結いたしました。今回のポンプ自動車の取得に当たり、西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第151号及び議案第152号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第151号「西予市消防団宇和分団第1部ポンプ自動車の取得について」及び議案第152号「西予市消防団野村分団第3部ポンプ自動車の取得について」、原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。起立多数であります。よって、ただいまの議案第151号及び議案第152号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 日程第3、議案第153号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第6号）」についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○三好市長 議案第153号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第6号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正の主な内容につきましては、先般の一般質問にもご指摘がございましたとおり、今日大変な社会問題となっておりますアスベストに係る調査費及び除去費、また台風14号による災害復旧費を計上させていただいております。

ご承知のとおり、この台風14号は非常に大型で猛烈な勢力を保ったまま上陸し、各地で甚大な被害を及ぼしてまいりました。さかのぼって申しますと、9月6日の九州上陸時の進路状況からの予想では、当市は完全に直撃を受けるものではないかと大変心配をいたしておりましたが、時間が経過するうちに徐々に進路が変わり、当地域は幸いにしても人的被害や大規模災害はほとんどなく、大変安堵したところであります。しかし、野村、城川地域においては、その後の調査を重ねるたびに予想外の小規模災害が判明し、農地災害では106件、農業用施設災害は82件、林業用施設災害では61件、公共土木施設災害では87件の被害が確認されました。

これにつきましては、今回の被害状況の把握が何分にも小規模災害のため、住民からの通報によって現地確認をするといったケースも多々ございましたので、幾分日数を費やすことになったものでございます。従いまして、議員各位に対してもご報告そのものが若干おくれましたが、ともあれ、住民の生活基盤の安定を図ることが最優先であり、また国土保全等々の観点からしても早急に対応しなければならない事案でありますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

では、本補正予算でございますが、議決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ6億5,654万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を280億5,394万2,000円と定めるものでございます。

以上、ご説明いたしました。詳細な点につきましては担当課長から補足説明をいたさせますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○清水財政課長 （補足説明）

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第153号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第153号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第6号）」について、原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。起立多数であります。よって、ただいまの議案第153号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 日程第4、「常任委員会における閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付のとおり、地方自治法第109条第6項の規定により、調査終了時まで閉会中の継続審査を実施したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。各委員長の申し出の事件を閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 日程第5、「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、「議員派遣の件について」は、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたします。

三好市長から定例会閉会のあいさつがあります。

○三好市長 それでは、平成17年第3回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会では22日間の長きにわたり提案いたしました45件につきまして、滞りなくご審議をいただきまことにありがとうございます。審議の間におきまして、さまざまなご指摘、ご意見をいただきました点などにつきましては、執行に当たり、十分心して努めていきたいと存じております。

また、一般質問につきましては、それぞれの立場から多種多様なご質問をいただきました。それぞれの答弁いたしましたとおり、実施できるものから責任を持って進めていく所存であります。さらに、決算審査の委員長報告にありましたご指摘につきまして、新年度予算以降、予算に反映したいと思っております。ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ところで、去る9月18日に平成18年度採用予定の職員採用試験を行い、現在一般行政職については第一次試験合格者を、他の職種につきましては合格者を選考中であります。西予市合併に伴う行政のスリム化のために狭き門となり、西予市職員を目指す若い方々には大変気の毒になっているところでありますが、その分難問を突破し、合格者となられる方々には、将来の西予市を担っていただく優秀な人材として大いに期待をしているところであります。

10月に入り急に涼しくなってきましたが、季節の変わり目にはとにかく体調を壊しやすいものです。議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、市政運営に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 これをもって平成17年第3回西予市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時00分

平成17年第3回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議会報告第1号	各常任委員会の視察研修報告について	17.9.13	報 告
議案第124号	平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業石城地区処理施設土木・建築工事変更請負契約について	17.9.13	原案可決
議案第125号	西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について	17.10.4	原案可決
議案第126号	西予市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について	17.10.4	原案可決
議案第127号	西予市職員の修学部分休業に関する条例制定について	17.10.4	原案可決
議案第128号	西予市城川農産物加工センター設置条例制定について	17.10.4	原案可決
議案第129号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	17.10.4	原案可決
議案第130号	西予市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について	17.10.4	原案可決
議案第131号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について	17.10.4	原案可決
議案第132号	西予市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	17.10.4	原案可決
議案第133号	西予市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例制定について	17.10.4	原案可決
議案第134号	西予市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例制定について	17.10.4	原案可決
議案第135号	西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	17.10.4	原案可決
議案第136号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	17.10.4	原案可決
議案第137号	合併前の明浜町の区域に存する診療所に勤務する医師の給料の特例に関する条例を廃止する条例制定について	17.10.4	原案可決
議案第138号	市道路線の廃止について	17.10.4	原案可決
議案第139号	市道路線の認定について	17.10.4	原案可決
議案第140号	平成17年度西予市一般会計補正予算（第5号）	17.10.4	原案可決
議案第141号	平成17年度西予市授産場特別会計補正予算（第1号）	17.10.4	原案可決
議案第142号	平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	17.10.4	原案可決
議案第143号	平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）	17.10.4	原案可決
議案第144号	平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	17.10.4	原案可決
議案第145号	平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第2号）	17.10.4	原案可決

議案第 1 4 6 号	平成 1 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	17.10.4	原案可決
議案第 1 4 7 号	平成 1 7 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	17.10.4	原案可決
議案第 1 4 8 号	平成 1 7 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）	17.10.4	原案可決
議案第 1 4 9 号	平成 1 7 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	17.10.4	原案可決
議案第 1 5 0 号	平成 1 7 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 1 号）	17.10.4	原案可決
議案第 1 5 1 号	西予市消防団宇和分団第 1 部ポンプ自動車の取得について	17.10.4	原案可決
議案第 1 5 2 号	西予市消防団野村分団第 3 部ポンプ自動車の取得について	17.10.4	原案可決
議案第 1 5 3 号	平成 1 7 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）	17.10.4	原案可決
認定第 1 号	平成 1 6 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	17.10.4	認 定
認定第 2 号	平成 1 6 年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	17.10.4	認 定
認定第 3 号	平成 1 6 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	17.10.4	認 定
認定第 4 号	平成 1 6 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	17.10.4	認 定
認定第 5 号	平成 1 6 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	17.10.4	認 定
認定第 6 号	平成 1 6 年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	17.10.4	認 定
認定第 7 号	平成 1 6 年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	17.10.4	認 定
認定第 8 号	平成 1 6 年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	17.10.4	認 定
認定第 9 号	平成 1 6 年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	17.10.4	認 定
認定第 1 0 号	平成 1 6 年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	17.10.4	認 定
認定第 1 1 号	平成 1 6 年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	17.10.4	認 定
認定第 1 2 号	平成 1 6 年度西予市上水道事業会計決算の認定について	17.10.4	認 定
認定第 1 3 号	平成 1 6 年度西予市病院事業会計決算の認定について	17.10.4	認 定
認定第 1 4 号	平成 1 6 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	17.10.4	認 定
請願第 2 号	教育基本法の早期改正を求める請願について	17.10.4	継続審査

陳情第 3号	林業活性化に向けた委員会の設置、事業の継続・拡大と経費助成を求める陳情について	17.10.4	採 択
	常任委員会における閉会中の継続審査について	17.10.4	原案可決
	議員派遣の件について	17.10.4	承 認